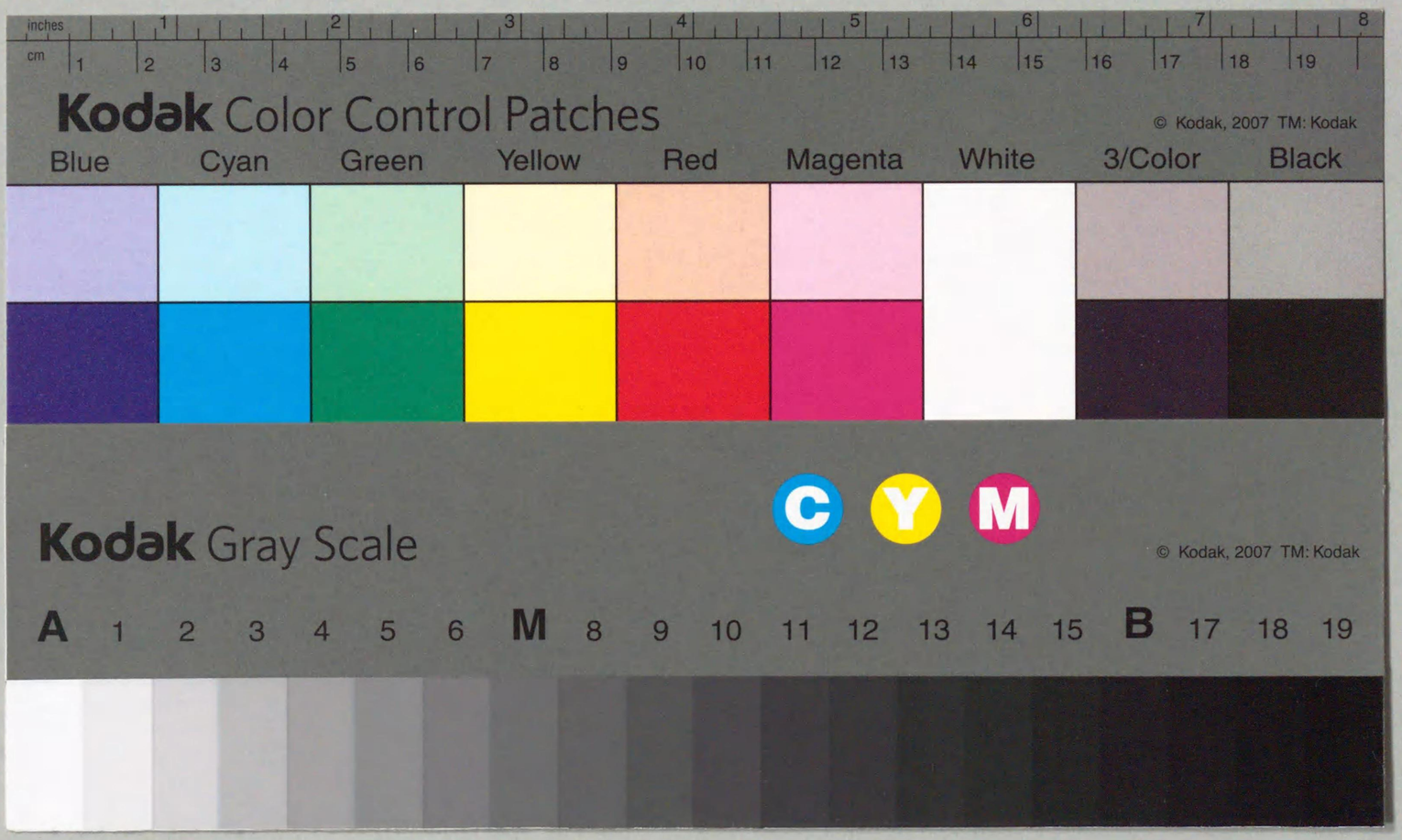

H57-H3
12005060591 6

教育に關する勅語渙發五十年記念資料展覽圖錄

H57-H3

國立國會圖書館藏書
I 種
W
1200500605916

序

光輝ある紀元二千六百年に當り教育に關する勅語渙發五十年を迎へたことはその意義極めて深きものがある。　天皇陛下には去る十月三十日文部省主催の下に明治神宮外苑憲法記念館に於て擧行せられた教育に關する勅語渙發五十年記念式典に御名代として閑院宮載仁親王殿下を御差遣あらせられ、優渥なる勅語を降し給うたことは洵に畏き極みである。教學局に於ても聖訓奉體の一助となさんがため十月二十六日より三日間文部省内にて教育に關する勅語渙發に關係ある諸資料の展覽を行つたのであるが、更にこれが圖錄を刊行して廣く教育の資に供することとした。

惟ふに我が國の教育は明治維新以來着々進展を見たが、一面歐米の學術文化の攝取に急を要した餘り、動もすれば之に對する嚴正なる批判と確實なる把握とを缺き、竟には國民思想の混亂を招來するに至つた。明治天皇には夙に教育に深く軫念あらせられ屢〻聖諭を垂れさせ給へるところ、明治二十三年十月三十日皇祖皇宗の御遺訓を紹述して教育に關す

る千載不磨の聖勅を渙發あらせられ、以て教學の大本を昭にし國民の嚮ふべきところを示し給うた。爾來年を閲すること茲に五十年、聖訓は炳として日星の如く國民は常にこれを奉體し以て今日に至つた。

今や我が國は聖戰第五年を迎へんとして時局は益々重大である。此の未曾有の時艱を超克して興亞の大業を成就し皇國の世界史的使命を達成することは正に皇國民の任務である。今日國を擧げて國體の本義に基づく新體制確立の努力がなされてゐるのも亦一にこれがためである。而して教育は國家興隆の源であつて國防、政治、經濟、產業、文化等國運の發展は一に教育に懸り、新體制に於て教育の占むべき地位は殊に重且大と云ふべきである。教育の任に在る者は克く大訓に恪遵して教學の刷新振興に力め國民亦この大道を實踐して臣民の道を全うし誓つて聖旨に對へ奉らねばならぬ。

昭和十五年十二月

教學局

凡例

一、本圖錄は昭和十五年十月二十六日より三日間文部省に於て開催した教育に關する勅語渙發五十年記念資料展覽會に展示された資料を網羅したものであつて、大部分はこれを寫眞版として收錄し、製版上困難なるもの其の他はこれを活字版として揭げ、解說を附して讀者の便に資した。

二、本圖錄刊行に當り資料を貸與し種々格別なる厚意を寄せられた諸家諸方面に對し深甚の謝意を表する。

三、本圖錄の解說は東京帝國大學助教授海後宗臣氏の執筆に係るものである。

四、本圖錄の閲讀に際しては國民精神文化研究所發行に係る「教育勅語渙發關係資料集」を參照されたし。

目次

卷頭圖版
教育勅語御下賜之圖
元田永孚謹書教育に關する勅語
文部大臣橋田邦彦謹書教育に關する勅語渙發五十年記念式典に於て賜りたる勅語
山縣有朋肖像
芳川顯正肖像
元田永孚肖像
井上毅肖像
圖版
一、御巡行御行列竝御供官員附……一
二、千草の花……二
三、陸路廼記……三
四、教學大旨……四
五、教學大旨草稿……四
六、教育議……六

七、教育議附議……六
八、方今學科につき意見……八
九、小學修身訓……一〇
一〇、修身書編纂主意……一一
一一、小學修身書……一二
一二、民間修身書數種……一四
和漢修身訓……一四
修身兒訓……一四
男女普通小學諸禮法……一五
皇朝女子立志編……一五
一三、學制につき勅諭……一六
一四、勅喩大意……一八
一五、幼學綱要……一八
一六、幼學綱要校訂要本……一九
一七、幼學綱要編纂主意……二〇
一八、幼學綱要編纂稿本……二一
一九、幼學綱要目錄……二二

二〇、幼學綱要草稿本……二二
二一、幼學綱要序文草稿……二二
二二、元田永孚日記……二三
二三、欽定本下賜規則……二四
二四、幼學綱要濟々黌下賜願……二四
二五、明治孝節錄……二五
二六、明治孝節錄草稿……二六
二七、婦女鑑……二七
二八、婦女鑑原稿……二七
二九、婦女鑑草稿……二七
三〇、華族女學校教育につき御親諭……二八
三一、聖喩記……二九
三二、各學校臨幸御内定覺書……三〇
三三、萬機御親裁の際勅諭につき……三一
三四、國憲大綱……三一
三五、國教論……三四
三六、修身書勅撰に關する記錄……三四

三七、明倫院に關する建議……三五
三八、德育大意……三五
三九、教育大旨……三七
四〇、教育大旨草稿……三九
四一、學政要頃……四〇
四二、森文相教育意見書……四二
四三、森文相教育上奏文案……四四
四四、勅令師範學校條目中意見具狀案……四四
四五、日本道德論……四四
四六、日本教育原論……四八
四七、教育適用日本道德方案……四九
四八、德育新論……四九
四九、國體發揮……五〇
五〇、德育鎭定論……五〇
五一、德義論に關する意見……五一
五二、五月十二日附元田永孚宛山縣有朋書簡……五二
五三、六月二十日附山縣有朋宛井上毅書簡寫……五二

五四、六月二十五日附山縣有朋宛井上毅書簡寫……五五
五五、八月二十六日附井上毅宛元田永孚書簡……五六
五六、八月三十一日附井上毅宛元田永孚書簡……五八
五七、十月二十二日附井上毅宛芳川顯正書簡……六一
五八、十月二十五日附元田永孚宛德大寺實則書簡……六三
五九、十一月二日附元田永孚宛井上毅書簡……六四
六〇、十一月三日附山縣有朋宛元田永孚書簡……六四
六一、十一月五日附元田永孚宛山縣有朋書簡……六八
六二、教育に關する勅語渙發に際し文部大臣訓示……六八
六三、教育勅語謄本頒布趣旨……六九
六四、教育勅語渙發直後芳川文相教育意見書……七〇
六五、勅語奉體に關する府縣知事の解答……七一
六六、德教に關する勅諭の議……七二
六七、勅語衍義……七三
六八、勅語衍義稿本封筒……七四
六九、勅語衍義御內覽稿本……七五
七〇、勅語衍義稿本(江木閲本)……七六

七一、勅語衍義稿本（井上閲本）……七七
七二、諸衍義書……七八
教育典範……七八
勅語解釋……七八
教育勅語衍義……七八
聖訓述義……七九
教育勅語衍義……七九
勅語註解日本教育之基礎……八〇
教育勅語衍義……八〇
勅語私解……八一
勅語と佛教……八一
教育勅語訓義……八二
勅語と佛教……八二
大日本教……八三
勅語衍義修身寶典……八三
童蒙勅語圖解……八四
勅語修身經階梯……八四
七三、教育勅語渙發後小學修身書……八五
聖旨道德高等小學修身書……八六
高等小學修身書……八六
高等小學修身書……八七
小學修身訓……八八

資料

一、教育議……八九
二、教育議附議……九一
三、小學校教則綱領起草記錄……九三
四、幼學綱要につき内藤耻叟上奏文稿……九四
五、士族授産竝教育につき勅旨……九五
六、華族女學校教育につき御親諭……九六
七、國教論……九六
八、森文相に對する教育意見書……九八
九、倫理教科書につき意見書……九九
一〇、修身書勅撰に關する記錄……一〇〇
一一、明倫院に關する建議……一〇一
一二、森文相教育上奏文案……一〇二
一三、北垣氏學校視察につき元田永孚宛書簡……一〇四

一四、學校視察につき北垣宛元田永孚書簡稿……一〇六
一五、德義論に關する意見……一〇七
一六、明治二十三年地方長官會議記事……一〇九
一七、山縣有朋教育勅語渙發に關する談話筆記……一一〇
一八、芳川顯正記「教育勅語御下賜事情」……一一二
一九、芳川顯正伯謹話「教育勅語渙發由來」……一一六
二〇、五月十二日附元田永孚宛山縣有朋書簡……一一九
二一、六月二十日附山縣有朋宛井上毅書簡寫……一二〇
二二、六月二十五日附山縣有朋宛井上毅書簡寫……一二二
二三、八月二十六日附井上毅宛元田永孚書簡……一二三
二四、八月三十一日附井上毅宛元田永孚書簡……一二三
二五、十月二十二日附井上毅宛芳川顯正書簡……一二三
二六、十月二十二日夜附井上毅宛芳川顯正書簡……一二三
二七、十月二十三日附井上毅宛芳川顯正書簡……一二四
二八、十月二十四日附井上毅宛芳川顯正書簡……一二四
二九、十月二十五日附元田永孚宛德大寺實則書簡……一二四
三〇、十一月一日附井上毅宛芳川顯正書簡……一二五

三一、十一月二日附元田永孚宛井上毅書簡……一二五
三二、十一月三日附山縣有朋宛元田永孚書簡……一二五
三三、十一月五日附元田永孚宛山縣有朋書簡……一二六
三四、教育勅語渙發直後芳川文相教育意見書……一二六
三五、勅語奉體に關する府縣知事の解答……一三五
三六、德教に關する勅諭の議……一三八
解　說……一四一

教育勅語御下賜之圖

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ソ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　御璽

皇祖考翼ニ聖勅ヲ降シタマヒテ國體ノ
精華ヲ闡明シ國民道德ノ大本ヲ昭示シ
タマヒシヨリ茲ニ五十年ナリ而シテ爾
臣民克ク聖勅ノ趣旨ヲ體シ夙夜振勵文
ヲ經トシ武ヲ緯トシ敎化爰ニ洽ク學風
以テ振ヒ國運ノ隆昌克ク今日アルヲ致
セルハ朕ノ深ク懌フ所ナリ
今ヤ國際ノ情勢ハ曠古ノ大變ニ際會セ
リ爾臣民其レ世局ニ鑒ミ億兆心ヲ一ニ
シ時艱ヲ克服シテ大訓ノ聖旨ニ副ヒタ
テマツリ以テ德輝ヲ四表ニ光被センコ
トヲ期セヨ

文部大臣橋田邦彦謹書　教育に關する勅語渙發五十年記念式典に於て賜りたる勅語

山縣有朋肖像

公爵山縣有道藏

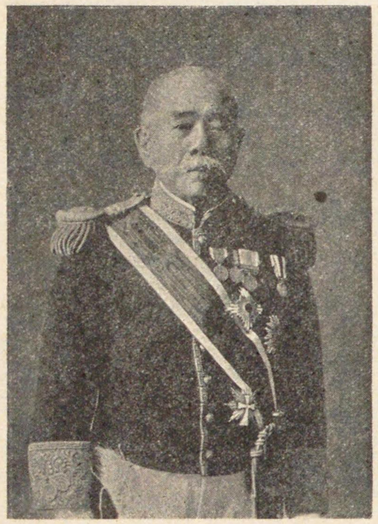

芳川顯正肖像

伯爵芳川寛治藏

元田永孚肖像

男爵 元田竹彦藏

井上毅肖像

子爵 井上匡四郎藏

圖版

一、御巡行御行列並御供官員附　尾佐竹　猛藏

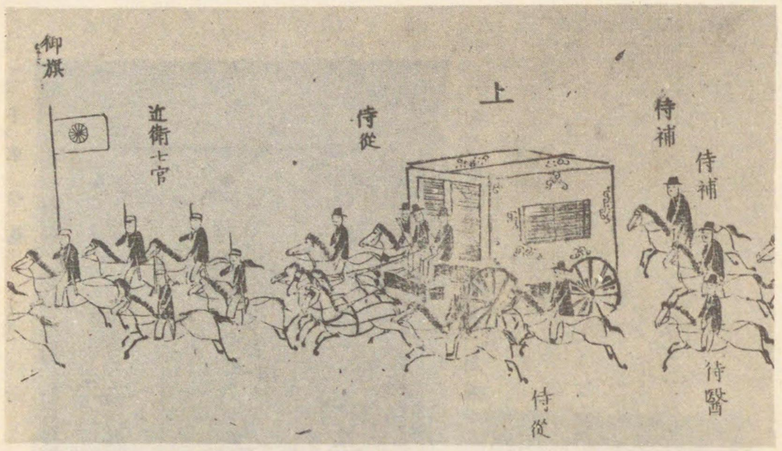

（一）

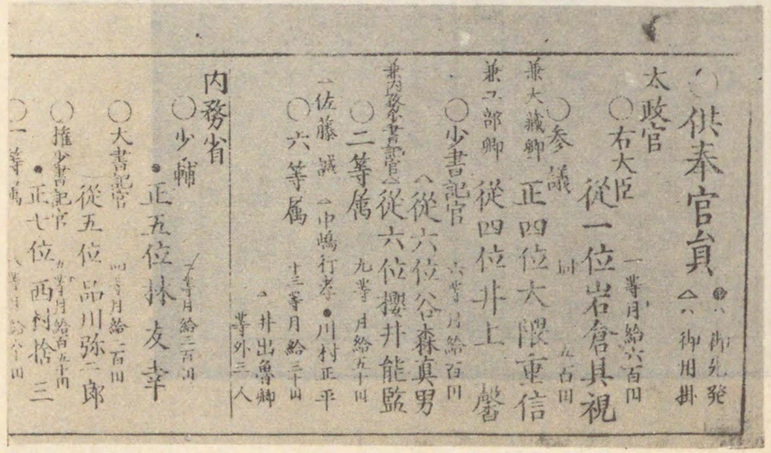

○供奉官員（御先發　御用掛）

太政官

○右大臣　一等月給六百円　從一位岩倉具視

○參議　同　五百円　兼大藏卿　正四位大隈重信

兼工部卿　從四位井上馨

○少書記官　六等月給百円　（從六位谷森真男

兼內務書記官）從六位櫻井能監

○二等屬　九等月給五十円

（佐藤誠　中嶋行孝　●川村正平

○六等屬　十三等月給三十円　（井出魯卿

等外三人）

內務省

○少輔　七等月給三百円

●正五位林友幸

○大書記官　四等月給一百円　從五位品川彌二郎

○權少書記官　九等月給百五十円　●正七位西村捨三

○一等屬　八等月給六十円

（二）

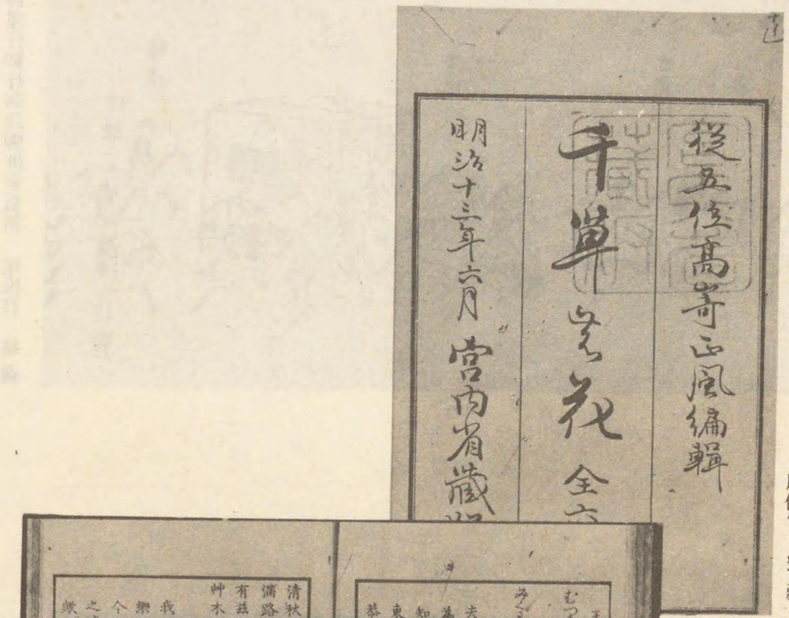
從五位高寄西風編輯
千草の花　全六
明治十三年六月　宮内省藏版

（一）

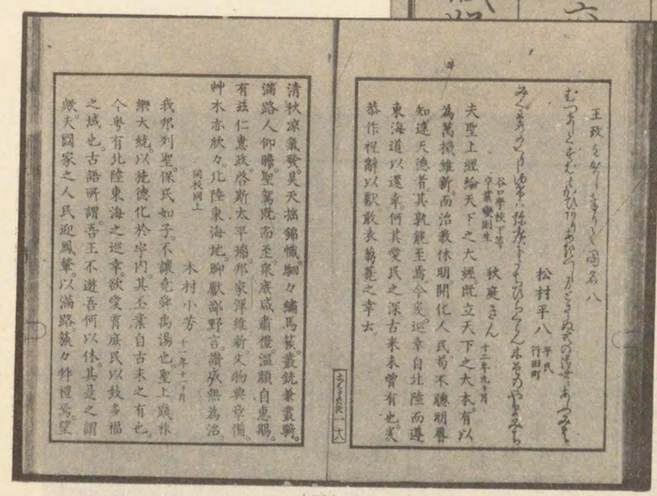

（二）

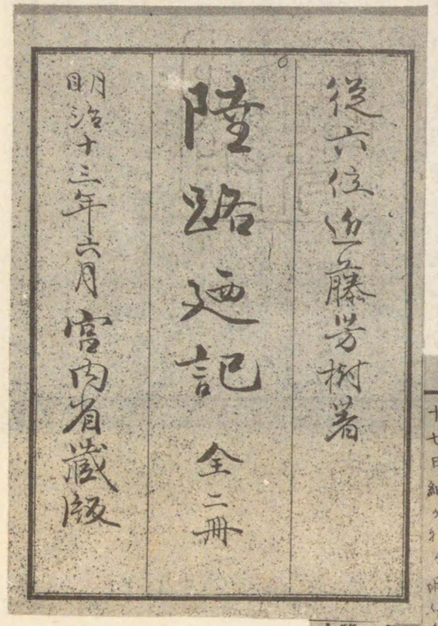
從六位近藤芳樹著
陸路廼記　全二冊
明治十三年六月　宮内省藏版

（一）

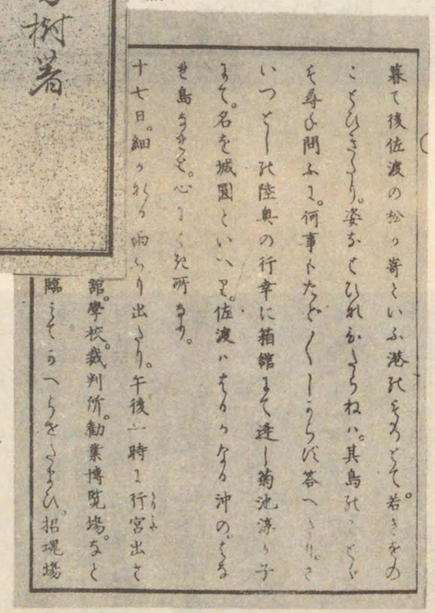

（二）

聖旨

教學大旨

教學ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才藝ヲ究メ、以テ人道ヲ盡スハ、我祖訓國典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近專ラ智識才藝ノミヲ尚ビ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者サヘナカラス、然ル所以ノ者ハ、維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲステ、一時西洋ノ所長ヲ取リ、日新ノ効ヲ奏スト雖モ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、將來ノ恐ル、所終ニ君臣父子ノ大義ヲ

五樂園

知ラサルニ至ランモ測ル可カラス、是我邦教學ノ本意ニ非サル也、故ニ自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ツキ、專ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ學ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠實品行ヲ尚ト、然ル上各科ノ學ハ、其才器ニ隨テ益ヲ長進シ、道德才藝、本末全備シテ、大中至正ノ教學天下ニ布滿セシメハ、我邦獨立ノ精神元氣益々充伸シテ宇內ニ恥ルナシ無カル可シ、

小學條目二件

一仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ、然ルニ其幼少ノ始ニ、其腦髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ、他ノ物事已

（一）

ニ耳ニ入リ、先入主トナル時ハ、後來何ヒ為ス可カラス、故ニ當世小學校ニテ繪圖ノ設ケアルニ準シ、古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ画像眞ヲ掲ケ、幼年生入校ノ始ニ先ツ此画像ヲ示シ、其行事ノ概略ヲ說諭シ、忠孝ノ大義ヲ第一ニ腦髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス、然ル後ニ諸物ノ名狀ヲ知ラシムレハ、後來忠孝ノ性ヲ養成シ、博物ノ學ニ於テ本末ヲ誤ル事無カルヘシ、

一去秋各縣ノ學校ヲ巡覽シ、親シク生徒ノ技業ヲ驗スルニ、或ハ農商ノ子弟ニシテ其說ヲ所多ク

五樂園

ハ高尚ノ空論ノミ、甚キニ至テハ、善ク洋語ヲ言フト雖モ之ヲ和語ニ譯スル能ハス、此輩他業卒リ家ニ帰ル時、再タ本業ニ就キ難ク、又高尚ノ空論ニテハ、官ト為ルモ無用ナル可シ、加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ、縣官ノ妨害トナルモ少ナカラサルヘシ、是皆教學ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ、故ニ農商ニハ農商ノ學科ヲ設ケ、高尚ニ馳セス實地ニ基ツキ、他日學成ル時ハ、其本業ニ帰リテ、益々其業ヲ盛ニスルノ教則アラント欲ス、

（二）

教育ノ主義ハ道德彝倫ヲ本トシテ知識才藝ニ達シ以テ人道ヲ盡シ風俗ヲ淳クシテ國家ノ精神元氣ヲ培養スル所以ナリ、然ルニ維新後一時西洋ノ所長ヲ取リシヨリ人心ノ赴ク所本ヲ棄テ末ニ走リ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者サヘナカラス、其弊將ニ忠孝ノ

（一）

義ヲ知ラサルニ至ラントス、故ニ自今以往、仁義忠孝ヲ明カニシテ誠實品行ヲ尚ト、道德ノ學ハ孔子ヲ主トシテ百科ノ學之ヲ羽翼シ、人々孝弟ニ敦ク忠義ニ奮ヒ、廉恥禮讓ヲ守リ而シテ才能技藝其器ニ應シテ進長シ、本末全備シテ大中至正ノ學全國ニ布滿セハ、我邦獨立ノ精神元氣益々充伸シテ宇內ニ恥ルナシ、

（二）

教育議

詐ヲ尚ヒ利ヲ務ムテ廉恥ヲ知ラス、訟ヲ好ミ爭ヲ長シテ情誼ヲ顧ミス、禮讓地ニ墜チ、倫理漸ク衰フ、是ヲ制行ノ敗レトス、好ノ怪僻ノ說ヲ爲シ、輒ク激昂ノ論ヲ揚ケ、人心ヲ扇動シ、國體ヲ破壞シ、禍亂ヲ醸成シテ以テ快トス、是ヲ言論ノ敗レトス、此二ツノ者其勢相依ル、要シテ之ヲ論スル時、實ニ風俗ノ弊ニ外ナラス、此時ニ當テ教育ノ道ヲ愼ムコト固リ緊要トス、

但風俗ノ弊、蓋シ由テ來ル所アリ、譬ヘハ疾ヲ治スルカ如シ、先ツ其病因ヲ求メテ而シテ後始メテ藥石ヲ下スヘシ、病

五樂園

因明ラカニシテ、專ラ痼疾ヲ拔ハントキハ、劑ヲ下スニ誤ラサル者少キ、今弊端ヲ因由スル所ヲ求メテ之ヲ左ニ述ヘントス、

維新ノ際、古今非常ノ變革ヲ行フヤ、風俗ノ變亦之ニ從フ、是勢ノ已ムヲ得サル者ナリ、何トナレハ第一鎖國ノ制ヲ改テ交際ノ自由ヲ許シ、第二封建ヲ廢シテ武門紀律ヲ解ク、蓋シ鎖國ノ制、人心ヲ拘束シテ故常ニ安習シ、耳目ヲ制限シテ範圍ノ中ニ局促シ、他ニ企望所アルヲ得サラシム者ナリ、封建ノ紀律、戰國餘ニ出テ、士人康隅ヲ磨礪シ名ニ死スルヲ以テ榮トス、生ヲ計ル者ハ汚トシ、利ヲ言フ者ハ羞セス、而シテ割據ノ遺風各藩自ラ限リ運輸通セス、人民去留

(一)

臣博文

誠惶頓首、臣前日

陛見ヲ忝クシ下問親シク教育ヲ改良シ以テ風俗ヲ矯正スルノ事ニ及ヒ、此ニ誠ニ

聖意ノ在ル所、深ク時弊ヲ鑑ミ、宏圖悠遠ナリ、臣感激至ニ堪ヘス、謹テ議一道ヲ草シ、仰テ

聖鑑ノ乞フ、蓋シ

陛下既ニ悉セル所ノ者、臣敢テ贅言ヲ重ネ以テ聽聽ヲ煩サス、今陳スル所ノ者ハ、專ラ闕遺ヲ拾ヒ、涓埃ノ微、萬一ニ裨補センコトヲ願フノミ、恒

五樂園

聖明之ヲ裁セヨ

臣博文、誠惶誠恐頓首

明治十二年九月

(二)

教育議附議

一原議ニ云フ所ノ制行ノ敗レ云々、言論ノ敗レ云々是乃

聖旨ノ云フ所ノ品行ヲ破リ風俗ヲ傷ヒ仁義忠孝ヲ後ニスルノ流弊ナリ、故ニ康恥ヲ尚ト、禮讓ヲ重シ、倫理ヲ篤クスル教育ヲ施ス時ハ、制行敗レサル可ク、平易公正ノ論ヲ主トシ、微昂相凌クノ風ヲ戒メ、人心ヲ協和シ、國體ヲ扶植スル教育ヲ施ス時ハ、言論ノ敗レサル可シ、是

聖旨ノ本義ニシテ、其要ハ仁義忠孝ヲ明カニスルニ在ル而已、其節目ノ方法ハ、閣臣文部ノ參考設立スル所ノ其當ヲ得ルヲアルハ論ヲ待タス、

一原議ニ云フ所ハ、倫理風俗ニ係ル讀本ノ良善ナル者ヲ擇ヒ之ヲ用ヒル、教官ノ約束シ教官訓導ヲ施行スルニ在ルハ至論ナリ、然レトモ其倫理風俗ニ係ル良善ナル讀本ト云ヘル、西洋ノ脩身學ニモ之アルヘシ、難トモ之ヲ要スルニ、孝經論孟學庸詩書ノ上ニ出ツ（カラス、且西洋ノ脩身學ニ云フ所、君臣ノ義薄ク、夫婦倫ヲ父子ノ上ニ置クカ如キ、固リ我邦ノ道ニ悖レ、且脩身ノ書多クハ邪教法ニ出ツ故ニ

(一)

八、更ニ最高等ノ學科ノ設ケ必アル（キナリ、

一原議ニ云フ所ノ、古今ノ折衷シ、經典ヲ斟酌シ、一ノ國教ヲ建立シテ以テ世ニ行フヲ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、抑其人アルトハ誰カ指シ云ハン、今

聖上陸下、君ト爲リ師ト爲ルノ御天職ニシテ、內閣亦其人アリ、此時ヲ置テ將ニ何ノ時ヲ待タントス、且國教ナル者、古新タニ建ルニ非ス、

祖訓ノ敬承シテ之ヲ闡明スルニ在ルノミ、其人民ノ信從スルト否サルトハ、唯

陛下ノ閣臣ト厚ク信シテ恒久撓マサルニアリ、彼ノ佛法耶穌教ノ安鑿信スルニ足ラサルモ、其死生禍福利害ノ人心ニ切當ナルヲ以テ、人々迷信沈溺動スヘカラサルニ至ルヲ見レハ、則國教ノ立ツト立タサルトハ、我信スルノ厚キト厚カラサルトニ決スルノミ、其人民ノ信否ハ、政府ノ管制スヘキ所ニ非ルハ、原議ノ云フ所ノ如ク、佛法ノ入ル已ニ久シク、耶穌教又之ヲ不問ニ置キ、之ヲ禁止スヘカラサレハ、則國教建明施行スル、

陛下ノ閣臣トノ最確鵠行ニ出テサルヘカラサルナリ、歐州ノ事、臣之ヲ審カニセスト雖トモ其帝王宰

(二)

方今學科盛ニ開ケ。人知リテ學ハ必ス孔孟ニ由ル可カラスト為ス。是道德ノ却歩スル所ヲシテ知識モ隨テ偏重ニ失スル也。蓋シ道德ノ學。體用本末。純全完備スルヲシテ貴レトスル故ニ。古今内外ノ異同ヲ察シ。賢愚淳薄ノ等位ヲ詳カニシ。今日ノ學科ニ於テ。斟酌審択スル所アリ。而シテ其主眼スル所ハ孔子ヲシテ道

德學ノ標的ト為サヽル可カラス。今西洋脩身ノ書多シト雖モ。其源ハ耶穌教法ニ出ツルヲシテ。其大ヲ論スレハ第一君臣ノ義無ク父子ノ親薄ク。其小ヲ論スレハ未來ノ應報利害ヲシテ人心ヲ迷ハス。根本既ニ違フヲシテ。其末ノ嘉言善教アリトモ。首トシテ之ヲ讀マレメハ先入主トナリ。我邦ノ大義ヲ愆ルニ至ル大ナリ。孔子ノ學ハ孝悌忠信。禮義廉恥ニ始マリ。君々タリ臣々タリ。父々タリ子々タリ。

夫婦々々タリ。己ヲ脩ノ人ヲ治ノ。仁義ヲ行ヒ。德性ヲ盡シ。シテ天下ヲ平カスルノ道學。百得アリテ一失ナレ。善ク讀ム者ハ。論語ノ一書ニテ。終身用ヒ盡サス。此理ヲ擴充シテ。天下ヲ治ル何ンカ有シ。只孔子ノ意ヲ熟知セス。道理ノ至ル處ヲ極メサル故ニ。孔孟ノ學。今日ノ時世ニ於テ。或ハ不足ナリトシ。或ハ迂闊ナリトシ。別ニ新奇ノ書ヲ求メントス。是不見識ノ至リ。

假令別ニ新書ヲ撰定スルニ。決シテ四書ノ上ニ出ツヘカラサルナリ。但四書ノ語中。初学中学大学ノ等差アリテ雜出ス。故ニ其語ノ部分ヲ定テ。初中大ノ三ツニ分チ。隨テ其語條下ニ。二三衍義ヲ加テ。其語意理義ヲ發明セハ。今世ニ於テ適用スル所アリ。道德学ノ孔子ヲ主トスル所以ノ實理。世人當ニ信スルニ至ルヘシ。

明治十三年四月

小學循身訓

文部省編輯局印行

海後宗臣藏

小學循身訓凡例

一循身學ノ書ハ空シク生徒ヲシテ熟讀諳記セシムベシ其意味深遠ニシテ幼年生徒ノ理會スルヿ能ハザルノ語アルモ常ニ之ヲ記憶シテ忘レザル時ハ年長ズルニ隨ヒ漸々其意味ヲ了解スルヿヲ得一生之ヲ用フルモ盡スヿ能ハザル者アラン

一本書ハ全編盡古語ヲ以テ組織シ一モ編者ノ説ヲ其間ニ雜フルヿナシ

一小學教師タル者ハ本書ニ載スル所ノ格言ヲ

(一)

小學循身訓上

西村茂樹 選錄

第一 學問

○天ノ命ヲ性ト謂ヒ性ニ率フヲ道ト謂ヒ道ヲ修ムルヲ教ト謂フ中庸

○玉琢カザレバ器ヲ成サズ人學バザレバ道ヲ知ラズ禮記

○嘉肴アリト雖モ食ハザレバ其旨キヲヲ知ラ

(二)

男爵 元田竹彦藏

本條ノ議行ハレサレハ此ニ成ル

学問ヲ一

性情ヲ知リ道德ヲ行ヒ方藝ヲ伸ベ事業ヲ成スヿ凡ソ一生ノ事学問ニ由ラサルハナシ故ニ一項トス

家倫ヲ二

人ノ生ルヤ已ニ父母アリ兄アリ君長アリ夫婦アリ之ニ接スルノ道ヲ知ルヲ一ノ学問トス故ニ学問ニ次テ二項トス

(一)

故ニ一身一家ノ倫理生産已ニ立ツ時ハ其ノ德行道藝ノ進ムハ立志ニ由ル故ニ次テ四項トス

脩德ヲ五

立志ノ後ハ專ラ道德行實ヲ脩ムルヲ要トス故ニ次テ五項トス

處事ヲ六

交際ヲ七

凡ソ事ニ處シ人ニ接スル大小輕重親疎遠近其事タル廣シ故ニ次テ六項次テ七項トス

(三)

海後宗臣藏

明治十七年十一月印行

中等科一

小學循耳書

文部省編

（一）

明治十六年六月印行

初等科

小學循耳書

文部省編輯局

（二）

小學修身書首卷

教師須知六則

一此書ハ古語俚諺及び和歌等ヲ集め錄シテ。小學初等科第一年前期修身口授の用ニ供するものなり。

一兒童の初めて學ニ就くものヲ。未だ文字ヲ知らざるもの多きが故ニ。修身の學科の如き。唯教師の口授のミニ止まるといへ。記する所の古語俚諺等ハ。つとめて

（三）

小學修身書首卷

人ニシテハ。稚き時より。父母ニ孝をつくすヲ以て。第一の勤めとなべし。父母ニ孝なるものハ。自ら其外の事ニも道あるものなり。

孝ハ。德のもとなり。孝經

人の行ふべき道ハ。樣々あれども。孝ヲ以

（四）

一二、民間修身書數種

（和漢修身訓）

海後宗臣藏

（一）

（修身兒訓）

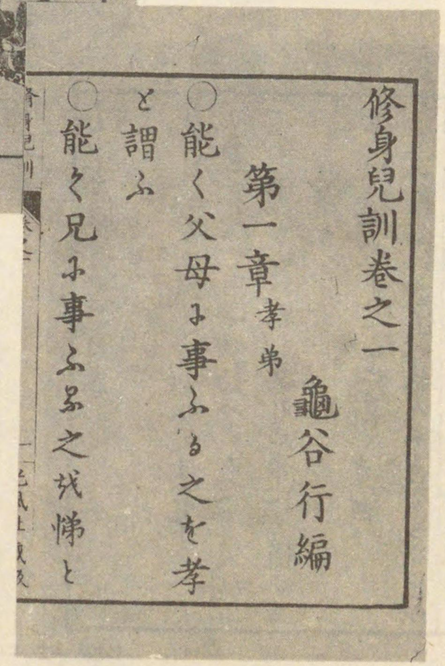

（二）

（男女普通小學諸禮法）

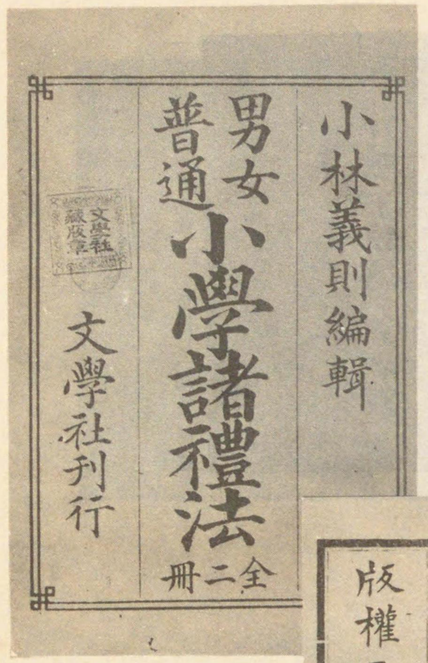

（三）

（皇朝女子立志編）

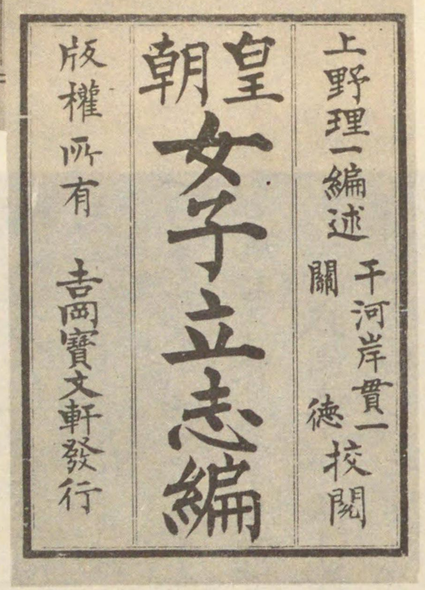

（四）

二月廿一日侍講元田永孚
御内旨ヲ奉シ文部卿福岡孝弟
拝承ス
今回文部省學制諸般ノ規
則ヲ熟覧セシニ初メ
朕カ前任文部卿寺島宗則

（一）

一教育ノ事ハ固ヨリ一時ニ
遂ゲベキモノニ非ス假令現任
文部卿ヲ替ルニ文部省ニ
於テハ此旨趣ヲ一貫シ徹
底セシムベキノ覺悟アルベシ
一泛来欧米ニ偏セシ學風ハ
亡慮之ヲ洗除シ小孝歴史科
ニ於テハ我國史ノ外漢洋共
ニ用ヒザルカ如キ尤其宜シキ
ヲ得クリトス然ニ尓後或ハ

（三）

諭シタルヨリ来ノ趣意達セシ
者ヲ看ル故ニ其教則等ニ於
テモ統テ
朕カ異存ヲ措ク所ナシ因テ
此旨ヲ速ニ現任文部卿ニ
傳ヘヨ且次ノ條件ヲ諭セヨ
一此學制規則ヲ以テ文部卿
ニ於テ十分ニ實際ノ施行
ヲ遂ゲンヲ要トスベシ之ヲ
従法ニ帰セシムルヲ勿レ

（二）

風潮ニ逐ハレ更ニ猶迂ニ傚
フヲ又ハ露國ニ取ルベキ等
ノ論アルモ文部省一定ノ制
規ニ拠リテ変動セズ十年ノ
後其成功ヲ奏スベシ若シ不
得已シテ更ニ各國ニ取ルベ
キ等ノコアラバ文部卿能ク
其意見ヲ盡シ精擇シテ
其取ルベキモノヲ取リ彼ニ
偏スルヿ勿レ

（四）

一四、勅喻大意　男爵元田竹彦藏

勅喻大意

一學制規則已ニ一定セシ上ハ
実際ニ之ヲ行フモ異論ナカル
ヘシト雖モ各地方ニ於テハ是迄
米歐ニ偏セシ學風涵染セシヲ
以テ或ハ実施ニ難カルヘシト思ハル
旦方今獨逸ノ制規ニ倣フノ説
又若シ興ルヲ聴ク或ハ恐ル曩
日米英一變シテ後日ノ獨逸
幣トナランコヲ是一害ヲ除テ
一害ヲ招クナリ今從来ノ米英ニ
偏セシモノヲ洗除シ小學脩身科
道德ヲ主トシテ專ラ尊王愛

(一)

國ノ精神ヲ養成センカ為ニ歴
史科ニ於テハ我國史ノ外漢洋
共ニ用ヒサルカ如キ最其宜キヲ
得シトス亦後假令風潮ニ逐ハレ
更ニ獨逸ニ倣フヘク又ハ露國取
ヘキノ論アルモ文部省一定ノ制規
ニ據リテ毫モ變動ナカルヘシ
若シ不得已シテ各國ニ取ルヘキ等
ノ事アラハ文部卿能ク其意見
ヲ盡シ精擇シテ其取ルヘキモノヲ
取リ彼ニ偏スルヿ勿レ
右ノ外ハ福岡文部卿説取書ノ
通リニシテ更ニ精詳ナル
勅喻ナリ

(二)

一五、幼學綱要　宮内省圖書寮藏

幼學綱要

宮内省藏板

幼學綱要序

明治十二年夏秋之間。臣永孚侍經筵。

皇上親諭曰。教學之要。在明本末。本末明則民志定。民志定而

(一)

幼學綱要卷之一

孝行第一

天地ノ間。父母無キノ人無シ。其初メ胎ヲ受ケテ生誕スルヨリ。成長ノ後ニ至リ。其恩愛教養ノ深キ。父母ニ若ク者莫シ。能ク其恩ヲ思ヒ。其身ヲ慎ミ。其力ヲ竭シテ。以テ之ニ事ヘ。其愛敬ヲ盡スハ子タルノ道ナリ。故ニ孝行ヲ以テ。人倫ノ最大義トス。

○孝經曰。夫孝。天之經也。地之誼也。民之行也。天地之經。而民是則之。

(二)

一六、幼學綱要校訂要本　宮内省圖書寮藏

敬宇檢閲本

幼學綱要

信義第五　卷之

一七、幼學綱要編纂主意　　男爵 元田竹彦藏

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

一八、幼學綱要編纂稿本　　國民精神文化研究所藏

（一）

（二）

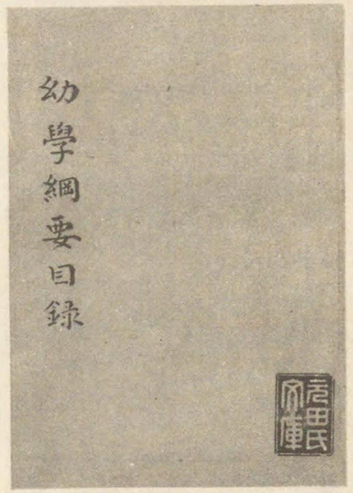

（一）

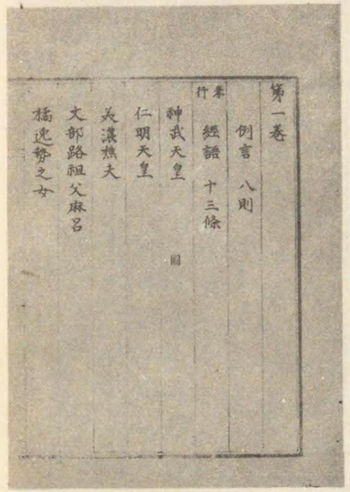

（二）

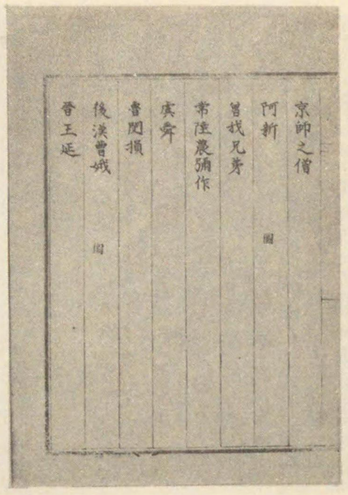

（三）

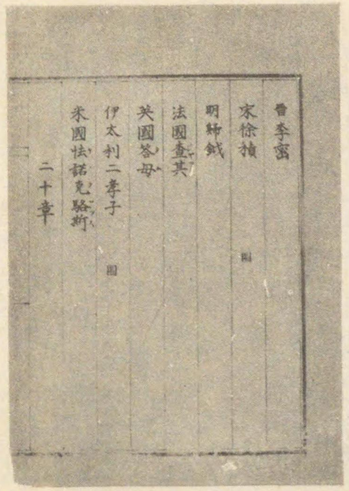

（四）

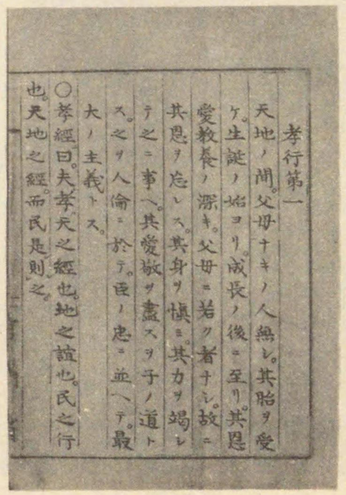

孝行第一

天地ノ間ニ父母ナキノ人無シ。其胎ヲ受ケ生誕ノ始ヨリ成長ノ後ニ至リ其恩愛教養ノ深キ。父母ニ若ク者ナシ。故ニ其恩ヲ忘レズ。其身ヲ慎ミ。其力ヲ竭シテ之ニ事ヘ。其愛敬ヲ盡スヲ子ノ道トス。之ヲ人倫ニ於テ臣ノ忠ニ並ヘテ最大ノ主義トス。

○孝經曰。夫孝天之經也。地之誼也。民之行也。天地之經而民是則之。

（一）

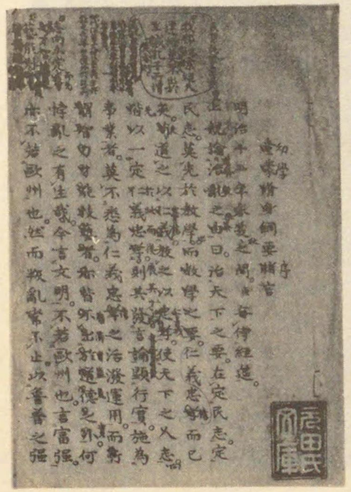

（二）

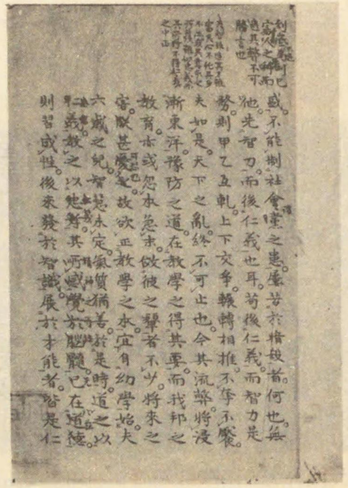

（三）

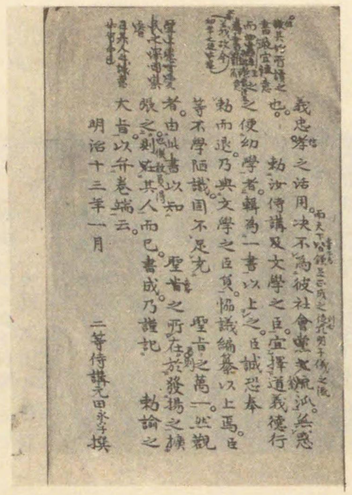

十六日　晴
午前九時参内御講書有新撰幼学書篇
御覽ニ呈ス且意見数条ヲ陳述ス時刻後ニ以テ
御休憩　皇后宮元明史略御講筵

十七日　朝晴
午前九時参内
御講書論語　皇后宮ヨリ外史御講筵
午時　御陪食ノ御ヨリ有栖川二品親王
親王及侍臣ヲ召シ盃幸ヲ賜フ
昌吉律匠某来暫時談話　十時参内
皇上御前ニ
奉辭　親諭又再稟　旨至十二時退
皇后御講筵進講　午後二時退朝　閑暇
十五日己酉本曜日　晴冷
旦夕拜北斗拜神拜　祖先拜如例　十時参内
皇上御前拜謁　関幼學綱要訂正製本三卷
畢ル後二時退朝　至有栖川宮邸因不在而
空帰　夕宵逗國庭　本日逢稲生真履于
省中告曰昨與木阿弥長識談及余所藏國
行劔長識曰頃者御劔鬼丸國綱作研磨竣
工畢相之不及國行之最勝蓋國綱雖例左于

(一)

(二)

欽定本下賜規則
但幼學綱要
一皇族大臣参議以下奏任官以上
思食ヲ以テ賜ハリ或ハ拜領願出ノ者ハ
宮内卿奏
聞
御聞届ノ上下賜候事
但勅諭書添上製本一部宛
一編輯掛ノ者ハ官等ニ拘ラス下賜候事
但勅諭書添上製本一部宛

(一)

一官立學校公立學校并教員及判任官等
外官拜領願出ノ者ハ宮内卿奏聞ノ上下賜
候事
但下等製本一部宛
一判任官等外官拜領願出ノ者ハ宮内卿聞
届下賜候事
但下等製本一部宛
一私立學校并華士族平民拜領願出ノ者ハ宮
内卿聞届製本實価價上納ヲ以テ下渡候事
但下等製本部數ノ限ラス

(二)

熊本縣下私立學校
濟々校ノ儀ハ其學
科彝倫道德ヲ主
トシ他ノ學校ニ特別
ナルヲ以テ去年山縣
参議實際見聞ノ
次第モ有之ニ依リ
特旨ヲ以テ金若干圓
賜ハリ候ニ付一層感
發致シ永後生徒益
國ニ當時ノ殆ント三百

(一)

人ニ至シトシ愈ク
朝旨ヲ尊奉シ乃幼學
綱要ノ御主旨ヲ各生徒
[illegible]ニ[illegible]サント企望
ノ餘右綱要ノ書一部
拜領被為仕候ハヽ本
校ノ亀鑑ニ備ヘ置度
願出候ニ付御規則モ
有之候ヘ特別御
[illegible]ノ以テ一部下賜候
様致度此段奉願候也
四月　元田永孚

(二)

二五、明治孝節録

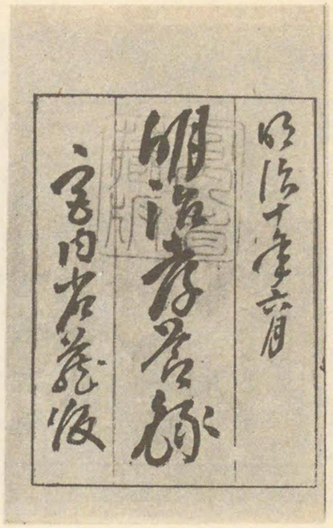

(一)

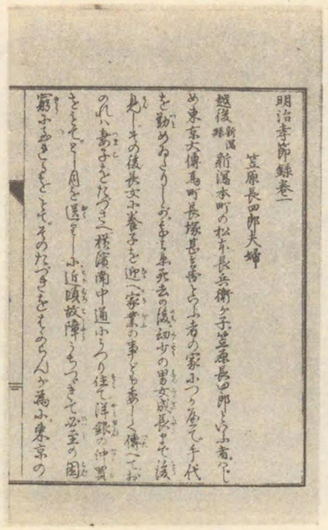
明治孝節録卷一

笠原長四郎夫婦

越後新潟本町の松本長兵衛が子笠原長四郎と云者、江戸の東京大傳馬町長塚甚兵衛と云者の家を傳へて、手代を勤めあるうちに、甚兵衛死去の後、幼少の男子成長して後見し、その後長女を養子として迎へ家業の事ども委しく傳へて、われは妻子をつれて横濱南中通ふ[illegible]住て洋銀の仲買をして[illegible]月

(二)

二六、明治孝節録草稿

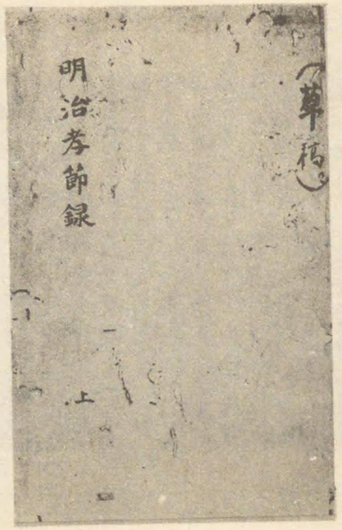

(一)

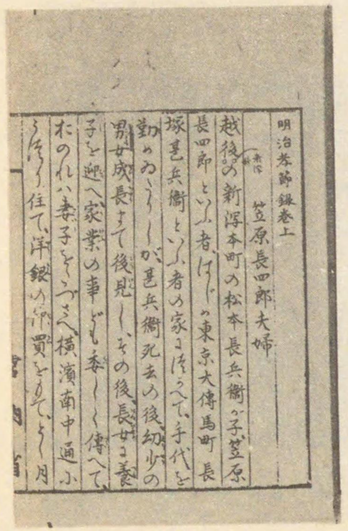
明治孝節録卷上

笠原長四郎夫婦

越後の新潟本町の松本長兵衛の子笠原長四郎と云者は江戸の東京大傳馬町長塚甚兵衛と云者の家を傳へて、手代を勤めあるうちに、甚兵衛死去の後、幼少の男子成長して後見し、その後長女を養子として迎へ家業の事ども委しく傳へて、われは妻子をつれて横濱南中通ふ[illegible]住て洋銀の仲買をして[illegible]月

(二)

二七、婦女鑑

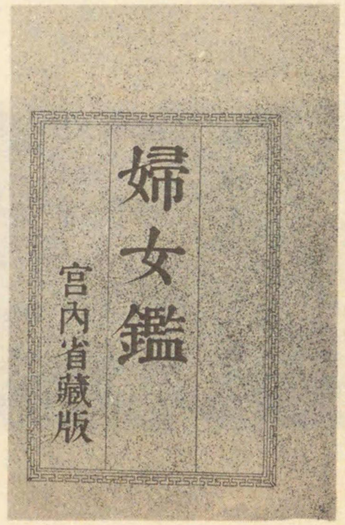

(一)

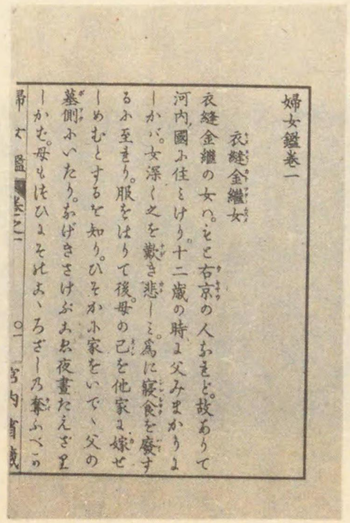
婦女鑑卷一

衣縫金繼女

衣縫金繼の女とは。京の人なり。故ありて河内國に住みけり。十二歳の時より父のまかりしかば、女深く之を歎き悲しみ爲に寢食を廢するに至る。服をはりて後母の己を他家へ嫁せしめむとすると知り。ひそかに家をいでゝ父の墓側にいたり。おげきさけぶあは夜晝たえざりしかば。母もはひりそれよりゝろざしの奉ふべき

(二)

二八、婦女鑑原稿

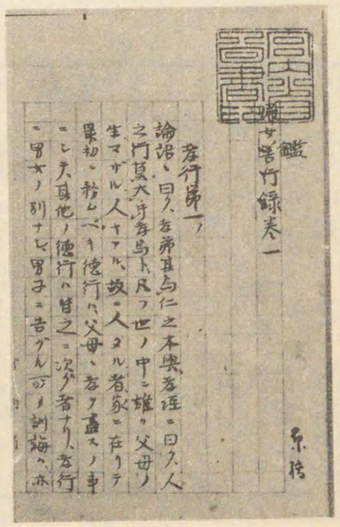

二九、婦女鑑草稿

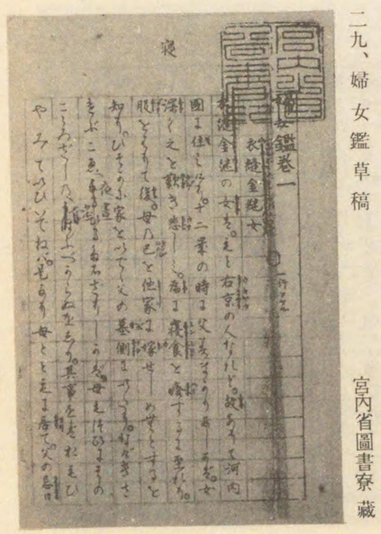

宮内省圖書寮藏

七月廿日

御親諭

華族女子學校ノ規則書ヲ一覽シ旦宮内卿ヨリ急キ申シ出ル大概ハ既ニ存セリ故ニ今返レ供奉猶考ヘ教課書ノ内ニ化學理學ノ部之アリ是全ク德秀女子師範學校規則等ニ據リテ設ケシ者ニテ女子ハ嫁シ家ヲ治ムル者ノ學課ニ入レテ之ヲ教フルハ今度特更皇室所屬ノ學課ニ非ス學課ノ結果ハ五七年ノ後ニ見ルヘク今女子ヲシテ此課程ニ從ハシテ進マシム明治廿三四年ニ至リ理學ノ一ニ至ラハ之ヲ如何共ナラス豫備士官學校ノ如キ皆其始メニ慮ルノ至ラサル所ナリ遺ル咎

學校ノ改正ヨリ三年ヲ待ツ地方ノ教育ノ改良ヒ大ニ面目ヲ改メントス信スルト雖モ中學ハ稍改マルモ大學今見ル所ノ如クナレハ此中ヨリ真成ノ人物ノ育成スルハ決シテ得難キナリ汝見ル所如何臣謹テ對ヲ曰ク

陛下ノ言ハ至ル皇國生民ノ幸ナリ臣最ニ命ヲ奉シテ德大寺ト共ニ大學ヲ巡視シ十月十四日感覺スル所アリ後大寺先ニ既ニ反命スルヲ以テ臣未タ敢テ陳セス謂フ臣敢テ言ハスト雖モ

陛下一ツヒ諮詢セハ必ス　叡心ニ覺ル所アラント今

宸初ノ奏スルニ果シテ臣カ見ル所ノ如シ臣

五樂園

嘗テ大學ノ科ノ設ケノ間ク儒身ノ學科ナレ和漢ノ學ハ文學科ニ和漢文アリト雖モ僅カニ和漢ノ文章ノ作ルヲ主ト哲學科ニ東洋哲學アリ雖モ是亦僅カニ經書ノ字義ノ話ノ述ルヲ如之僅カノ時限ヲ以テ汲々ト經過スレハ和漢儒身ノ學ハ僅カニ名ノミニシテ其教科ニアル教官ハ物集高見岡田重遠等僅々タル一二員ニシテ其餘ハ皆洋學專修ノ徒而シテ此人々々ハ大抵明治五年以來ノ教育ニ成立シタル者ニシテ西洋ノ外面ヲ摹倣シ曾テ國體忠臣ノ大義仁義道德等ノ講知セサル者ニ十リ便外山正一著

聖諭記

十一月廿日午前十時例ニ依テ參内侍シテ

御前ニ侍ス

皇上出御直ニ近ク召ス臣進テ

御前ニ侍ス

皇上親諭シテ曰ク朕過日大學ヲ巡視スルニ理科化科植物科醫科法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖モ主本トスル所ノ儒身ノ學科ニ於テハ見ル所無シ和漢ノ學科ハ儒身ノ專ラトシ古典講習科ナリト聞クト雖モ如何ナル所設ケアルヤ過日親ク巡視シ抑大學ハ日本教育高等ノ學校ニシテ高等ノ人材ヲ成就スヘキ所ナリ然ルニ今ノ

五樂園

學科ニシテ政事治安ノ道ヲ講習シ得ヘキ人材ヲ求シト欲スルモ決シテ得ヘカラス假令理化醫科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタルモ入テ相トナシ可キ者ニ非ス當世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖モ永久ヲ保スヘカラス之ニ代ノ相材ヲ育成セサル可カラス然ルニ今大學ノ教科和漢儒身ノ科有ルヤ無キヤモ知ラス國學漢儒國風ナル者ナリト雖モ其人ノ過テナリ其道ノ本體ニ於テハ國ヲリ之ヲ皇張セサル可カラス故ニ朕今優大寺侍從長ニ命シテ渡邊從長ニ問ハシメン欲ス渡邊ホ如何ナル考慮ナルヤ森文部大臣ハ師範

書社會ノ實教ヲ一見シテモ其教言スル所ニ依テ其思想ノ赴ク所ヲ概見スヘシ此等ノ臣僚ヲ以テ生徒ヲ教育セハ後來ノ宮實ニ慨ル可キナリ今ニシテ之ヲ停止セハ復挽回スヘカラス今

陛下ノ真乘ヨリ發シ侯大寺ヲ遣ハサレ渡邊從長ニ詰問ヲ賜ハラハ皇道ノ興張其ヒテ此ヨリ生ルヘキ也

臣誠恐誠深ク

陛下ノ此言ニ感仰欽敬ス臣敢テ一身ヲ顧ミス唯

陛下ノ命スル所森大臣渡邊從長ニ向テ問難スル所アラシメ然ル後ニ臣ヲ召シ渡學者ニシテ

五樂園

陛下ノ左右ニ侍スル衆目ノ視ル所ナリ故ニ臣カ言ヲ出ス

陛下真乘ノ　勅詔ヲ或ハ臣カ上言シテ仰為スル所ト疑ヲ容レンヲ知ル（カラス是臣カ慎テ敢テ自ラ任セサル所ナリ）抑教育ノ重大ナル風ニ

陛下ノ深ク慮ル所和學國學儒學ノ欽定ヲシヨリ漸クニシテ我國教育ノ係聚ノ教ニシテ世上再ヒモ迷居發國ノ主義ニ赴キ仁義道德ノ學ヲ首ムル者アルニ至リシモ去カ年ヨリ又復洋風ニ傾キ昨今ニ至ルヲ洋學ニ變シ和漢學ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢有ル士皆大ニ憂慮スル所ナリ但國學漢學ノ固陋ナルハ從來教育ノ

宜キヲ得タレハ國ハ其忠孝ノ道德ノ主本ニ於テハ和漢ノ國有ナリ今西洋教育ノ方法ニ由テ高等課程ノ設ケ東洋好學中ニ道德ノ精微ヲ窮ルヲ至ル學科ヲ置キ忠孝廉恥ヲ主キ漸ク進ンテ經國濟民ノ遠大ノ知識スルヲ待ツクランヲ真ノ日本帝國ノ大學ト称スヘキナリ今ノ教ヘ如クレナハ聖喩ノ如ク名醫ハ多人数成就スルモ改革ハ絶ヘスルイヒク法學ニテ君德ノ輔佐ヲ充分ナラス理化植物工科等ニテ其教ニ達シタリトモ君臣ノ道ヲ國體ノ重キヲ脳髓ニ注ク人物日本國中ニ充満シテモ之ヲ以テ日本帝國大學教育ト云ヘカラサルナリ自今以往

五樂園

聖喩ニ曰ク知識外ノ學科ヲ更張センニハ其道ニ志アル物集魚田等ノ如キ輩ヲ國學ニ倚キ漢學ニ沉ミ西洋ノ方法ニ因テ教科ヲ設ケ時世ニ適應シテ忠孝道德ノ進歩ヲ生徒ニ教導セン乎何ノ難キコトアラン其風化ノ及ホス所ハ國學漢學者中ニ奮發シテ國用ニ供スル者出来ルヤ也當世ノ風潮ハ西ヨリ吹キ来リ東ヘ靡ク仲ハ唯進テ戒ムヲ要スル時ニ際シテ自分一歩モ退クヘカラス素ヨリ彼等ニ抵抗スルニモ及ハス唯地歩ヲ占メテ進ム時ハ一歩ヲ按ロサス各道德仁義ヲ進入セシムル以テ當世ノ着眼トナスヘキナリ是ヒカ平生ノ見ル所深ク

（四）

陛下ノ勅喩ヲ敬承賛美シ速ニ德大寺ニ令セラレテ渡邊綱長ニ下問アランヲ希フ所ナリ更ニ宜シク伊藤金吉井次官等ニモ　聖意ノ在ル所ヲ御示喩アランヲ欲ス右謹テ上言スル處

聖顔喜色麗シク更ニ又及復懇喩アリ一時間餘ニシテ退ク

明治十九年四月十五日　　元田永孚謹記

五樂園

（五）

三三、各學校臨幸御内定覺書　　子爵　森　有礼藏

御内定

一帝國大學及高等師範學校ハ毎年一回
兩陛下御臨幸且其節ハ勅任奏任ノ職員三十名
御陪食被仰付事
一毎年一回文部省直轄諸學校學生生徒總

（一）

集体操ノ節
兩陛下御臨幸事
一第一高等中學校（東京）高等女學校ハ毎三年一回
兩陛下御臨幸ノ事
一高等商業學校東京職工學校東京音樂學校東京美術學校東京盲唖學校ハ毎五年一回
兩陛下御臨幸ノ事

（二）

三三、萬機御親裁の際勅諭につき　男爵　元田竹彦藏

萬機
御親裁遊ハサレ候ニハ其始ノ
勅諭大緊要ノ事ニ付熟テ
御沙汰アラセラレ候件々ノ内ヨリ
左ノ三ヶ條ヲ以テ始メニ
御沙汰アラセラレ度奉存候

一知識ヲ開進シ事業ヲ興造スルハ
當世ノ務トスル所ト雖ドモ我國體ヲ
本トシ獨立ノ基礎ヲ立古來ノ氣風
ヲ失ハサルヤウ致スヘキ事
但外國交際ヲ始メ陸海軍制法律

（一）

敬齊黙坐ノ改今等我邦ノ氣風習慣
ヲ參考ス專ラ洋制ニ執着セサルヤウ
心得ヘキ事

一忠孝ヲ本トシ禮義廉恥ヲ重シ
我邦ノ本性ヲ失ハサルヤウ官民一同相
心得ヘキ事
但教育法モ專ラ其旨ヲ體スヘキ
事

一品行ヲ脩正スルハ士民一同ノ事ト
雖ドモ大臣長官ハ四民ノ標的タルニヨリ
殊更ニ清潔ヲ主トスヘキ事
但酒色遊興博奕等ノ惡弊ハ固ヨリ
官員ニシテ商利ヲ營ミ賄賂ヲ受ル
等最慎ムヘキ事

（二）

三四、國憲大綱　男爵　元田竹彦藏

國憲大綱

一大日本國ハ天孫一系ノ皇統
萬世ニ君臨ス
一日本國ノ人民ハ萬世一系ノ天
皇ヲ敬戴ス何等ノ事變アリ
トモ此天皇ニ背クヿヲ得ス
一國教ハ仁義禮讓忠孝正直ヲ以
テ主義トス君民上下政憲法律
此主義ヲ離ルヽヿヲ得ス
一天皇ハ神聖ニシテ犯ス可カラス
何等ノ事變アリトモ其神體ニ
管セス

（一）

一天皇ハ全國治教ノ權ヲ統フ
一天皇ハ全國人民ノ賞罰黜陟生
殺ノ權ヲ統フ一ニ憲法ニ據テ處
斷ス
一人民ハ身體居住財產自由ノ權
ヲ有ス法律ニ非サレハ妄ニ其權ヲ
制スルヿヲ得ス
以下諸憲其目多條ナリ其主任
者ノ撰奏スル所ニヨル但右ノ七條
ハ皇國君民ノ間必要ノ目ナリ
仍テ之ヲ掲載シ以テ
乙覽ニ備フ

（二）

三五、國教論

男爵 元田竹彦藏

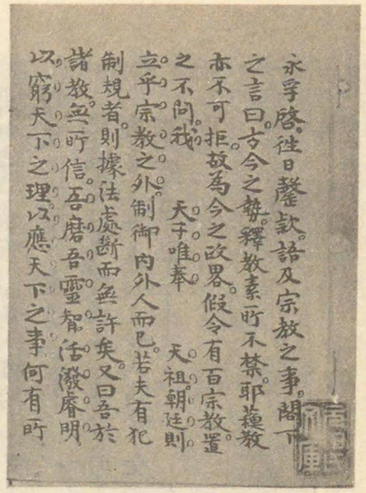

永孚啓。往日謹欵。諮及宗教之事。聞下之言曰。古今之教。釋教素所不禁。耶蘇教亦不可拒。故為今之改界。假令有百宗教置之不問。我 天子唯奉 天祖朝廷則立乎宗教之外。制御内外人而已。若夫有犯制規者。則據法處斷而無許矣。又曰吾於諸教無所信。吾唐吾聖智活潑廣明以窮天下之理。以應天下之事。何有所

三六、修身書勅撰に關する記錄

帝國圖書館藏

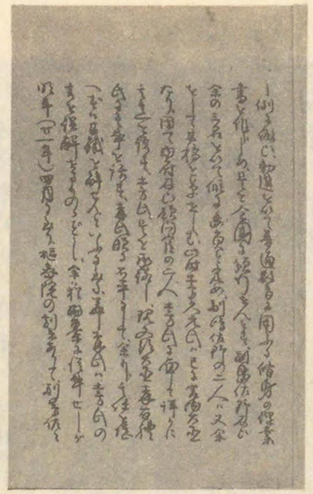

三七、明倫院に關する建議

帝國圖書館藏

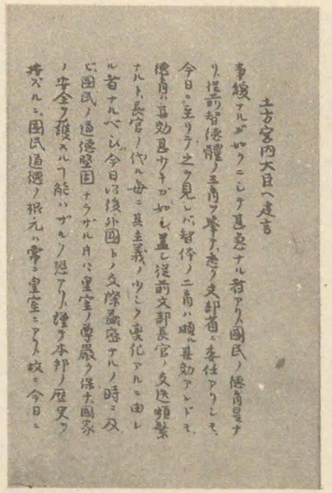

三八、德育大意

藤田富子藏

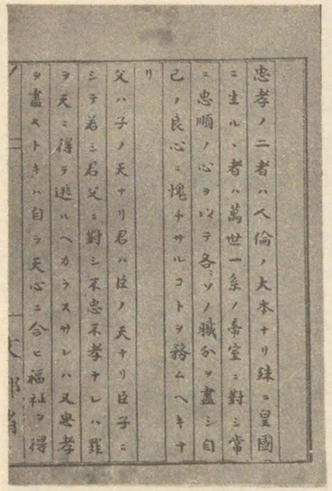

(一)

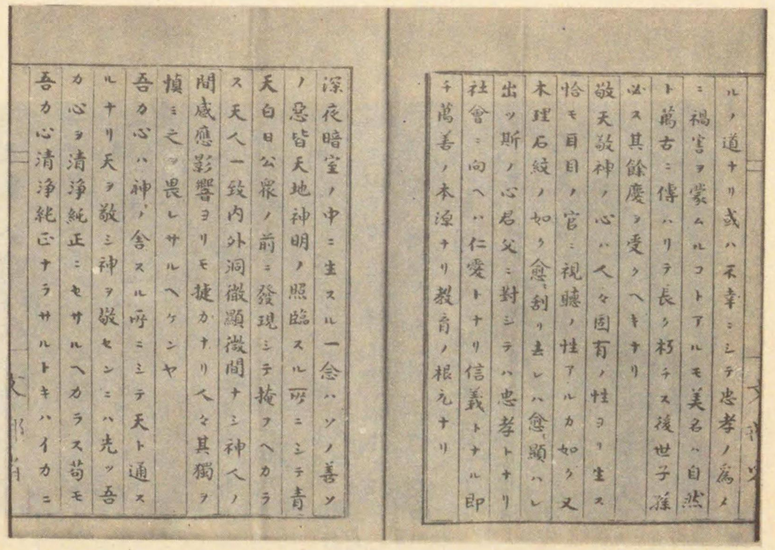

(二)

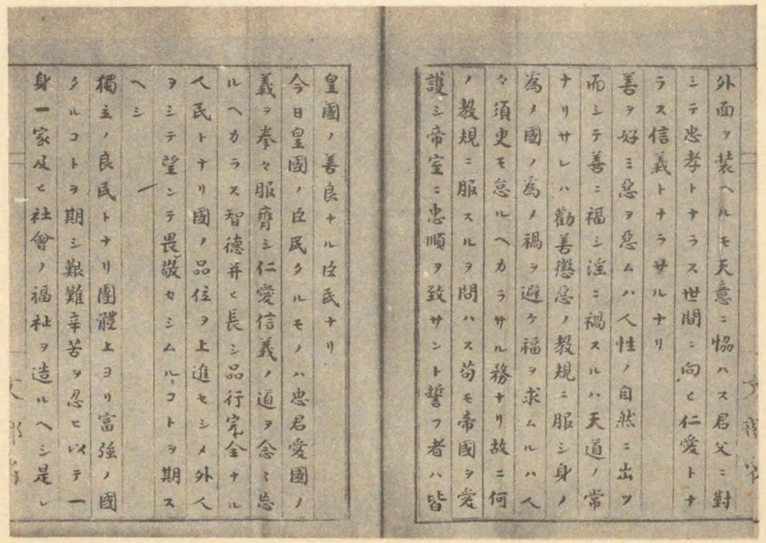

(三)

元田氏文庫

○

教育大旨

我
天祖國ノ開キ民ノ育シ。皇統一系
天壤窮リ無シ。我臣民ノ先祖我
天祖ノ奉シ。我子孫ニ傳ヘ萬世易ルヿ無シ。是我國體ニシテ教ノ淵源モ亦茲ニ在リ。
皇祖
皇宗ノ教トスル所。天下臣民ノ共ニ道トスル所ナリ。

○

天下ノ達道五ツ。君臣ノ第一トス。父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ。天下臣民ノ共ニ由ル所ナリ。

○

君愛シ臣敬シ。君臣一體ニシテ義甚ハ行ハル故ニ君臣義アリト云。父慈ニ子孝ニ。父子相合シテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云。兄弟ノ順序アル。夫婦ノ和シテ淫セス。朋友ノ信ヲ以テ相交ハル。之ヲ五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ德アリ。智仁勇ナリ。此ノ三德ハ。

即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス

國ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日萬國對峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ禮義ヲ重ンシ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植ヱスルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐僞驕佚等ノ惡行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ國ヲ衰弱ニ陷イレ萬國ニ對峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ獨リ良民トナルコト能ハサルヘシ深ク畏レ痛ク誡メサルヘケンヤ

義理ノ為ス所ハ進テ為シ難キ不義ノ為スヘカラサル所ハ敢テ為サス。臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ取ルヘカラサルハ萬金モ塵芥ノ如シ。仁ニ當テハ大敵モ避ケサルヲ勇ノ德トス。粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ勇トナスヘカラス。智仁勇ノ三德之ヲ統フルニ一ヲ以テスハ誠ナリ。誠ハ

祖宗惟神ノ道ナリ。誠ヲ思フハ人ノ道ナリ。神ノ道ニ隨フヲ云ナリ。神ノ道ニ隨フハ。忠信ヲ主トシ常ニ浮薄輕佻虛妄詐欺ノ行為ヲ戒シ誠ヲ思フノ道トナスナリ。

○

國體ニ由リテ道アリ。道ニ由テ教アリ。教育ハ我國人ヲ養成スル所以ナリ。我國人ヲ養成セント欲シテ我國體ニ本ツカス我皇道ニ由ラス求

祖宗ノ教ニ率カハスシテ。專ラ他國ノ文物理學ヲ採用スルハ。猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ。國家ヲ擧テ將ニ魂

天祖傳フル所ノ三種ノ神器ニ顯ハレテ天下後世ニ示シ。人ノ天性ノ固有スル者ニ昭々トシテ日月星辰ノ如ク此ノ三德アリ。以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推テ以テ天下萬事ノ根本トナス者ナリ。

○

智ハ明ラカニシテ分別スルヲ德トス。善惡ノ為ノ知リ。公私ノ知リ。長短ノ知リ。利害ヲ知ル。而シテ善ヲ取リ惡ヲ捨テ。公ニ從ヒ私ヲ去リ。長ヲ用ヰ短ヲ棄テ。利ニ就キ害ヲ避ケ。擇テ一精シク。守テ一堅キ之ヲ智ノ德トス。理ノ知リテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス。

○

仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ德トス。父子一家君ヲ愛シ。吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ。以テ天下人民ニ及ヒ。以テ天下ノ事物ニ及ヒ慈愛愛育ノ所合シテ。溫和慈良ノ一團結ト成ルヲ仁ノ德トス。優柔不斷ハ以テ仁トナスヘカラス。

○

勇ハ義アリテ剛果決斷アルヲ德トス。其

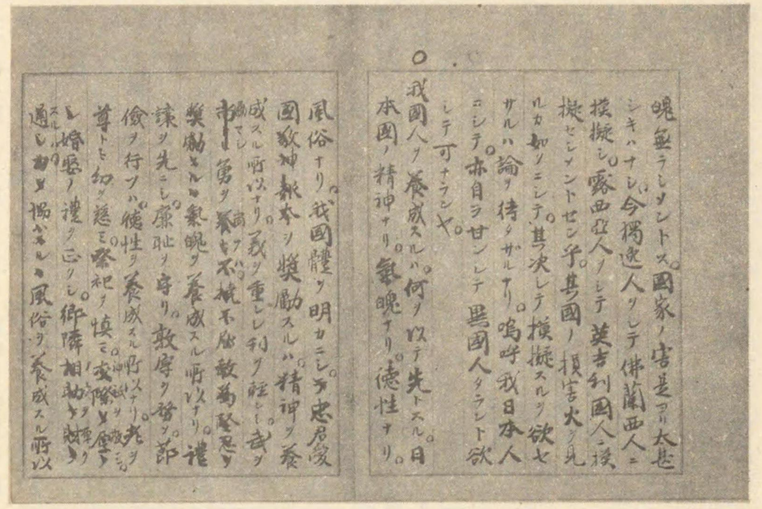

（四）

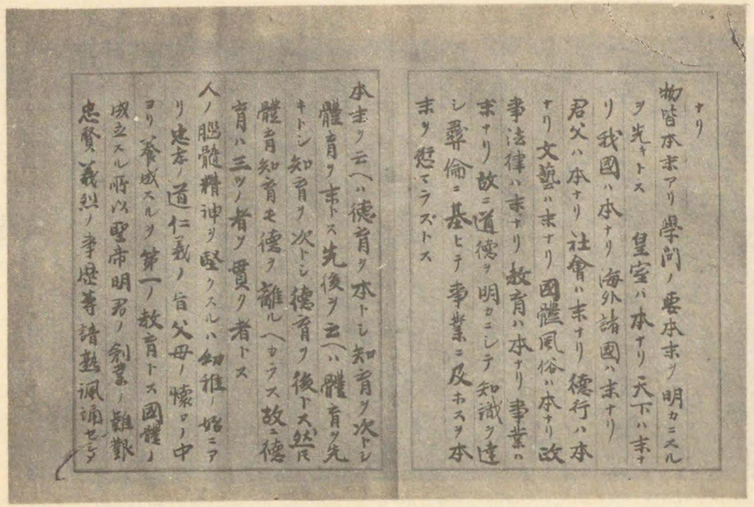

（五）

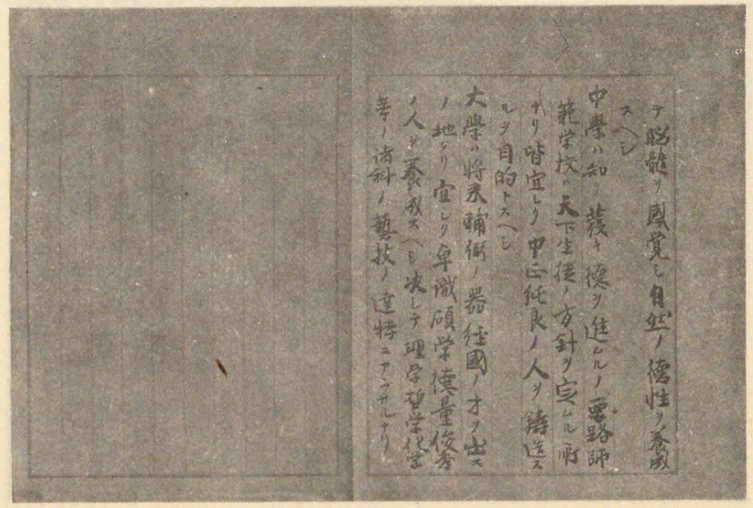

（六）

學政要領

第一項　方針

一經濟ノ主義ニ基キ學制ヲ定ムル事

一學生各自ノ福利ト國家公共ノ福利トヲ均シク併得スルヲ以テ學政ノ標準トスル事

一學生ノ氣質ヲ鍛練シテ之ヲ正確ニシ以テ其所得ノ學術ヲ良ク使用セシムル事

（一）

第二項　學問

一學問ハ致知應用ノ二門ニ別ツ而シテ致知ノ門ハ小ニシテ且ツ應用ノ門ハ大ナルヲ要ス

一致知應用共ニ國家必須ノ學問ニシテ更ニ輕重スベカラズ然レドモ今ノ時勢ニハ應用ヲ先ニシ致知ヲ後ニスベキ事

一致知ノ學問ハ深ク事物ノ眞理ヲ攻究スルニヨリ而シテ其人博士ト稱セラルルニ至レバ高等ノ教

（二）

一應用ノ學問ハ專ラ國民ノ實業ヲ賛補スル得ベキ人才ヲ養成スルニヨリ又其實業及ビ諸般ノ人事ヲ保護スルヲ以テ職トスル所ノ官吏ノ資格ヲ得ルニ足ルベキ學業モ亦此ノ應用門ニ屬シテ備メラルル事

第三項　教育

一教育ハ前項所揭ノ數件應用ノ二門ニ入ラシム欲シ及ビ之レニ入ルヲ能ハザル者モ亦國民タルノ分ヲ辨ヘ且各人自己ノ福利ヲ圖ラシムベキ訓練ヲ行フニ足ルベキ訓練ヲ行フニハ之ヲ擴

（三）

充スベキ職ニ當ルベキ教育ヲ要ス而シテ須先ク業トシ而其業ハ政府之ヲ直管スベキ事

第四項　教育費

一教育ヲ普及スルハ國家ノ要務ナリ而シテ其爲メニ支出スベキ金額ハ人民生計資力ノ度ニ準スベキ事

第五項　教育費

一地方教育費ハ地方ノ制度ニ從ヒ之ヲ別ニシテ制定シ其制度大綱ヲ政府ニ報告シ其小綱ヲ地方廳ニ分任スベキ事

（此制度案ハ別紙ニ次ス）

（四）

閣議案

有禮職ヲ文部ニ奉ス　奏

聖明改良ノ盛意ヲ奉體シ教育ノ方法規則既ニ粗端緒ニ就クヲ得タリ窃ニ惟ミルニ百般ノ事先ツ其準的ヲ定ムルヲ要ス準的一タヒ定マルトキハ以テ年ヲ期シテ非常ノ業ヲ成就スルヲ得ヘク又以テ永久ニ舉行シテ怠廢ニ至ラサルヲ得ヘシ今夫國ノ品位ヲシテ進ミテ列國ノ際ニ對立シ以テ永遠ノ偉業ヲ圖ラントト欲セハ國民ノ志氣ヲ培養發達スルヲ以テ其根本ト為サルヲ得ス此レ乃チ教育一定ノ準的ニ非ス乎今ハ文明風駸駸トシテ行ハレ日用百般ノ事物漸ク變遷ニ進ム然ルニ我カ國民ノ志氣果シテ能ク鎮養陶成スル所アリテ難キニ耐ヘ苦ヲ忍ヒ前途永遠ノ重任ヲ負擔スルニ足ル歟二十年ノ進歩ハ果シテ真確精醇深ク人心ニ漸漸シ以テ立國ノ本ヲ鞏固ナラシムルニ足ル歟加フルニ我國中古以來文武業ニ從ヒ躬國事ニ任スルハ偏ニ士族ノ專有スル所タリ而シテ今ニ至リ開進ノ運動ヲ主持スル者

(一)

(二)

僅ニ國民ノ一部分ニ止マリ其他多數ノ人民ハ或ハ范然トシテ立國ノ何タルヲ解セサル者多シ竊ニ歐米人民上下トナク男女トナク一國ノ國民ハ各一國ヲ愛スルノ精神ヲ存シ國結シテ解クヘカラスシテ以テ能ク大難ヲ目シ大危ヲ忍ヒテ其立國ヲ爭禁間ニ維持スル者ハ多クハ其教化素リテ以テ品性ヲ陶養スルノ力ニ由ラスンハアラス有禮不肖思念シテ此ニ至ル毎ニ三嘆痛息シテ堵ノ所ヲ知ラサルヨリ蓋教育ノ規則粗ホ備ハルモ教育準的ハ果シテ何等ノ方法ヲ以テ之カ成遂スルコトヲ得ヘキ乎顧ミルニ我國万世一王天地ト共ニ限極ナキ上古以來威武ノ燈ク所未タ嘗テ一タヒモ外國ノ危辱ヲ受ケタルコトヲアラス而シテ人民護國ノ精神忠武淳順ノ風亦祖宗以來ノ漸磨陶養スル所来ル地ニ隨ヒ至ニ此レ乃チ一國富强ノ基ヲ成ス為ニ無二ノ資本至大實源ニシテ以テ人民ノ品性ヲ進ノ教育ノ準的ヲ達スルニ於テ他ニ求ムルコトヲ假ラサルヘキ者ナリ蓋國民ヲシテ忠君愛國ノ氣ニ篤ク品性堅定志操純一ニシテ人心ノ情

(三)

(四)

弱ヲ恥テ屈辱ヲ恶ムコトヲ知リ深ク骨髓ニ入ラシメハ精神ノ響ク所方流一注以テ久シキニ耐ヘク以テ艱キヲ忍ヒ以テ協力同心シテ事業ヲ興スヘシ督責ヲ待タスシテ學ヲ力メ智ヲ研キ一國ノ文明ヲ進ムル者此ノ氣カナリ生産ニ勞動シテ富源ヲ闢發スル者此ノ氣カナリ凡ソ万般ノ障碍ヲ芟除シテ國運ノ進歩ヲ速ナラシムル者総テ皆此ノ氣カニ倚ラサルハナシ長者ハ此ノ氣カヲ以テ之ヲ幼者ニ授ケ父祖ハ此氣カヲ以テ之ヲ子孫ニ傳ヘ人々相承ケ家々相化シ一國ノ氣風一定シテ永久動カスヘカラサルニ至ラハ國本强固ナラサルヲ欲セントモ得ヘカラサルヘシ若シ或ハ是ニ反シ教育ノ及フ所其本ヲ遺シテ其末ニ止マリ人民ノ志氣一定ノ方嚮ヲ取ラサルトキハ風俗漸敗シ信義地ニ墮チ浮薄卑屈惰弱ノ氣從テ之ニ乘シ時來國ノ運命實ニ未タ何如ト云フヲ知ラサルナリ

有禮窃ニ願クハ

天皇陛下ノ聖斷ヲ仰キ今ニ及シテ全國ノ男子十七ヨリ二十七ニ至ル迄其學ニ就カサル者ト

(五)

(六)

學ヲ勧ハス総テ皆護國ノ精神ヲ養フノ方法ニ從ハシメ文部省ハ簡單平易ナル教課書ヲ敷キ人々ノ諷誦又ハ講義ニ便ナラシメ陸軍省ハ體操練兵ノ初歩ヲ教ヘ毎戸長又ハ毎郡ノ管學スル所トシ一月ニ一度或ハ二度時間ヲ限リ其區域内ノ人民ヲ學校ニ集メ聽講又ハ運動ニ從事セシメハ歳數ノ忠君愛國ノ意ヲ全國ニ普及セシメ一般教育ノ準的ヲ達シ最下等ノ人民ニ迄要スル所ノ品位ヲ一定ナラシメ國ノ全部ヲ擧ケ奴隷卑屈ノ氣ヲ驅除シテ餘殘ナカラシメ而シテ國本ヲ鞏固ニシ國勢ニ維持スルニ於テ神祖ノ所必多カニ有禮職掌ノ及フ所ニ於テハ既ニ師範學校ノ生徒ニ操練ヲ授ケタリ將來公私ノ學校ニ於テ事宜ノ許ス限リハ益々此ノ法ヲ行ハントス但シ前述ノ件ハ全國ノ關係ニ事件重大ナルヲ以テ謹ヲ閣議ヲ請フ

(七)

(八)

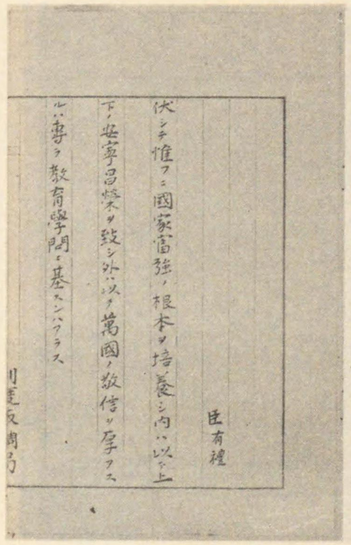

臣有禮

伏テ惟フニ國家富強ノ根本ヲ培養シ内ハ以テ上下安享品性ヲ致シ外ハ以テ萬國敬信ヲ厚クスル非ラサル教育學問ニ基スベカラス

明治文書局

(一)

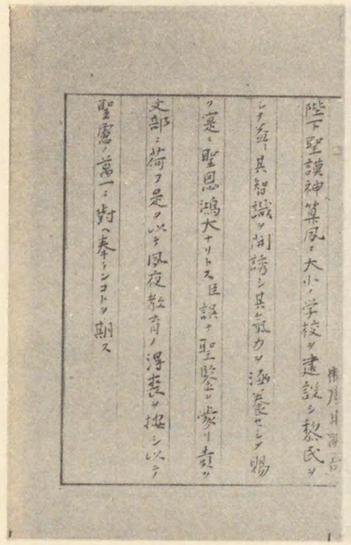

陛下聖謨神算夙ニ大小学校ノ建設ヲ黎民ノ
[illegible]ニ其智識ヲ開誘シ其品性ヲ涵養セシメ賜
フ所ノ聖恩鴻大ナリトス臣誤テ聖鑒ヲ煩シ敢テ
文部ニ荷フ是ヲ以テ夙夜教育ノ得失ヲ按シ以テ
聖慮ノ萬一ニ対ヘ奉ランコトヲ期ス

明治文書局

(二)

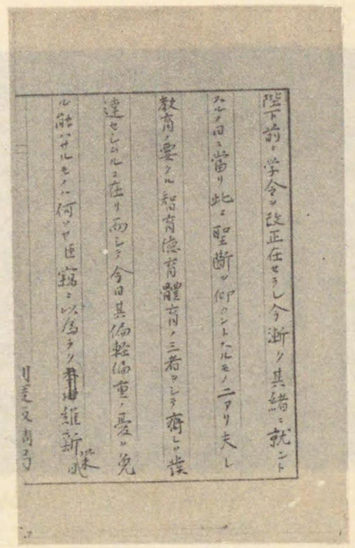

陛下前ニ学令ヲ改正任セラレ今漸ク其緒ニ就ント
スルヲ以テ當リ此ニ聖斷ヲ仰クノ[illegible]ナルヲ一ツ表シ
教育要ル智育德育體育ノ三者ヲシテ齊シク偏
達セシムルニ在リ而シテ今日其偏輕偏重ノ憂ヲ免
ルル能ハサルモノハ何ヲ以テ[illegible]維新[illegible]
[illegible]

明治文書局

(三)

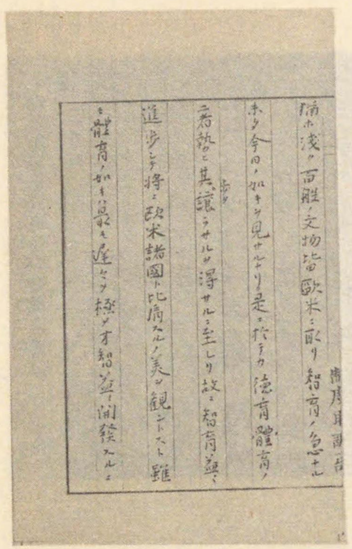

[illegible]ハ後ノ西歐ニ於テ智育ヲ急ニ
[illegible]今日ノ如キヲ見サリシ是ニ於テカ德育體育ノ
[illegible]勢ト其[illegible]ヲ[illegible]ル[illegible]ノ浮サルニ至リシ故ニ智育與
進歩シテ將ニ欧米諸國ト比肩スルノ美ヲ觀ントスト雖
モ體育ハ[illegible]最モ遅ク極メテ才智ノ益ニ開發スルニ

明治文書局

(四)

四四、勅令師範學校條目中意見具狀案　男爵元田竹彦藏

勅令師範學校條目中意見具上案（山県説ニ依リ）

○○○○○
從順友愛威重ノ氣質
ヲ備ヘシムルヿヲ注目スヘシ
此六字全國本校生徒ノ氣質ヲ
養成スルノ主眼トナス時ハ
一字一義實ニ重ク且大ニ
特ニ
勅令ニ奏スル時ハ復動スハ
カラサルノ明文ナリ然ルニ後
来日本全國校ノ生徒ヲシテ

(一)

假リニ此六字ノ氣質ヲ養
成シタル日ト見認メタランニ
ハ如何ナル結果ヲナサン歟
茲ニ至リテ畏敬ヲ從順
ノ從ノ字最改正ヲ要セサ
ルヲ得ス隨テ友ノ字威ノ
字モ亦十分適應セラス
故ニ今假リニ換用字ヲ表
出シ且字義ヲ擧ルヿ左
ノ如シ

(二)

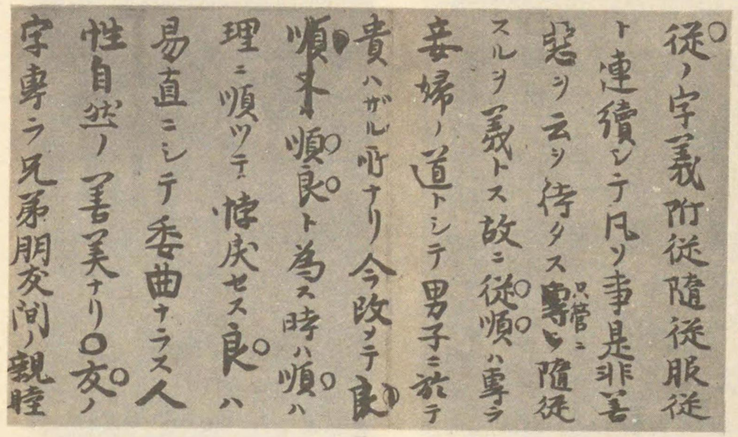

從ノ字義所從隨從服從ト連續シテ凡ソ事是非善惡ヲ云ヲ待タス專ラ隨從スルヲ義トス故ニ從順ハ專ラ妾婦ノ道トシテ男子ニ於テ貴ハザル所ナリ今改メテ良順ト順良ト為ス時ハ順ハ理ニ順ツテ悖戾セス良ハ易直ニシテ委曲ナラス人性自然ノ善美ナリ○友ノ字專ラ兄弟朋友間ノ親睦

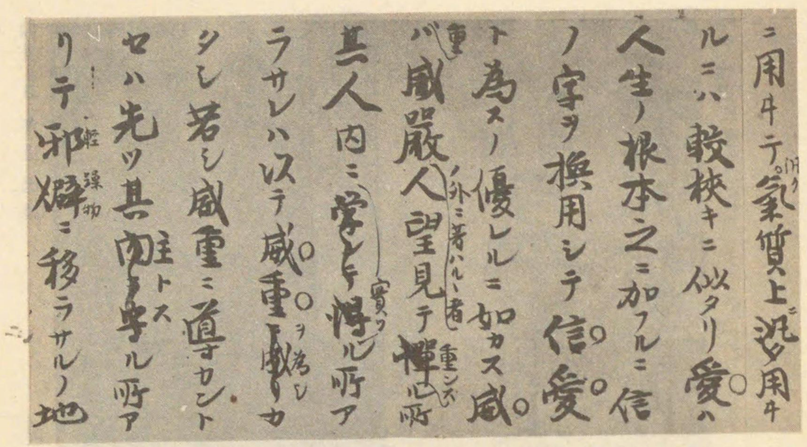

ニ用ヰテ氣質上ニ沒用ヰルニハ較校キニ似タリ愛ハ人生ノ根本之ニ加フルニ信ノ字ヲ換用シテ信愛ト為スノ優レルニ如カス威重ハ威嚴人望見テ憚心所其人内ニ實ヲ得ル所アラサレハ以テ威重ト為シカタシ若シ威重ニ導カントセハ先ツ其内ヲ學ル所アリテ邪辟ニ移ラサルノ地

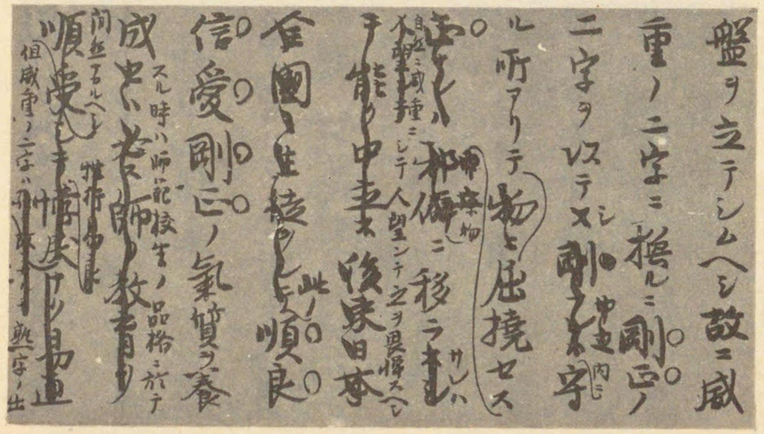

盤ヲ立テシムヘシ故ニ威重ノ二字ニ換ルニ剛正ノ二字ヲ以テスレハ剛正ノ字ル所アリテ物ト屈撓セス邪僻ニ移ラサル能ハ中庸ニ後來日本全國ノ生徒ヲシテ順良信愛剛正ノ氣質ヲ養成セシ者ハ師範生ノ教育ノ順良ト信愛ト剛正ト但威重ノ二字ハ

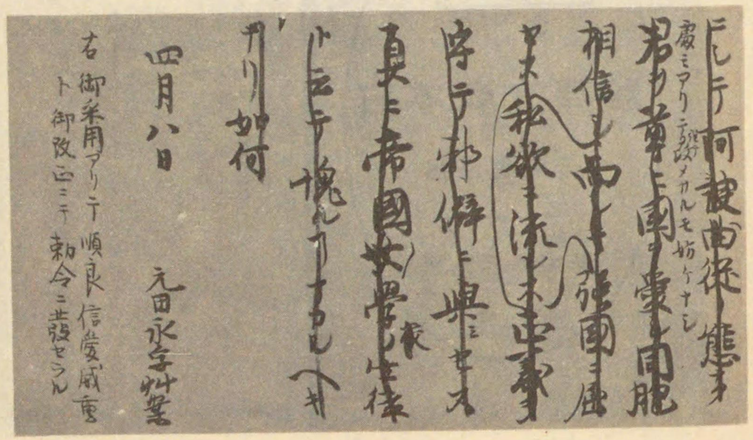

ニシテ何故ニ從ヒ難キヲ厭ハス君ヲ尊ミ國ヲ愛シ用ヲ能相信シ而シテ強國ヲ屈シテ秘密ヲ流シ中庸ヲ守テ邪僻ヲ與ヒサル真ニ帝國ノ學生体ト云テ愧ナキモノ如何

四月八日　元田永孚竹堂

右御採用アリテ順良信愛威重ト御改正ニテ勅令ニ出セラル

四五、日本道德論

海後宗臣藏

四六、日本教育原論

帝國圖書館藏

四七、教育適用日本道德方案

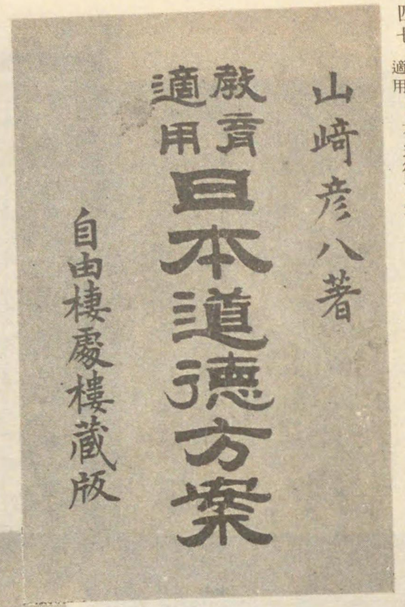

海後宗臣藏

四八、德育新論

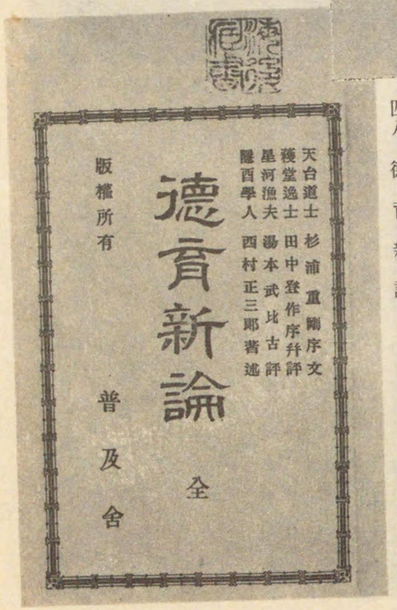

海後宗臣藏

四九、國體發揮

海後宗臣藏

五〇、德育鎮定論

帝國圖書館藏

五一、德義論に關する意見

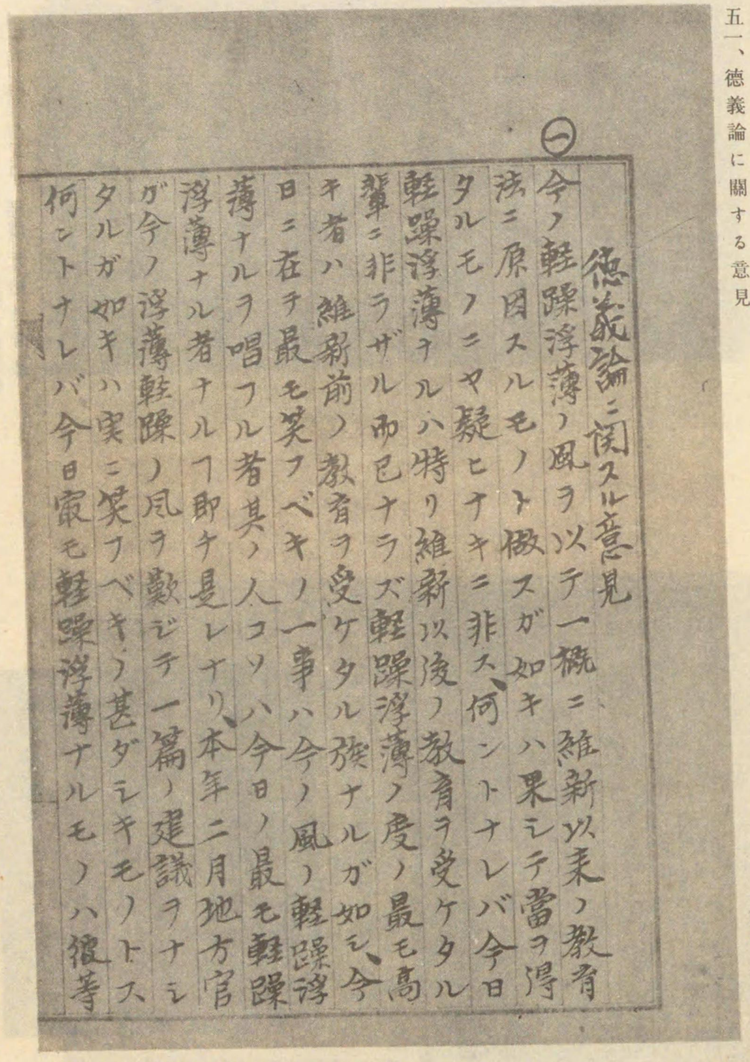

㊀

德義論ニ関スル意見

今ノ輕躁浮薄ノ風ヲ以テ一概ニ維新以来ノ教育法ニ原因スルモノト做スガ如キハ果シテ當ヲ得タルモノニヤ疑ヒナキニ非ス、何ントナレバ今日輕躁浮薄ナルハ特リ維新以後ノ教育ヲ受ケタル輩ニ非ラザル而已ナラズ輕躁浮薄ノ度ノ最モ高キ者ハ維新前ノ教育ヲ受ケタル族ナルガ如シ、今日ニ在テ最モ笑フベキノ一事ハ今ノ風ノ輕躁浮薄ナルヲ唱フル者其ノ人コソハ今日ノ最モ輕躁浮薄ナル者ナルヿ即チ是レナリ、本年二月地方官ガ今ノ浮薄輕躁ノ風ヲ歎ジテ一篇ノ建議ヲナシタルガ如キハ実ニ笑フベキノ甚ダシキモノトス何ントナレバ今日寂モ輕躁浮薄ナルモノハ彼等

藤田富子藏

五二、五月十二日附元田永孚宛山縣有朋書簡

男爵 元田竹彦 藏

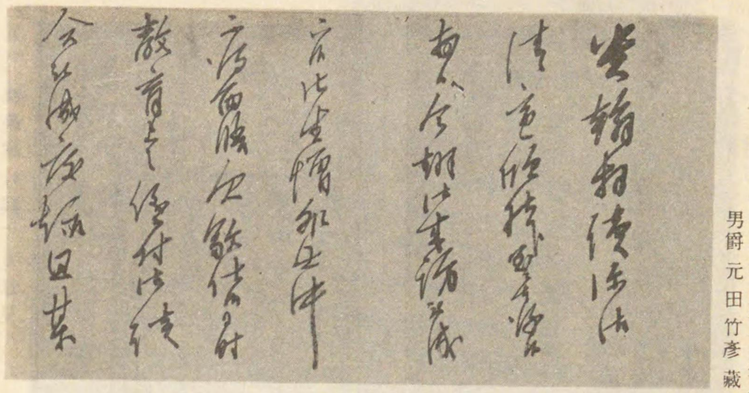

（一）

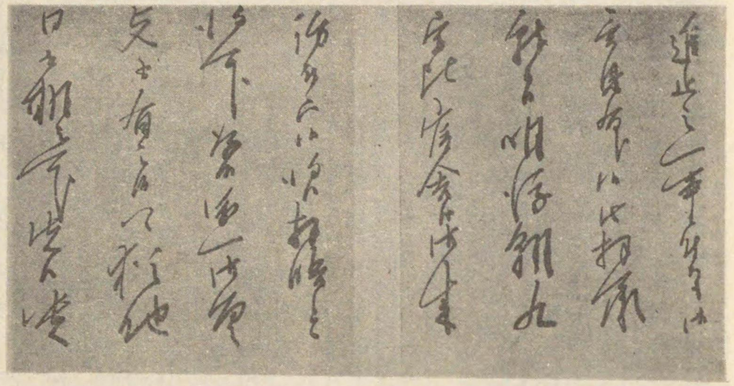

（二）

五三、六月二十日附山縣有朋宛井上毅書簡寫

藤田富子 藏

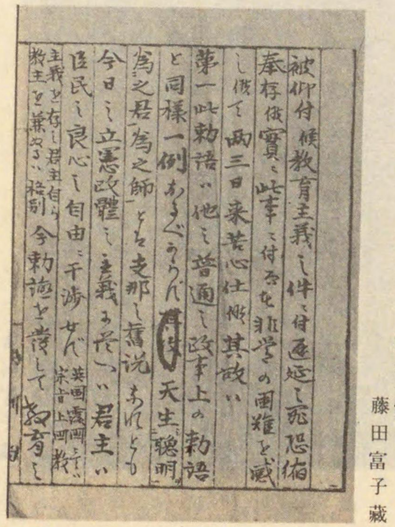

（一）

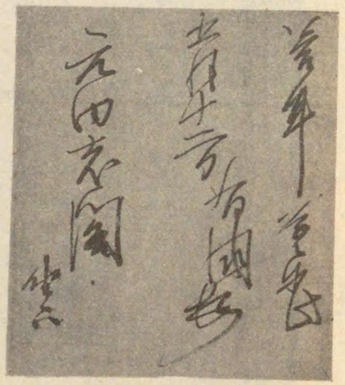

（三）

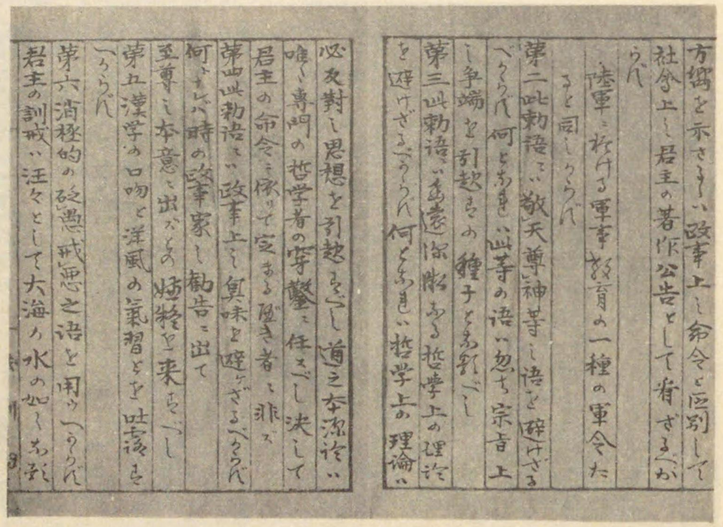

（二）

（二）

（三）

五四、六月二十五日附山縣有朋宛井上毅書簡寫　藤田富子藏

（一）

（四）

（三）

五五、八月二十六日附井上毅宛元田永孚書簡　子爵　井上匡四郎　藏

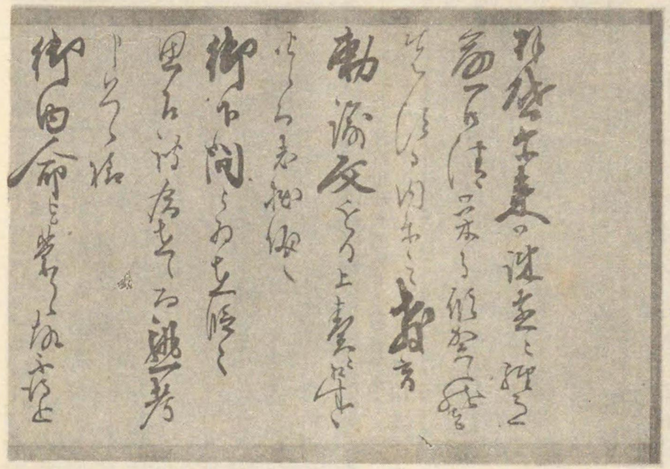

（一）

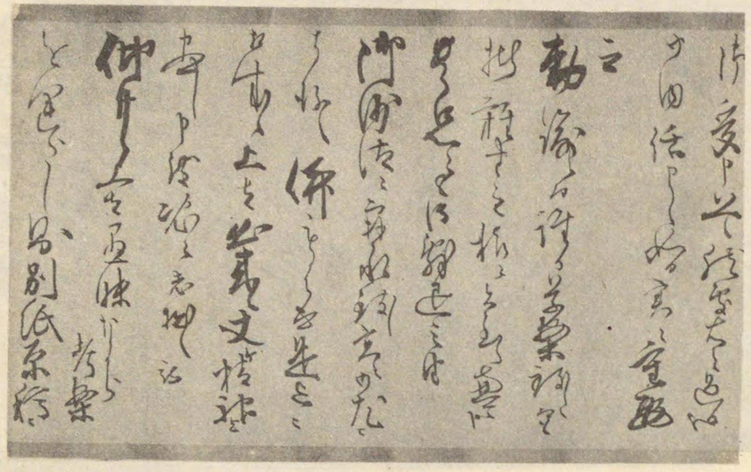

（二）

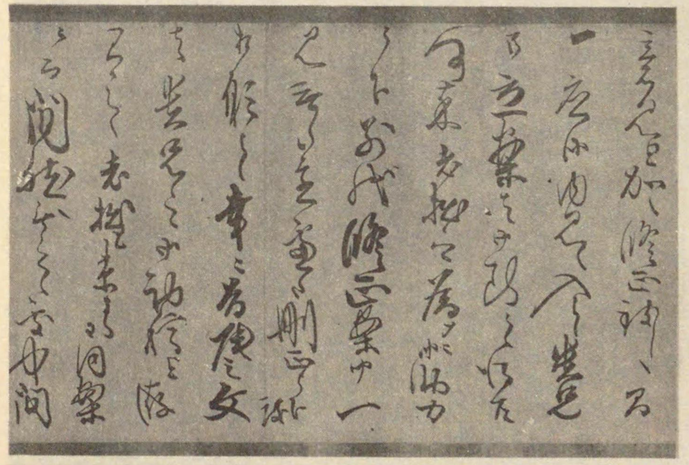

（三）

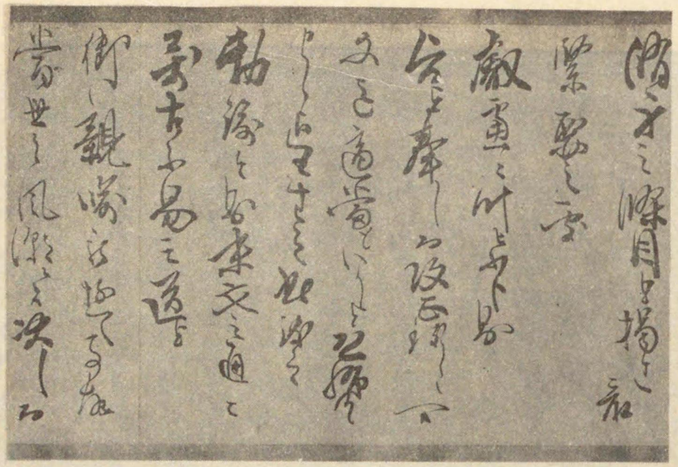

（四）

（八月二十六日附井上宛元田書簡）

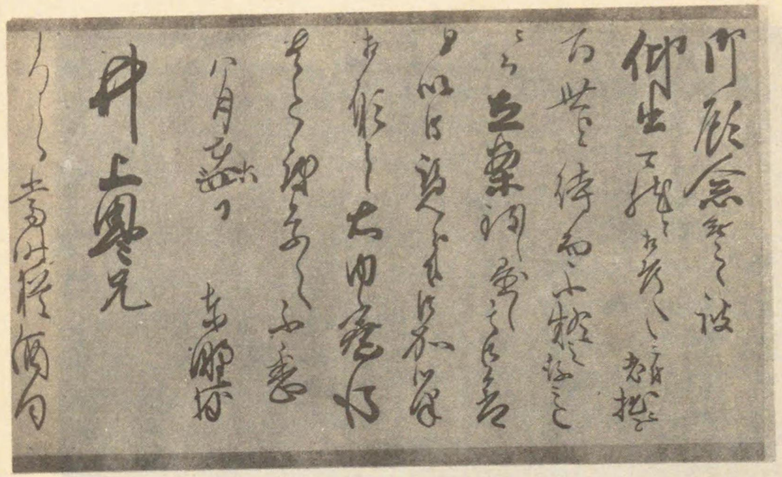

（五）

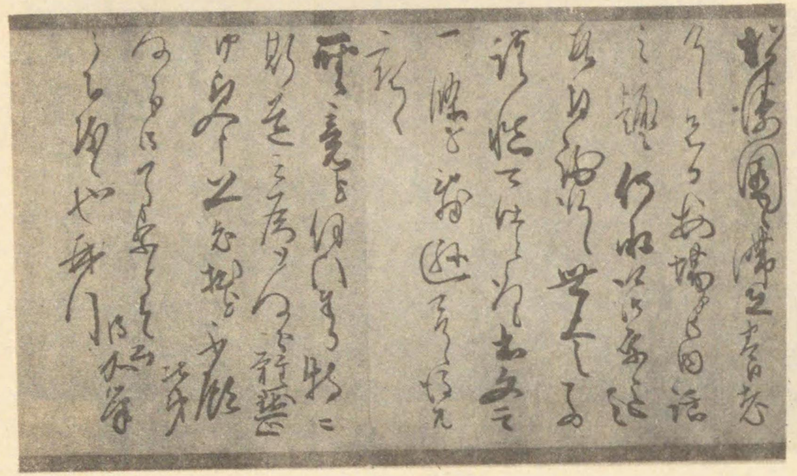

（六）

五八

五六、八月三十一日附井上殺宛元田永孚書簡
子爵　井上匡四郎　藏

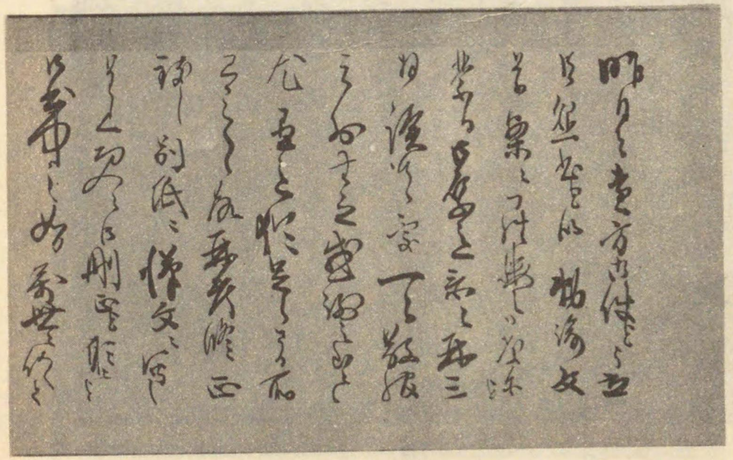

（一）

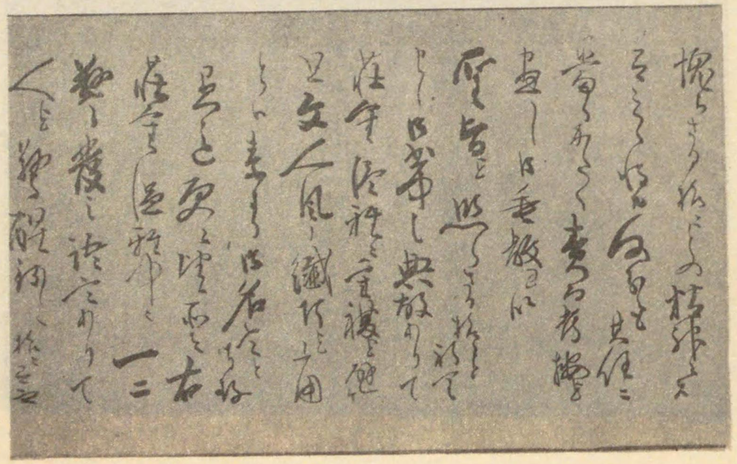

（二）

（八月三十一日附井上宛元田書簡）

（三）

（二）

五七、十月二十二日附井上毅宛芳川顯正書簡

子爵　井上匡四郎　藏

（一）

（三）

五八、十月二十五日附元田永孚宛德大寺實則書簡　男爵　元田竹彦　藏

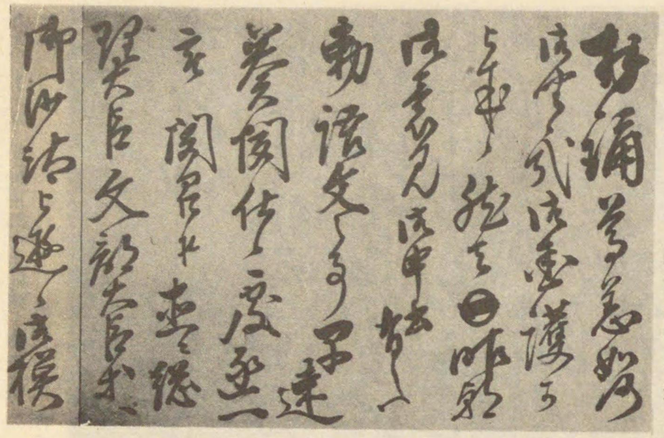

（一）

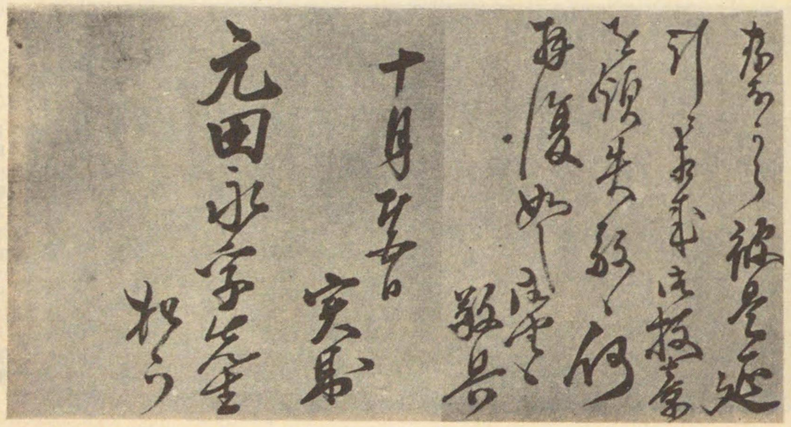

（三）

（十月二十二日附井上宛芳川書簡）

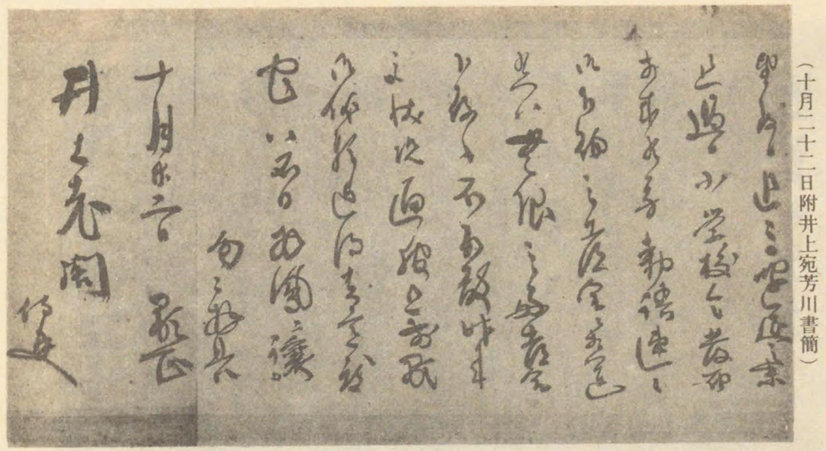

（四）

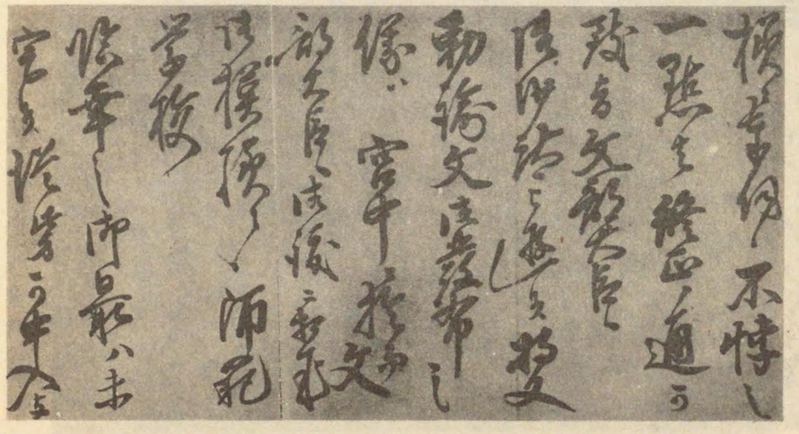

（二）

五九、十一月二日附元田永孚宛井上毅書簡　男爵　元田竹彦藏

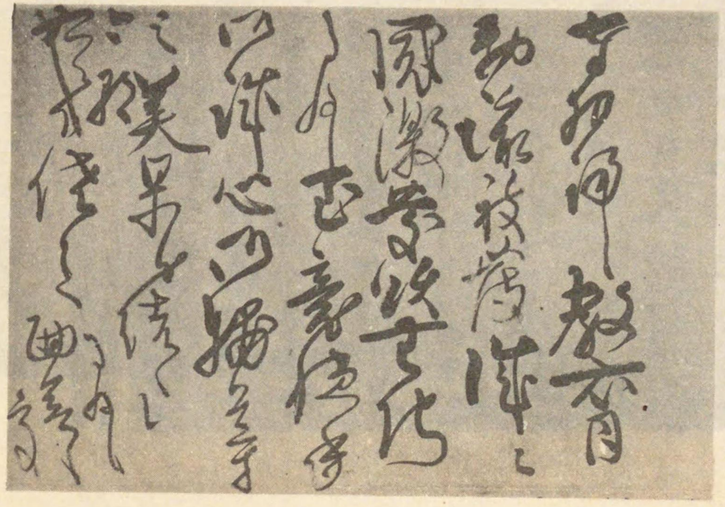

（一）

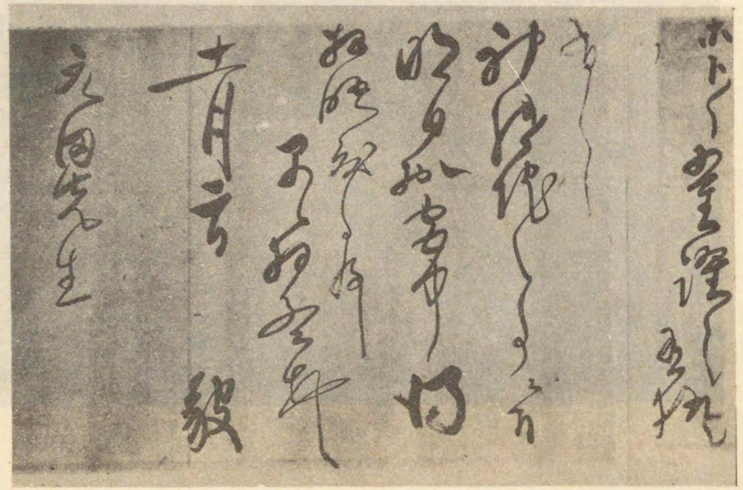

（二）

六〇、十一月三日附山縣有朋宛元田永孚書簡　公爵　山縣有道藏

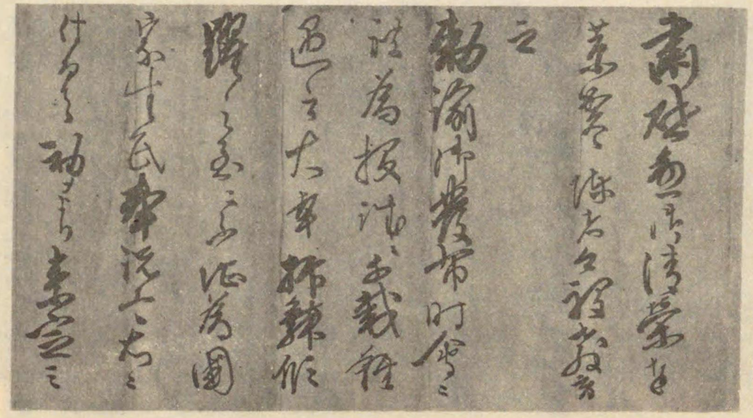

（一）

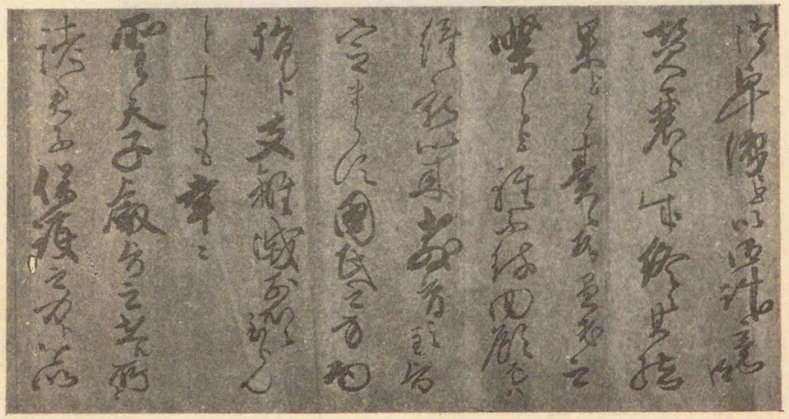

（二）

（十一月三日附山縣宛元田書簡）

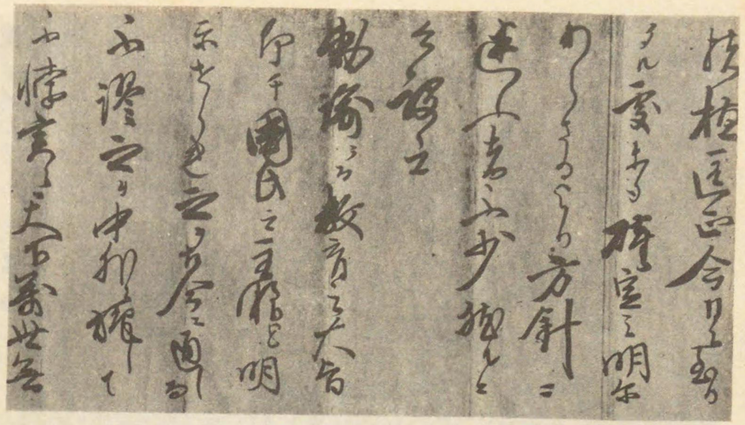

（三）

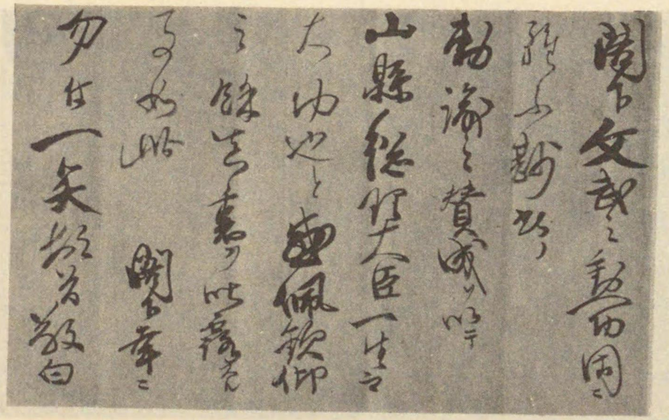

（五）

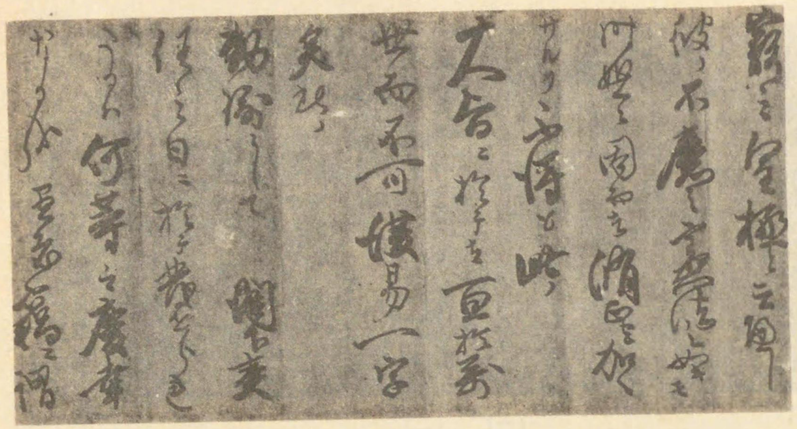

（四）

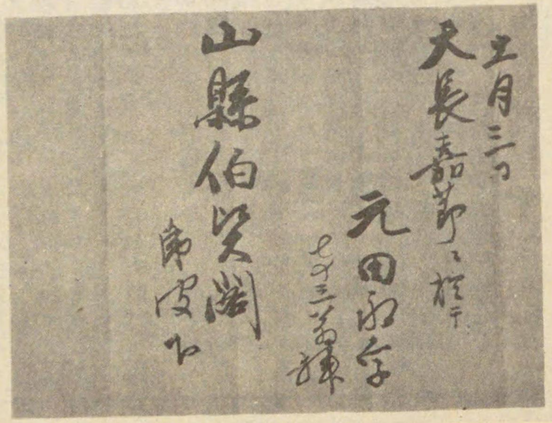

（六）

六一、十一月五日附元田永孚宛山縣有朋書簡　男爵 元田竹彦 藏

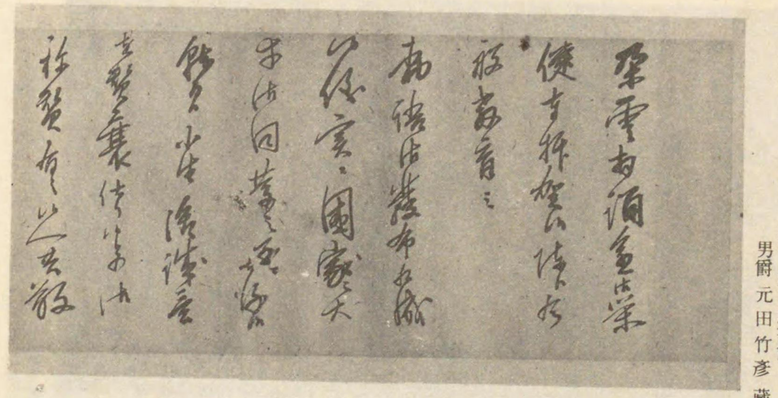

（一）

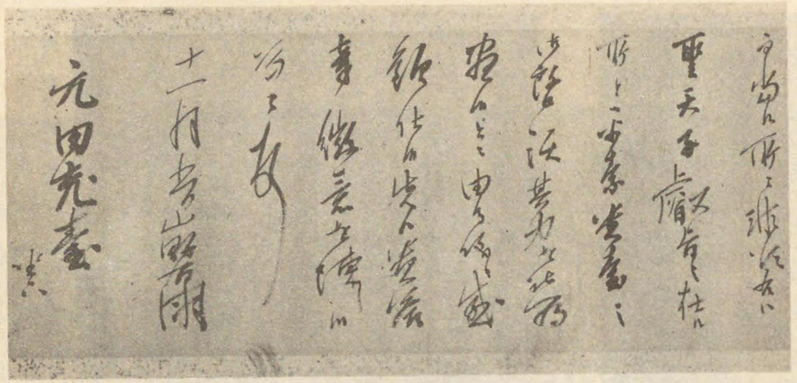

（二）

六二、教育に關する勅語渙發に際し文部大臣訓示　東京聾唖學校 藏

訓示

謹テ惟フニ我カ
天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シ
タマヒ茲ニ忝ク
勅語ヲ下タシタマフ顯正職ヲ文部
ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ
嚮フ所ヲ怠ランコトヲ恐ル今
勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹
テ
勅語ノ謄本ヲ作リ普ク之ヲ全國ノ
學校ニ領ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者
須ク常ニ
聖意ヲ奉體シテ研磨薫陶ノ務ヲ怠
ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他
便宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ
勅語ヲ奉讀シ且意ヲカヘテ諄諄誨
告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所
アラシムヘシ
明治二十三年十月三十一日
文部大臣　芳川顯正

六八

六三、教育勅語謄本頒布趣旨　男爵 元田竹彦 藏

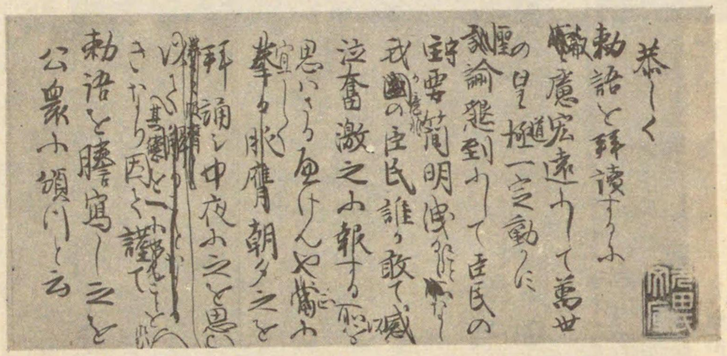

六九

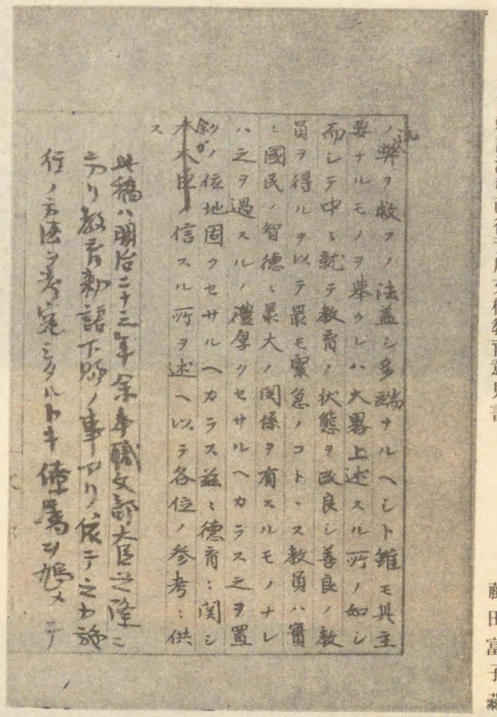

(一)

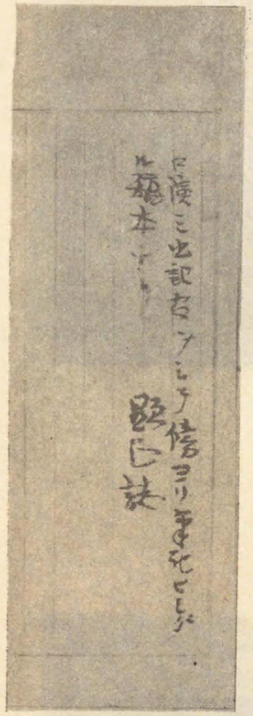

(二)

藤田富子藏

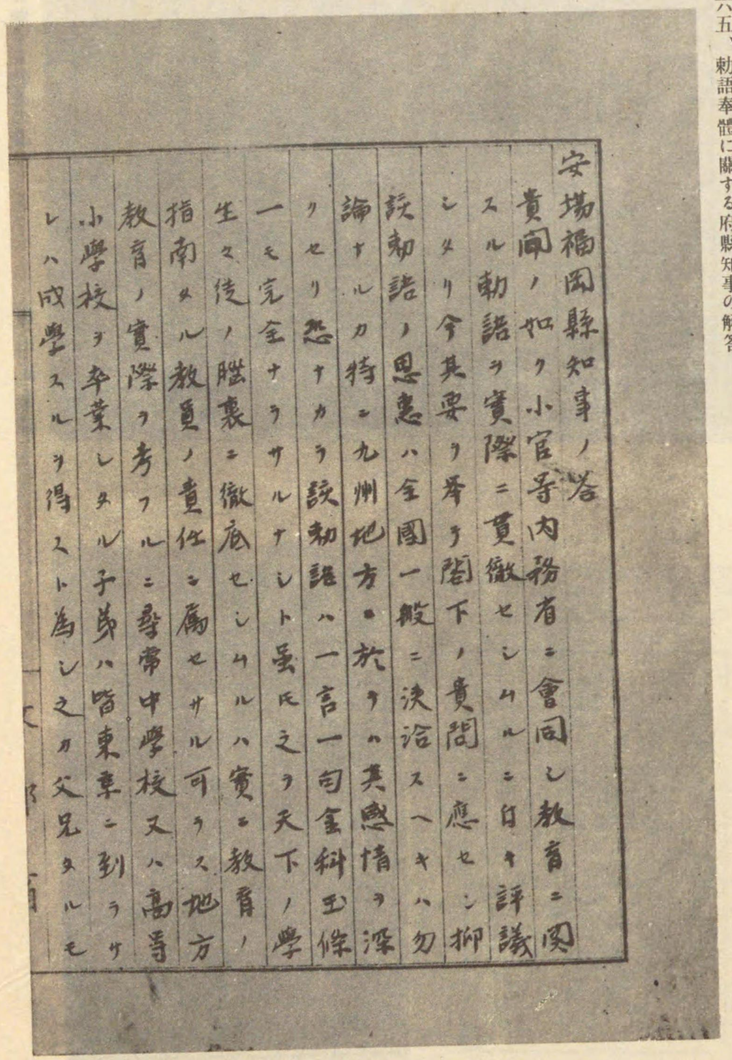

藤田富子藏

六六、德教に關する勅諭の議　藤田富子藏

秘

德教ニ關スル勅諭ノ議

我カ敷聖文武ナル
皇上陛下ハ別ニ德教ノ施行ニ基キ
[illegible]
文部省

（一）

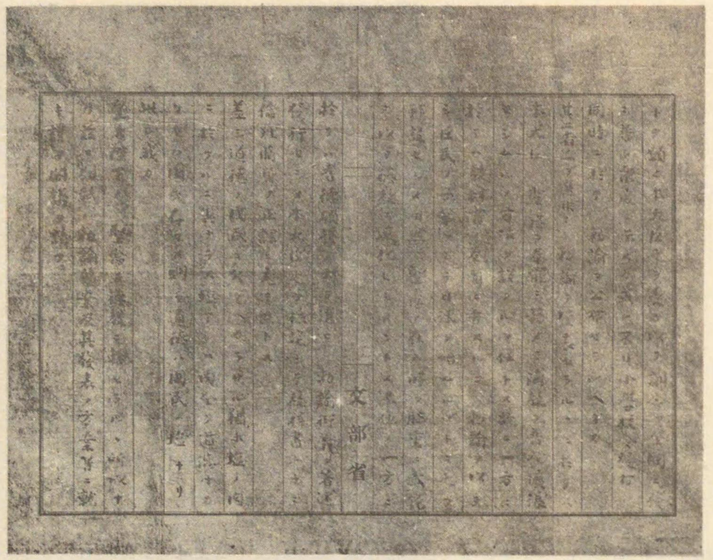

文部省

（二）

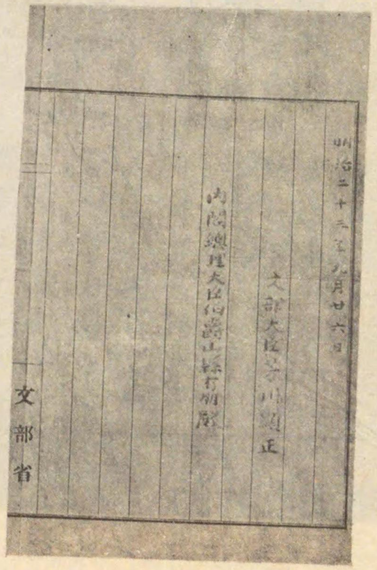

明治二十三年九月四日

文部大臣子爵芳川顯正

内閣總理大臣伯爵山縣有朋殿

文部省

（三）

六七、勅語衍義　井上哲次郎藏

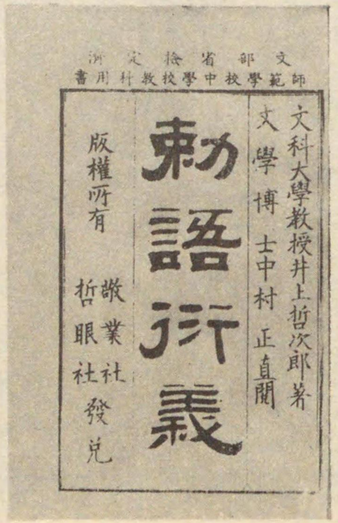

文部省檢定濟
師範學校中學校教科用書

文科大學教授井上哲次郎著
文學博士中村正直閲

勅語衍義

版權所有
敬業社
哲眼社發兌

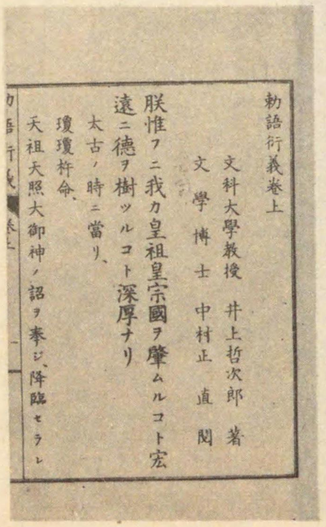

勅語衍義卷上

文科大學教授　井上哲次郎　著
文學博士　中村正直　閲

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
太古ノ時ニ當リ、
瓊瓊杵命、
天祖天照大御神ノ詔ヲ奉シ降臨セラレ

六八、勅語衍義稿本封筒

藤田富子藏

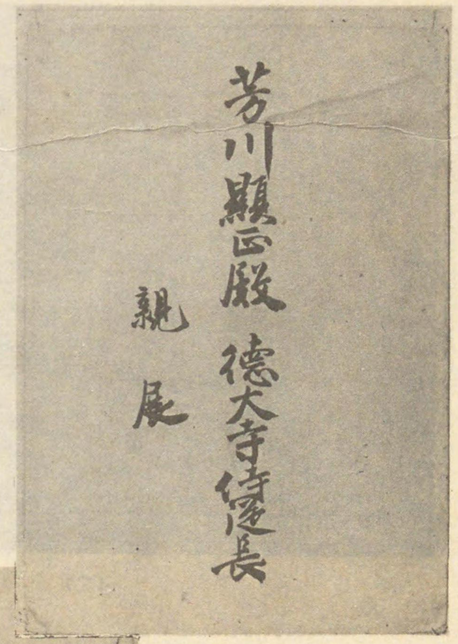

(一)

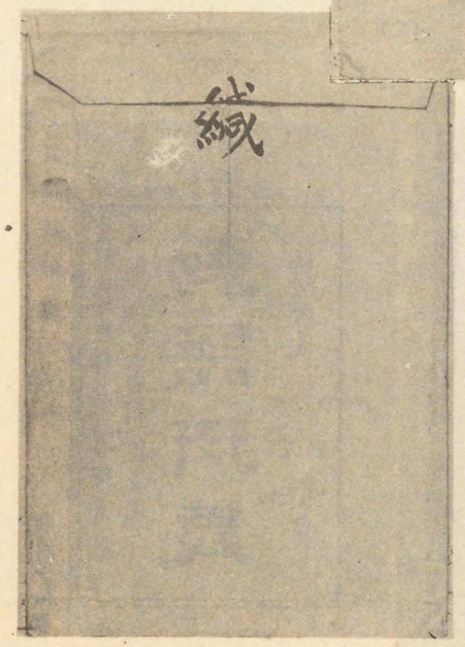

(二)

六九、勅語衍義御内覽稿本

藤田富子藏

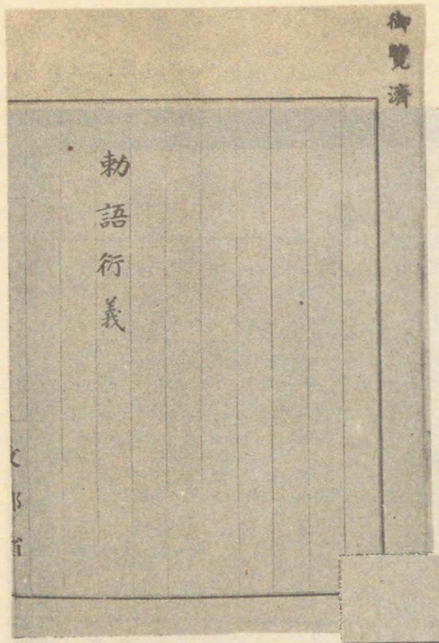

(一)

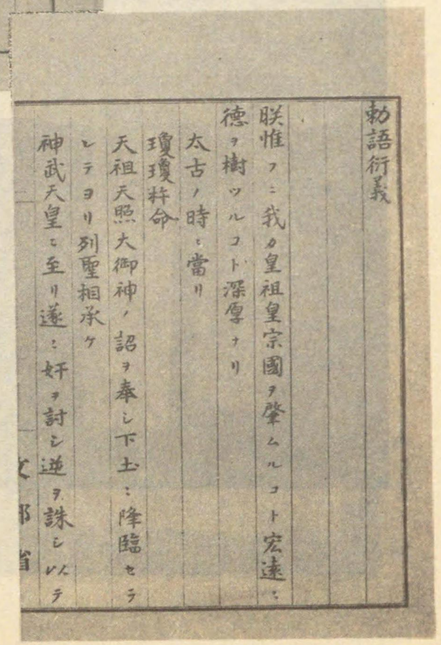

(二)

七〇、勅語衍義稿本（江木閲本）

藤田富子藏

七一、勅語衍義稿本（井上閲本）

藤田富子藏

教育典範第一卷

日下部三之介譯撰

第一國體篇

第一章

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ

謹みて案するに朕と云ふ御國は天皇の御自稱なり即ち我れと云ふ同じ。蓋れは至尊の稱にて臣民たるものは決して朕と稱ふることを得ず。支那にては秦の始皇帝二十六年に始めて至尊の稱と定め給ひ代々となりても固辭して之を改めず其の後代々至尊の稱となれり。

海後宗臣藏

（勅語解釋）

明治二十三年十月三十一日

勅語解釋

大學教授兼陸軍教授 内藤耻叟解釋

海後宗臣藏

今泉定介 著

教育勅語衍義 完

教育書專賣所 東京 普及舍

吉田熊次藏

（聖訓述義）

聖訓述義

海後宗臣藏

明治二十七年二月廿七日
文部省檢定濟

那珂通世
秋山四郎謹撰

教育勅語衍義

共益商社藏版

宮中顧問官
貴族院議員 西村茂樹先生校閲

勅語註解日本教育之基礎

渡邊武助註解

文學博士重野安繹謹撰

教育勅語衍義 完

東京書肆 三書房藏版

緒言

蓋惟ルニ維明治二十三年十月三十日辱ク　勅語ヲ臣民一般ニ賜レリ竊ニ以爲ク是教育ノ淵源修身ノ繩墨治安ノ大本萬世ノ洪基中外ノ標準ニシテ制度文物ノ實是ヨリ舉リ文明開化ノ眞是ヨリ望ムヘシト乃瞻仰感泣ノ極駑鈍自ラ顧ルニ遑アラス從テ奉讀シ從テ管見ヲ付シ敢テ以テ童蒙ノ奉讀ニ便ス名ケテ　勅語私解ト曰フ

明治二十三年十月三十一日

正七位筒井明俊謹識

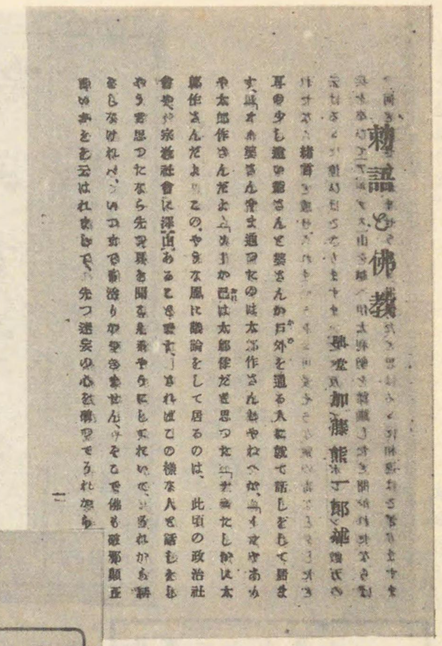

勅語と佛教

（略）

（略）

（略）

（勅語衍義修身寶典）

東京文理科大學 藏

（童蒙勅語圖解）

海後宗臣 藏

（勅撰修身經階梯）

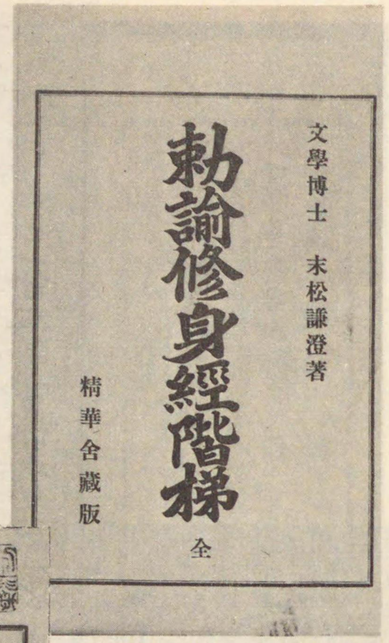

海後宗臣 藏

（一）

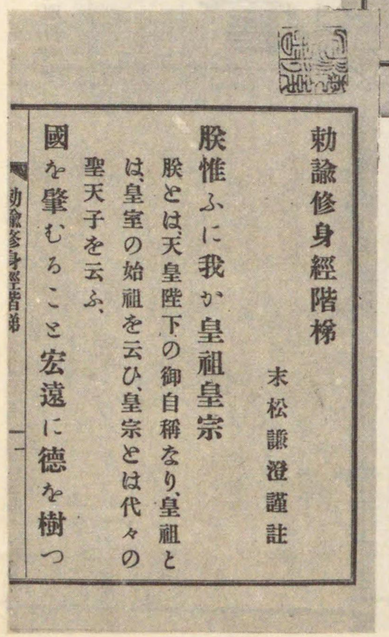

（二）

教育學館敬撰

聖旨道德高等小學修身書

大日本圖書株式會社

（一）

孝道。

第一章。

聖言。爾臣民父母ニ孝ニ、

孝ノ心得。

父母ハ我ヲ生ミ我ヲ養ヒ、又我ヲ教ヘテ人トナシタル人ナレバ此大恩ニ報インダメ、子ダルモノ能ク其心ヲ盡スヲ、孝ト云フ。此大恩ヲ打忘レテ、却他人ノ小惠ヲ喜ブモノノ如キハ、猶燈火ノ功益ヲ知リテ、太陽ノ功益ノ、更ニ之ヨリ大ナルコトヲ忘却セルモノトゴトク、其罪甚大ナリ。

格言。

（二）

（高等小學修身書）

校 伯爵副島種臣 閲
訂 伯爵東久世通禧 著

高等小學修身書 卷一

東京 國光社圖書部

國光社圖

（高等小學修身書）

高等小學修身書卷の一。

那珂通世
荻山四郎 同編。

勅語。

一。勅語の奉讀。

生徒等謹みて左の勅語を奉讀せよ。此の勅語は畏くも我が天皇陛下が深く臣民の教育に大御心を注がせられ、下し賜はりたるものにぞある。生徒等よく聖旨を奉體して、身を修め、行を正しくせよ。

資

料

（一）

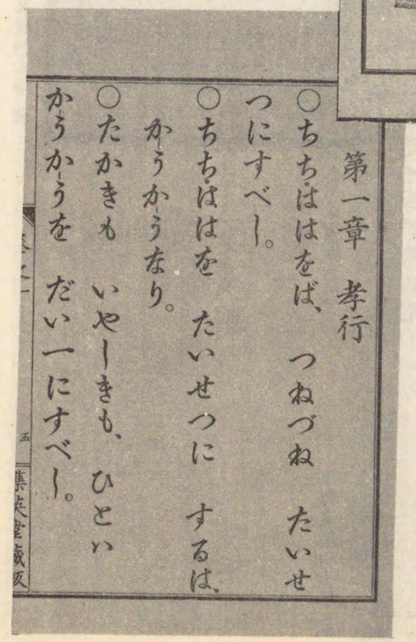

第一章　孝行

○ちちははをば、つねづねたいせつにすべし。

○ちちははをたいせつにするは、かうかうなり。

○たかきもいやしきも、ひとかうかうをだい一にすべし。

（二）

東京文理科大學藏

一　教育議

臣博　文

誠惶頓首、臣前日
陛見ヲ忝クシ下問親シク教育ヲ改良シ以テ風俗ヲ矯正スルノ事ニ及フ、此レ誠ニ
聖意ノ在ル所、深ク時弊ヲ鑑ミ、宏圖悠遠ナリ、臣感激ノ至ニ堪ヘス、謹テ議一道ヲ草シ、仰テ
聖鑑ヲ乞フ、蓋シ
陛下ノ既ニ悉セル所ノ者、臣敢テ贅言ヲ重ネ以テ聰聽ヲ煩サス、今陳スル所ノ者ハ、專ラ闕遺ヲ採拾シ、涓埃ノ微、萬一ニ裨補センコトヲ願フノミ、惟
聖明之ヲ裁セヨ

明治十二年九月　　臣博文誠惶誠恐頓首

教育議

詐ヲ尚ヒ利ヲ務メテ廉恥ヲ知ラス、訟ヲ好ミ爭ヲ長シテ情誼ヲ顧ミス、禮讓地ニ墜チ、倫理漸ク衰フ、是ヲ制行ノ敗レトス、好テ怪僻ノ說ヲ爲シ、輒ク激昂ノ論ヲ揭ケ、人心ヲ扇動シ、國體ヲ破壞シ、禍亂ヲ釀成シテ以テ快ト爲ス、是ヲ言論ノ敗レトス、此二ツノ者其勢相依ル、要シテ之ヲ論スル時ハ、實ニ風俗ノ弊ニ外ナラス、此時ニ當テ教育ノ道ヲ愼ムコト固ヨリ緊要トス、

但風俗ノ弊、蓋シ由テ來ル所アリ、譬ヘハ疾ヲ治ムルカ如シ、先ツ其病因ヲ求メテ而シテ後始メテ藥石ヲ下スヘシ、病因明ナラスシテ、專ラ病候ニ拘ハルトキハ、劑ヲ下スニ誤ラサル者少ナシ、今弊端ノ因由スル所ヲ求メテ之ヲ左ニ述ヘントス、

維新ノ際、古今非常ノ變革ヲ行フテ、風俗ノ變亦之ニ從フ、是勢ノ已ムヲ得サル者ナリ、何トナレハ第一鎖國ノ制ヲ改メテ交際ノ自由ヲ許シ、第二封建ヲ廢シテ武門ノ紀律ヲ解ク、蓋シ鎖國ノ制ハ、人心ヲ拘束シテ故常ニ安習シ、耳目ヲ制限シテ範圍ノ中ニ局促シ、他ニ企テ望ム所アルヲ得サラシム者ナリ、封建ノ紀律ハ、戰國ノ餘ニ出テ、士人廉隅ヲ磨礪シ、名ニ死スルヲ以テ榮トス、生ヲ計ル者ハ汚トシ、利ヲ言フ者ハ齒セス、而シテ割據ノ遺風、各藩自ラ限リ、運輸通セス、人民去留ノ自由ナク、鄉里ニ老死シテ都鄙相移ラス、此二ツノ者ハ、中古數百年以來現ニ十年前迄ニ行ハレタル風俗ナリ、然ルニ世道一變シ、廟堂深ク宇內ノ大勢ヲ察シ、斷シテ之ヲ行ヒ、盡ク鎖國封建ノ舊ヲ改ム、是ニ於テ我人民始メテ意ノ向フ所ニ從ヒ、尋常例格ノ外ニ馳驟シ、云爲自由ナルコトヲ得、然而一時勢ノ激スル所、淳風美俗其中ニ在ル者モ、亦從テ俱ニ亡ヒタリ、是ヲ

一大原因トス、

言論ノ敗レニ至テハ、更ニ又諸般ノ原因アリ、今之ヲ歴擧センニ、新タニ世變ヲ經、兵亂相繼キ、人心躁急ニ習フテ、靜退ニ難シ、而シテ詭言行ヒ易ク、激論投シ易シ、是其一ナリ、士族ノ產ヲ失フ者、其方嚮ニ迷ヒ、不平之ニ乘シ、一轉シテ政談ノ徒ト爲リ、故サラニ激切ノ說ヲ爲シテ以テ相聳動ス、是其二ナリ、歐洲過激政黨ノ論、漸ク世變ヲ釀成シ、未タ底止スル所ヲ知ラス、而シテ其影響ハ暗ニ我東洋ニ波及シ、唱和ヲ相爲ス者アリ、是其三ナリ、此數多ノ者ハ、前ノ一大原因ヲ幇助シテ、其勢ヲ激成スルコト、猶數個小川ノ均シク一大川ニ聚マリ、其流レヲ增加スル者ノ如シ、

概シテ之ヲ論スルニ、風俗ノ弊ハ、實ニ世變ノ餘ニ出ツ、而シテ其勢已ムヲ得サル者アリ、故ニ大局ヲ通觀スルトキハ、是ヲ以テ偏ニ維新以後教育其道ヲ得サルノ致ス所ト爲スヘカラス、但之ヲ救フ所以ノ者如何ト云ニ至テハ、教育ノ法、尤其緊要ノ一ニ居ルノミ、抑弊端ノ原因ハ、既ニ專ラ教育ノ失ニ非ス、故ニ教育ハ此弊端ヲ療スル爲ニ間接ノ藥石タルニ過キス、以テ永久ニ涵養スヘクシテ、而シテ急施紛更以テ速效ヲ求ムヘカラス、

明治五年學制ヲ頒布セシ而來、各地方遵奉施行、今日ニ至リ纔カニ成緒ニ就ク、但其興立日淺ク、或ハ形相ニ失シテ精神ニ缺キ、其末ニ馳セテ其本ヲ遺ス者アリ、今誠ニ廟議ヨリ出テ振作シテ之ヲ擴張シ、其足ラサル所ヲ修補セハ、文明ノ化猶之ヲ數年ノ後ニ望ムヘシ、其教則ハ略ホ現行ノ法ニ依リ、而シテ讀本ノ倫理風俗ニ係ル者ハ、其良善ナルヲ擇テ之ヲ用ヒシメ、又教官訓條ヲ施行シ、其レヲシテ自ラ制行ヲ謹ミ言議ヲ平カニシ、生徒ノ模範タラシムヘシ、

更ニ又慮ルヘキ者アリ、凡ソ物其弊ヲ見ルニ當テ、或ハ匆遽紛更シテ以テ矯正ヲ求メ、從テ又一偏ニ傾欹シ、他ノ弊端相因テ生スル者アリ、此尤政柄ヲ執ル者ノ愼重セサルヘカラサル所ナリ、維新ノ初、廟堂遠ク觀深ク慮リ、陋ヲ洗ヒ頑ヲ破ル、其艱キコト蟠根ヲ析クカ如シ、全力ノ致ス所僅カニ成緒ヲ期ス、今或ハ末弊ヲ救フニ急ニシテ、從テ大政ノ前轍ヲ變更シ、更ニ舊時ノ陋習ヲ回護スルカ若キコトアラハ、甚タ宏遠ノ大計ニ非サルナリ、若シ夫レ古今ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シ、一ノ國教ヲ建立シテ、以テ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ、

唯政府深ク意ヲ留ムヘキ所ノ者、歴史文學慣習言語ハ、國體ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スヘクシテ、之ヲ混亂シ及ヒ之ヲ殘破スルコトアルヘカラス、高等生徒ヲ訓導スルハ、宜シク之ヲ科學ニ進ムヘクシテ、之ヲ政談

ニ誘フヘカラス、

政談ノ徒過多ナルハ、國民ノ幸福ニ非ス、今ノ勢ニ因ルトキハ、士人年少稍ヤ才氣アル者ハ、相競フテ政談ノ徒トナラントス、蓋シ現今ノ書生ハ、大抵漢學生徒ノ種子ニ出ツ、漢學生徒往々口ヲ開ケハ輒チ政理ヲ說キ、臂ヲ攘ケテ天下ノ事ヲ論ス、故ニ其轉シテ洋書ヲ讀ムニ及テ、亦靜心研磨、節ヲ屈シテ百科ニ從事スルコト能ハス、却テ歐洲政學ノ餘流ニ投シ、轉タ空論ヲ喜ヒ、滔々風ヲ成シ、政談ノ徒都鄙ニ充ルニ至ル、今其弊ヲ矯正スルハ、宜シク工藝技術百科ノ學ヲ廣メ、子弟タル者ヲシテ高等ノ學ニ就カント欲スル者ハ、專ラ實用ヲ期シ、精微密察歲月ヲ積久シ、志嚮ヲ專一ニシ、而シテ浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシムヘシ、蓋シ科學ハ、實ニ政談ト消長ヲ相爲ス者ナリ、若シ夫レ法科政學ハ、其試驗ノ法ヲ嚴ニシ、生員ヲ限リ、獨リ優等ノ生徒ノミ其入學ヲ許スヘシ、其詳細節目ハ、文部ノ委員ニ任シ、按ヲ具ヘシムヘキナリ、

二　教育議　附議

一原議ニ云フ所ノ制行ノ敗レ云々、言論ノ敗レ云々、是乃聖旨ノ云フ所ノ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷ヒ、仁義忠孝ヲ後ニスルノ流弊ナリ、故ニ廉恥ヲ尙トヒ、禮讓ヲ重ンシ、倫理ヲ篤クスルノ教育ヲ施ス時ハ、制行ノ敗レヲ救フ可ク、平易公正ノ論ヲ主トシ、激昂相凌クノ風ヲ戒メ、人心ヲ協和シ、國體ヲ扶植スルノ教育ヲ施ス時ハ、言論ノ敗レヲ救フ可シ、是聖旨ノ本義ニシテ、其要ハ仁義忠孝ヲ明カニスルニ在ル而已、其節目ノ方法ハ、閣臣文部ノ參考設立スル所、其當ヲ得ルニアルハ論ヲ待タス、

一原議ニ云所ノ、倫理風俗ニ係ル讀本ノ良善ナル者ヲ擇テ之ヲ用ルト、教官ヲ約束シ教官訓條ヲ施行スルニ在ルハ至論ナリ、然トモ其倫理風俗ニ係ル良善ナル讀本ト云者、西洋ノ修身學ニモ之アルヘシト雖トモ、之ヲ要スルニ、孝經論孟學庸詩書ノ上ニ出ツヘカラス、且西洋ノ修身學ニ云所、君臣ノ義薄ク、夫婦ノ倫ヲ父子ノ上ニ置クカ如キ、固ヨリ我邦ノ道ニ悖ル、且修身ノ書、多クハ耶蘇教法ニ出ツ、故ニ四書五經ヲ主トシ、加ルニ國書ノ倫理ニ關スル者ヲ用ヒ、更ニ洋書ノ品行性理ニ完全ナル者ヲ擇ヒ取ルヘシ、

右孝經以下ノ書、其學問ノ淺深ニヨリ、之ヲ教ルニ其順序ヲ違ヘス、小學中學大學其等級ニ應シテ施行スヘシ、而シテ其書ノ要ヲ得ルハ、教官ニ人ヲ得ルニ在テ、從來漢學者流ノ固陋空論ノ如キハ、亦却テ其弊ヲ招クヘシ、故ニ學

識德行アル教官ヲ得テ、其書ヲ擇ヒ其要ヲ誤ラサルヘシ、

一原議ニ云所ノ、永遠ニ涵養シテ、急施速効ヲ求ムヘカラサルハ、教育ノ大目的ニシテ、固ヨリ聖旨ノ在ル所、然リ而シテ今日ニ於テ基礎ヲ立テサレハ、將來ノ目的ヲ愆リ、其弊救フヘカラス、是最聖旨ノ要歸ナリ、

一原議ニ云所ノ、高等ノ生徒ヲシテ科學ニ訓導スヘク、之ヲ無用ノ政談ニ誘進スヘカラスト云ハ、固ヨリ善シ、然ルニ聖旨ノ在ル所、教育ノ極點ハ、決シテ科學ニ止ルヘカラス、高等ノ中ニシテ才識德行ノ秀テタルハ、道德經綸ヲ養成シテ、輔相ト爲ルノ器量ヲ研磨シ得ヘキヲ以テ、學校ノ本旨トスレハ、高等ノ生徒ニハ、更ニ最高等ノ學科ノ設ケ必アルヘキナリ。

一原議ニ云所ノ、古今ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シ、一ノ國教ヲ建立シテ、以テ世ニ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツト、抑其人アルトハ誰ヲ指シ云歟、今聖上陛下、君ト爲リ師ト爲ルノ御天職ニシテ、內閣亦其人アリ、此時ヲ置テ將ニ何ノ時ヲ待タントス、且國教ナル者亦新タニ建ルニ非ス、祖訓ヲ敬承シテ之ヲ闡明スルニ在ルノミ、其人民ノ信從スルト否サルトハ、唯

陛下ノ閣臣ト厚ク信シテ恆久撓マサルニアリ、彼ノ佛法耶蘇教ノ妄鑿信スルニ足ラサルモ、其死生禍福利害ノ人心ニ切當ナルヲ以テ、人々迷信沈痼動スヘカラサルニ至ルヲ見レハ、則國教ノ立ツト立タサルトハ、我信スルノ厚キト厚カラサルトニ決スルノミ、其人民ノ信否ハ、政府ノ管制スヘキ所ニ非サルハ、原議ノ云所ノ如ク、佛法ノ入ル已ニ久シク、耶蘇教又之ヲ不問ニ置キ、之ヲ禁止スヘカラサレハ、則國教ヲ建明施行スル、

陛下ト閣臣トノ最確信篤行ニ出テサルヘカラサルナリ、歐州ノ事、臣之ヲ審カニセスト雖トモ、其帝王宰相以下人民ニ至リ、皆其宗教ニ基ツカサル者ハ無キナリ、本朝瓊々杵尊以降、

欽明天皇以前ニ至リ、其

天祖ヲ敬スルノ誠心凝結シ、加フルニ儒教ヲ以テシ、祭政教學一致、仁義忠孝上下二アラサルハ、歷史上歷々證スヘキヲ見レハ、今日ノ國教他ナシ、亦其古ニ復セン而已、但古今時勢人情ヲ異ニスレハ、原議ノ所謂折衷斟酌其宜キヲ得ルハ、是亦

陛下ト閣臣トノ責任ニシテ、今ノ時ヲ置テ他日ヲ待チ他人ニ讓ル可キニ非サルナリ。

一原議ニ云所ノ末弊ヲ救フニ急ニシテ、大政ノ前轍ヲ變更シ、更ニ舊時ノ陋習ヲ回護スルカ若キアラハ、甚宏遠ノ大計ニ非スト云ハ、固ヨリ

聖意ノ深ク愼ミアラセラルヽ所、唯前轍ノ傾欹ヲ救フテ、將來ノ方向ヲ中正ニ歸セシムル、是最

聖旨ノ現今ニ在ル所ナリ、故ニ學制モ原議ニ云所ノ如ク、形相ニ失シテ精神ヲ缺キ、其末ニ馳テ其本ヲ遺ス者多キヲ以テ、

聖旨唯形相ヲ改良シテ、精神ヲ注ケ、其末ヲ矯正シテ、其本ニ復スルニ汲々タルノミ、

三　小學校教則綱領起草記錄

小學校教則綱領案に付明治天皇の御下問

竝に聖旨に基ける修正

小學校教則綱領案成るや、文部に於ては、之を發布するに先つて、彼の小學教員心得の如く、豫め之を　天皇陛下の御內覽に供へ奉ることが、宜しからんとの議に決し、即ち御手許へ差出したのである。自分は、此の教則綱領案に就ても、彼の教員心得案に於けるが如く、我教育を皇道主義に引直さんとし、餘程苦心して作り上げたのであつて、前章にも述べたる通り、歷史を授けるにも、尊王愛國の志氣を振起するを主眼としなくてはならぬといふやうに規定し、乃ち道德教育の方針は、此の教則綱領に依て一變せらるゝことにならんと思考し、聊か得意であつたのである。然る處、陛下には仔細に之を御閲覽遊ばされたる末、德大寺侍從長に向はせられ、此の教則綱領案起草の主任官を差出すやうにと云ふ御沙汰があらせられたのである。そこで、自分は文部卿の命に依り宮中侍從長室へ伺ふと、表御座所に出御遊ばされたる　陛下には、侍從長を以て種々御下問在らせられ、歷史科の處に至ると、侍從長より左の御內意を傳へられたのである。即

「此教則綱領は、大體に於て餘程良く出來て居ると思召さるゝ。たゞ歷史科の所を御覽遊ばさるゝと、神武天皇の東征、南北朝の亂、保元平治の役、前九年後三年の役、源平の亂、維新の役等、戰爭の事が多く掲げてある。從來我國の歷史の書は、戰爭の事を以て充たされて居るものが多いのであるが、去りながら、兒童の教授上に於て、斯の如く戰爭の話に繼ぐに戰爭の話を以てする時は、或は後世臣民の子孫をして、亂を思はしむるの虞がありはせぬか。何とか、今少し良い考はないものか。例へば、古の王政の時代には、隨分治績の見るべきものもあつたやうである。又建國の體制なども、心得て置かしむるやうにしては如何であるか。其等の事をも、考合せてはどうか。」

恐多くも右樣の仰せであるといふことであつた。此日は、

丁度日曜日であつたにも拘らず、陛下は御座所に出御遊ばされ、德大寺侍從長も出勤致して居られたのであつた。平日は日常の御政務にて御多忙に在らせらるゝから、特に日曜日に於て篤と御下問在らせられたることかと拜察致さるゝのであつた。當日は教則綱領案の修身の科より始め、種々御尋があつたのである。侍從長は、御座所と自分が控へて居る侍從長室との間を十數回往復せられて、陛下御下問の旨意を傳へられ、又奉答の次第を上聞に達せられたのであつたが、右歷史の部に就ての御下問を拜するに至つて、自分は如何にも恐懼慚愧措く所を知らなかつたのである。そこで、謹んで熟考致しますと申上げて、其日は退出致したのである。

それから、文部省へ歸つて來て、此事を文部卿輔に傳へると、何れも恐入つてしまつたのであつた。そこで、自分は當時文部省の奏任御用係をして居つた那珂通高（江幡五郎）と云ふ漢學の大家と、同御用係の小中村清矩と云ふ國學の大家、此の兩先生と種々協議を盡くして、御思召に適ふやうに修正を加へ、重ねて之を御手許に差出したるに、今度は非常に御滿足あらせられて、それで宜しいといふ御沙汰を拜し、其儘發表することになつた。乃ち其修正の箇條の全文を擧げると左の通りである。

第十五條　歷史　歷史ハ中學科ニ至リテ之ヲ課シ、日本

歷史中ニ就テ、建國ノ體制、神武天皇ノ卽位、仁德天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ兩立、德川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事實、其他古今人物ノ賢否風俗ノ變遷等ノ大要ヲ授クヘシ。凡ソ歷史ヲ授クルニハ、力メテ生徒ヲシテ、沿革ノ原因結果ヲ諒解セシメ、殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス。

今此の修正されたる案を、原案に比すると、原案の「神武天皇ノ東征」が「神武天皇ノ卽位」と改まり、其上に「建國ノ體制」といふことを加へ、「南北朝ノ亂」が「南北朝ノ兩立」と變り、又仁德天皇の勤儉の御美德や、昔時の王政の擧りし事、卽延喜天曆の成績等も新たに加へられて居る。其他最初の案と彼是比較するときは、餘程改良されたのであつた。

明治天皇が、教育の事に深く御軫念あらせられたことは、誰しも知る所であるが、自分は斯樣な事件に自ら遭遇して居るために、殊更其の感を深くする次第である。

四　幼學綱要につき內藤耻叟上奏文稿

伏聞今般

聖旨ヲ以テ幼學綱要之書ヲ撰セシメラレ之ヲ天下ニ頒布セラレタルハ明倫正俗風化之大本ヲ得サセラレタル

御盛擧ト竊カニ感躍ニ堪ズ因テ惟フニ昔者周時國王ノ宮內ニ門闈之學ナル者アリ（又虎門之學トモ云就學ノ子弟ヲ以テ宿衞ニ充ツル也）卽チ國王ノ家塾ニシテ王ノ子弟ヨリ公卿大夫ノ子弟ヲ敎ル所ナリ門闈ハ卽チ國王ノ內朝ニシテ（國王ニ三朝アリ外朝治朝內朝ト云內朝ハ正寢ニテ古ノ燕ノ御座ナリ）之ヲ我當今ノ制ニ比セバ宮內省ニ適當スベシ而シテ其學校ハ國王ノ親シク監臨スル所ニシテ師氏（中大夫）保氏（下大夫）ノ二官之ヲ管理ス其師氏ノ本職ハ以ヲ嬢詔王トテ王ノ美ヲ奬順スル者ニシテ兼テ三德（至德敏德孝德）三行（孝行友行順行）ヲ以テ國子ニ敎ヘ專ラ子弟ノ德行ヲ成就ス保氏ノ本職ハ掌諫王惡トテ王ノ過チヲ匡救スル者ニシテ兼テ六藝（五禮六樂五射五取六書九數）六儀（祭祀、賓客、朝廷、喪祀、軍旅、車馬ノ容儀）ヲ以テ國子ニ敎ヘ子弟道藝ヲ養成ス（別ニ大司樂ノ掌ル所ニ於テ樂德樂語樂舞ノ敎アリ）所謂三德三行ハ德育ニシテ六藝六儀ハ智育ト體育トヲ兼ネタル也是其大略ニシテ王ノ宮中ニ學校ヲ設ケ國ノ貴遊子弟ヲ養ヒ德行道藝ヲ敎養スル大模範ヲ立テ、之ヲ天下ニ明ラカニナスノ意ナレバ卽チ今般

聖旨ヲ以テ幼學ノ儀範ヲ示サセラレタル

御盛擧ト同一ナル者ト云フベシ然レバ此綱要ヲ提挈シテ之ヲ天下大小ノ學校ニ揭明シ此綱要ヲ流傳シテ之ヲ千載ノ後ニ垂レント欲セバ先ツ周ノ此法ヲ則トシ宮內省中ニ一ノ學校ヲ設立セラレ其校長幹事ヲ置キ其師タル人ハ天下ニ詔シテヒロク學士明經ノ士ヲ聘セラレ禮ヲ重クシ祿ヲ厚クシテ常ニ之ヲ敬禮セラレ其敎ル所ハ皇道聖經ノ二ツヲ以テシ之ヲ講明シテ其子弟ニ陶冶涵養シ（子弟ハ大凡百人ヲ養ヒ勅任以上又ハ華族ノ子弟ト民間ノ俊秀トヲ撰ンテ之ニ充ラルベシ）其才德行藝研磨セシメテ一ハ之ヲ要官貴職ニ任シ一ハ之ヲ諸縣ノ學事敎育ニ從ハシメ俱ニ明倫正俗宣流承化之重キニ膺ラシメバ始メテ上下貫通シ本末兼全キ者トイフベシ周ノ法ニモ前ニ擧ル所ノ師民保氏ノ屬官ニ司諫司救（共ニ中士）調人媒氏（共ニ下士）等ノ官アリテヒロク天下萬民ノ德行道藝邪惡過失爭鬪男女ノ間迄ヲモ監察調理スルコトトナスハコレ亦廣ク天下ノ風俗ヲ正スベキ機關トナセシナルベシ今必シモ此意ニ拘泥セズト雖モ宮中ニ養成スル所ノ子弟中學成リ德修ル者ヲ出シテ內外治敎ノ要官ニ任シテヒロク天下ノ風敎ノ本ヲ統括セシメラレバ明倫正俗ノ實効モアガリヤスク唯一學ヲ設置シテ天下ヲ鼓動シ人心ヲ提撕スルノ益タルニ於テハ決シテ淺少ニアラザルヲ信ズ其次第節目ノ詳カナルガ如キハ猶竊ニ計畫スル所アリ將ニ垂問ヲ待テ之ヲ具陳セントス恐惶謹言

明治十五年十二月　　正七位　內藤耻叟

五　士族授產竝敎育につき勅旨

朕熟顧ルニ明治ノ始大政ヲ一變シ封建ヲ改テ郡縣ト爲シ士ノ武職ヲ解テ祿ノ制限ヲ立百ノ制度法律ヲ更張シ復古維新

ノ根本ヲ固クセント立憲政體ノ基ヲ定メ漸次今日ニ及ヘリ然ルニ時勢ノ赴ク所府下ヨリ各地方ニ至リ士ノ家産ヲ失ヒ貧困ニ陷ル者少ナカラス隨テ不平ノ黨或ハ躁進過激ノ演說巷ニ滿ツルニ至ル是目今ノ大弊之ヲ制スルニハ教育ノ道ヲ明カニスルト授産ノ方ヲ得ルトニ由ヲ以テ曩ニ已ニ地方官ニ委スルニ之ヲ以テセリ然トモ是皆其功ヲ遠大ニ望ム可クシテ其害ヲ近切ニ防キ難シ今別ニ法ヲ設ケ其急ヲ救ハサルヘカラス故ニ文部ノ使令ヲ以テ純正ノ演說會ヲ興シ倫理法律等ノ正義ヲ明說セシメテ聽衆ノ方向ヲ正シ又士族ノ弓馬劍槍ニ長シタル者ヲ編制シテ豫備ノ別隊トナシ或ハ士ノ廉直行義アル者ハ巡査番兵ト爲ルノ制ヲ設ケ本分ノ教育授産ノ方法普及ヲ待タス目下其缺ヲ補フノ方略アランコトヲ欲ス

六　華族女學校教育につき御親諭

七月二十五日

御親喻

華族女子學校ノ規則書一覽致シタルカ大概異存モ之レナク且宮內卿ヨリ急キノ由ニ付返シタリ然ル處猶考ルニ教課書ノ內ニ化學理學ノ部之レアリ是全ク從來女子師範學校規則等ニ據リテ設ケシ者ニテ女子人ノ家ニ嫁シ夫ニ事ヘ家ヲ治ムル其職務ニ急要ナラサル者ヲ學課ニ入レテ之ヲ教フルハ今度特更皇室附屬トシテ新タニ設立セシ女子學校ノ本意ニ非ス凡ソ學課ノ結果ハ五七年ノ後ニ見ル可ク今ノ女子ヲシテ此課程ニ據リテ進マシメ明治二十三四年ニ至リ專ラ化學理學ノミニ長シテ人ノ婦トナリ人ノ家ヲ治ムルニハ切實ナラサル高尙ノ兆ヲ顯ハスノ日ニ至ラハ之ヲ如何共ナスヘカラス豫備士官學校ノ如キ忽チ興シテ忽廢スルカ如キ皆其始メニ慮ルノ至ラサル所ナリ今更誰ヲカ咎メンヤ故ニ女子ノ學課ハ通常和漢洋ノ學規ニ裁縫ノ實技ヲ加ヘ化理ノ學ノ如キハ其才ノ長シテ自ラ好ム者ヲ擇ヒ院長教員ノ見込ヲ以テ之ヲ學ハシメテ足ルヘク（中略）

女子ノ運動ハ必シモ西洋法ヲ用フルニ及ハス師範學校ニ用ヒ來リシ體操運動其體裁好マシカラス別ニ華族女子ノ運動適宜ノ設ケアルヘシ

（中略）判決セス然トモ女子ノ教育ハ男子ト同シカラス故ニ活潑ノ院長ヨリモ沈重ノ人然ルヘシ是迄女子ノ教育總テ活潑上ヨリシテ其弊害甚タ多シ故ニ女子ノ教官ハ最沈重底ノ人ヲ擇フヘシ

七　國教論

永孚啓。往日罄款。語及宗教之事。閣下之言曰。方今之勢。釋教素所不禁。耶蘇教亦不可拒。故爲今之政略。假令

有百宗教。置之不問。我　天子唯奉　天祖。朝廷則立乎宗教之外。制御內外人而已。若夫有犯制規者。則據法處斷而無許矣。又曰吾於諸教。無所信。吾磨吾靈智。活潑睿明。以窮天下之理。以應天下之事。何有所憑據哉。閣下之言如此。其以之脩己治人。以成天下之務。無惑也。永孚既面稱贊之。深服閣下之睿敏達事理也。退而思之。永孚告閣下者。猶有所未盡。更請具陳焉。夫我天子既奉我　天祖。則爲我臣民者。亦不可不尊奉我　天祖。固無論也。然而我臣民若或後我　天祖。而先奉釋迦耶。奉耶穌耶。則是非我臣民之心也。爲我　天子。爲我大臣者。爲之教育。雖不問其爲何宗旨。然豈可不使之興起先奉　天祖之心哉。凡人之知覺思想。運行於冥々之中。而雖不可禁遏之。然養之於思想未動之前。導之於知覺已發之始。則爲教固易而他宗教難復從入也。今既信釋教。信耶穌教者。無如之何。其三四歲。乃至十四五歲之稚童。而未入宗教之人。先教之以　天祖之所以當敬。國體之所以當尊。道之以仁義忠孝之道。以定知覺。以一思想。則宗教之浸潤蔓衍。或可防之也。蓋我之奉　天祖。與彼之奉釋迦奉耶穌。其道自異矣。我之奉　天祖者。奉其德也。非如彼之禮拜誦呪也。天祖之德智仁勇而賦在於人心之神府。不特　天祖之獨得。傳在　列祖　今上之神髓。不特　列祖今上之所有。人々之所固有。故磨吾靈智。擴吾誠仁。振吾神勇。以脩身治國平天下。乃所以奉　天祖也。彼之天堂地獄。因果應報之說。何得陳我前哉。如往者閣下之言磨吾靈智者。固善矣。但不可不示磨之之要旨也。夫磨吾靈智之方。在格物致知。而所謂格物致知者。不一而足。如理學、化學、哲學、政治學、天文地理、法律、經濟等諸科之學。皆固磨吾靈智之方也。然不得其要歸。則非徒無益。將大有所害道。諺所謂如大軍之遊騎出太遠而無所歸者也。其要歸何也。曰明我君臣之義。敦我父子之親。達我國體。審我人情。事々適義。物々當理。而本諸至誠不已之天性也。此本既立由是以往。百科之學。各摘其要。而多々益辨。釋迦不能惑。耶穌不能移。學愈博而愈約矣。方今文部省所設教科。不可不愼重修正。而本原修身科。最當擇純粹中正也。擇其純粹中正者。莫過於孔子之教而與吾道相符矣。先皇之采以久施于邦者固不待言也。徵其雅言。則文行忠信。詩書執禮。先孝弟。後文藝。好學好德。親仁者就有道。發憤忘食。樂以忘憂。十五志于學。七十而不踰矩。其治國也。道之以德。齊之以禮。敬事而信。節用而愛人。足食足兵民信之。施行九經。參酌四代之制規。以至天地位焉。萬物育焉。而其要則至誠一以貫之。一日克己復禮。而天下歸于仁者。其道德經倫。純粹中正。一語一默一行一止。周旋中禮。無毫所間然矣。故我邦本原修身科不可復他求。而不可不言之哲學之標準。政治之基本。而人道之極致。至教育之實施。則在擇其人。而主宗教者不可置諸教官中也。如往日所論之人。雖閣下辨

論保其無害。然一旦揭宗旨榜之人。而在教官中。天下之知此人者。將容疑於朝廷。是真可恐可憂之至矣。永孚所以不敢服閣下之言者以是也。抑又思之。閣下睿敏達事理。而思慮深遠不妄發。而於前之人也。用之不疑者。蓋出於內外之政略而一時駕馭之智術耳。然永孚聞之。智略者英雄者流之所用。如大之於小强之於弱。施之匹敵以下則利。用之匹敵以上則不利。故王者之道義以爲權衡。斷而適機宜已未有意於用智略而人驚見以爲神。是之謂真智實見。如諸葛孔明和吳破魏。郭子儀說回紇斥吐蕃是也。閣下剛銳自信。人亦以爲不及。故外交內親。或不免不出於智略。永孚不保其終不誤已誤人也。閣下亦行王道而已。何必言智略。閣下前又謂永孚曰。比斯馬克云。卿未得人。余與人於卿。然馭得與否。則在卿而已。夫外人素信宗教。而使其人不得施所信於教育組織之間亦難矣。況內人而信宗教者。在教官。內外相應。陰施其術。則後來之弊。將有不可測者。閣下果如比斯馬克之言否。永孚爲閣下深懼之也。永孚老頑婆心。思至于玆。不能自止。閣下之知永孚雖未久矣。永孚之信閣下。實不淺矣。故復陳前言。吐胸臆如此。閣下高明幸察永孚之愚忠。更有所再思。不堪眷々之至。

明治十七年六月十四日添削畢

八　森文相に對する教育意見書

過日宮中ニ於テ偶教育ノ談ニ亙リ粗足下主意ノ在ル所ヲ承リ鄙意ニ於テ頗ル感覺スル所アリ就中教育ノコトハ專ラ帝室ノ御注意アル所然ルニ從來ノコト疎遠ニシテ關係スル所少キヲ見ルト此言誠ニ切當ノコト吉井次官其坐已ニ答フル所ノ如ク年來　聖意最玆ニ在リテ外間之ヲ知ラサル者多シ僕君カ此言ヲ聽テハ一言默々スヘカラサル所アリ故ニ今日來リテ君ニ詳言スヘカラサルコトヲ得サルハ　聖意ノ教育ニ在ルヲ以テナリ僕侍講ノ職ヲ奉スル十六年學事ニ就テハ年ノ顧問ニ預リテ窃ニ　聖意ヲ伺フコトヲ得タリ蓋シ維新後教育ノコト足下ノ知ル所ノ如ク明治六年以後專ラ西洋ノ規則ヲ用ヒ田中不二麻呂米國ノ學制ヲ採リテ學校ヲ改正セシヨリ此ニ至ル迄其主眼ノ在ル所ハ專ラ知育上ニアリテ今日一般生徒ノ小結果ヲ見ルニ至レリ足下過日方今教育ノ弊漢學者流ニ罪ヲ與フルト雖トモ漢學者流ノ弊害ハ專ラ舊見ニ固僻シ知識ニ暗ク活用進取ニ乏シキニアリテ此弊ハ六年以後ノ教育ニテ稍洗刷スルヲ得テ今日生徒ノ弊ハ自ラ博識日新ニ誇ルノ生硬ニ失シ忠君愛國ノ精神ニ乏キニアレハ其弊ノ因テ起ル所ハ其教育ヲ布ク上官ノ俄カニ米歐諸國ノ教育ヲ生マ呑ニシタル浮キ淺見ノ致ス所ノ誤リナリト言ハサルヘカラサルナリ　聖上明治十一年北陸東海御巡幸ニテ各縣教育ノ弊ヲ親覽ニテ其弊ノ甚シキヲ深ク　御苦惱アラセラレ屢僕ニ御痛嘆アラセラレタルナリ此時岩倉右府公其旨ヲ稟ケ寺島河野福岡ノ文部卿ニ度々ノ御沙汰アリテ全國ノ教育專ラ忠君愛國ノ德義涵養ノ御主意初メテ相達シタリ然トモ因習ノ末　聖意ノ如ク改良成リ難クシテ今日ニ至レリ今君大臣ノ命ヲ奉シテ教育改正已ニ着手シ且ツ御主意ノ在ル所專ラ忠君愛國ニアリテ言語上ニ喋々セスシテ實行上ヲ以テ踐履スルノ言ヲ聽ク乃チ　聖意ノアル所亦玆ニ外ナラサルカト推察スルナリ更ニ請君ノ本意到底ノ教育如何ナル結果ヲ得ルヲ以テ滿足トスル乎僕常ニ　聖意ノアル所ヲ伺フニ此度ノ改正ニシテ滿足ヲ得サレハ終ニ底止スル所ヲ知ラスト僕ニ於テモ足下目的ノ至ル所ヲ知ラサレハ其疑ヲ免レサルナリ足下ノ僕ヲ見ルヤ漢學者流ヲ以テ之ヲ目ス僕固ヨリ然リ然トモ僕ハ故長岡監物横井平四郎ノ徒從來漢學者流ノ腐儒タルコトヲ惡ム孔子ヲ信スルト雖トモ佛教者ノ釋迦ヲ拜シ耶蘇信者ノ耶蘇ヲ信スルカ如キニ非ス孔子ノ教ハ吾國ニアリテハ吾君ヲ愛シ吾父ノ子トナリテハ吾父ヲ愛シテ孔子ヲ愛セサルヲ以テ吾道ト心得ルヲ以テ日本ノ今日ニアリテハ忠孝ノ大道ヲ其時世々々ニ活用スルヲ以テ僕ノ學問トスルナレハ當世ノ支那好キ文章家考證學ノ奴隷ニアラサルナリ唯日本ハ日本ノ道ヲ立日本ノ教育ヲ行ハンコトヲ熱心ニ堪ヘサルナリ足下ハ僕ト異ニ從來米國ニ遊學シテ耶蘇

教育ノ弊ヲ親覽ニテ其弊ノ甚シキヲ深ク　御苦惱アラセラレ屢僕ニ御痛嘆アラセラレタルナリ此時岩倉右府公其旨ヲ稟ケ寺島河野福岡ノ文部卿ニ度々ノ御沙汰アリテ全國ノ教育專ラ忠君愛國ノ德義涵養ノ御主意初メテ相達シタリ然トモ因習ノ末　聖意ノ如ク改良成リ難クシテ今日ニ至レリ今君大臣ノ命ヲ奉シテ教育改正已ニ着手シ且ツ御主意ノ在ル所專ラ忠君愛國ニアリテ言語上ニ喋々セスシテ實行上ヲ以テ踐履スルノ言ヲ聽ク乃チ　聖意ノアル所亦玆ニ外ナラサルカト推察スルナリ更ニ請君ノ本意到底ノ教育如何ナル結果ヲ得ルヲ以テ滿足トスル乎僕常ニ　聖意ノアル所ヲ伺フニ此度ノ改正ニシテ滿足ヲ得サレハ終ニ底止スル所ヲ知ラスト僕ニ於テモ足下目的ノ至ル所ヲ知ラサレハ其疑ヲ免レサルナリ足下ノ僕ヲ見ルヤ漢學者流ヲ以テ之ヲ目ス僕固ヨリ然リ然トモ僕ハ故長岡監物横井平四郎ノ徒從來漢學者流ノ腐儒タルコトヲ惡ム孔子ヲ信スルト雖トモ佛教者ノ釋迦ヲ拜シ耶蘇信者ノ耶蘇ヲ信スルカ如キニ非ス孔子ノ教ハ吾國ニアリテハ吾君ヲ愛シ吾父ノ子トナリテハ吾父ヲ愛シテ孔子ヲ愛セサルヲ以テ吾道ト心得ルヲ以テ日本ノ今日ニアリテハ忠孝ノ大道ヲ其時世々々ニ活用スルヲ以テ僕ノ學問トスルナレハ當世ノ支那好キ文章家考證學ノ奴隷ニアラサルナリ唯日本ハ日本ノ道ヲ立日本ノ教育ヲ行ハンコトヲ熱心ニ堪ヘサルナリ足下ハ僕ト異ニ從來米國ニ遊學シテ耶蘇一派ノ教師ニ就テ非常ノ苦學アリシト横井ヨリ傳承セリサレハ耶蘇ノ教ヲ信セラルヽコトト察スレトモ日本ノ教育モ耶蘇教ノ如ク日本人ニシテ吾君父ヲ閣キ耶蘇師ヲ信スル心ヲ惹起セシムルヤウノ精神ハ曾テ之ナキコトト僕ニ於テハ較見ル所アリト雖トモ吾カ舊縣人ナドニハ足下ヲ疑フ者少ナカラス思フニ全國人ニシテモ必ス足下ノ宗教徒タルヲ是認スル者多カランコトヲ患フルナリ足下自ラ信スル所果シテ如何ソヤ足下今教育ノ全權ニシテ文部大臣タリ僕老頑用ニ足ラスト雖トモ猶乏キヲ顧問ニ承ケ毎日聖上ノ前ニ咫尺シテ顧問ヲ承ク國家ノ爲メニ默シテ言ハサルコトヲ得ス故ニ肺肝ヲ吐テ之ヲ問フ足下果シテ忠君愛國ノ誠アラハ希クハ僕ニ告クルニ實ヲ以テシテ隱ス所アル勿レ

九　倫理教科書につき意見書

教育ノ主要ハ其國人ノ氣風德性ヲ習成スルニ在リ故ニ獨逸ノ教育ハ英佛ニ切當シ難ク露西亞ノ教育ハ米國ニ適用セサルカ如ク我國ノ教育ハ我國ノ氣風德性ニ適スルヲ至要トシテ必シモ歐風米習ニ倣フヲ要セス大臣閣下往キニ云フ日本國ノ教育ハ學藝技能ノ人ヲ造ルニ非ス日本國ノ人物ヲ造立スルニアリ故ニ西洋ノ規則ニモ據ラス陸軍士官校ノ規則ヲ斟酌シ新タニ日本教育法ヲ編成ス其根本忠君愛國ノ精神ニ

外ナラスト是眞ニ日本教育ノ主要ト云ヘシ之ニ由テ之ヲ觀レハ我日本國ノ人物ヲ造立スルニハ我國ノ國體人質ヲ知ラシムルニアリ　　先ツ君臣ノ大倫ヲ知ラシムルヲ要ス君臣ノ大倫國民一般ノ腦髓ニ充實スレハ其餘ハ其人ノ才學ニ由テ博大深奥進ムヘシ君臣ノ大倫未タ明瞭ナラスシテ汎ク社會ノ倫理ヲ說キ行爲意志ノ區別ヲ精細ニ示ストモ已ニ日本人ノ主眼ニ曖昧ナレハ我國人ヲ造立スルニ足ラス故ニ教科書ノ大卷頭ニ君臣ノ倫理ヲ第一ニ揭明シ爾後件ヲ逐ヒ條ニ順ヒテ處々ニ君臣ノ主目ヲ示シ生徒ヲシテ一目瞭然自然ノ感覺ヲ惹起セシメ久シテ其德義ニ涵濡セシメン事ヲ要ス是此書ニ就テ大ニ修正ヲ望ム所ナリ

元田永孚妥批

一〇　修身書勅撰に關する記錄

西洋の諸國が昔より耶蘇教を以て國民の道德を維持し來れるは、世人の皆知る所なり、就中魯西亞の如きは、其國の皇帝と宗教の大教主とを一人にて兼たるを以て、（魯國人は自ら其の皇帝は宗教の大教主を兼ねずといへども其實は此のことし）國民の其皇帝に信服すること甚深く、世界無雙の大國も今日猶君主獨裁を以て其政治を行へるは、皇帝が政治と宗教との大權を一身に聚めたるより出たるもの亦多し、本邦の　皇室は　天照大神より萬世一系にて其祖宗の神靈なると、寶祚の長久なると、實に神聖と稱すべくして、萬國に其の比を見ざる所なり、維新以來教育の進歩は著しといへども、其德育に基礎を失ひたるを以て（從前の德育は皆儒道を以て其基礎とせり）、人民の道德は大に昔に及ばず、教育者亦一定の見なきを以て文部大臣の交迭ある毎に、一般の德育に多少の變化を生ずるを常とす、是本邦教育の一大缺點にして、決して棄置べきことに非さるなり、然るに本邦には世界無雙の　皇室あるに、是を德育の基礎とすることを知らずして、教育者紛々擾々各其知る所を主張するは誤れるの甚しき者なり、余因て　皇室を以て道德の源となし、普通教育中に於て、其德育に關することは　皇室自ら是を管理し、知育體育の二者を以て文部省に委任する時は、德育の基礎固定して人民の方向亦定まり、　皇室は益〻其尊榮を增すべし、余久しく此意見を持せしが幸同僚に（宮中顧問官）德望ある老功臣多く集まりたるを以て、是を副島種臣、佐々木高行、佐野常民の諸氏に語る、諸氏皆是を贊成し、一日佐々木、佐野及ひ余と相携へて三條內府（實美公）に面して其事を說く、內府初めは遲疑決せざりしが、後終に其言に從ふ、是に於て淸朝の康熙雍正の二帝が聖諭廣訓を作りて全國に施行せし例に倣ひ、勅選を以て普通教育に用ひる修身の課業書を作らしめ、是

を全國に頒行せんとす、副島、佐野及ひ余の三名を以て假に委員と定め、副島佐野の二人は又余をして其稿を草せしむ、此時土方久元氏は已に宮內大臣たり、因て內府及ひ顧問官の二人、土方氏に面して詳かに其意を語す、土方氏是を承諾し、現文部大臣森有禮氏に其事を話す、森氏頗る不平にして、余もし其任に堪へずは其職を辭せんといふに至る、蓋し森氏は土方氏の言を誤解せるもの〻ごとし、余は猶編纂に從事せしが明年（廿一年）四月に至り、樞密院の創立ありて、副島、佐々木、佐野の三氏は共に同院の顧問官となり、宮中顧問官には復與に此事を相談する者なく、土方氏も再ひ文部大臣に商議するの氣力なく、此事も遂に成就せずして止む、然れとも余は此事を行はんとするの念未だ止まず、廿二年二月宮內大臣に面して國民の德育は帝室にて直に御管理あらせられんことを述べ宮內省中に明倫院設立の案を草し、（此書は建言稿下冊にあり）是を上る、然れども其事竟に行はれず、

一一　明倫院に關する建議

土方宮內大臣へ建言

事緩なるが如くにして甚だ急なる者あり、國民の德育是なり、從前智德體の三育を擧げて、悉く文部省に委任ありしも、今に至りて是を見れば、智體の二育は頗る其効あれども、德育其効甚だ少きが如し、蓋し從前文部長官の交迭頻繁なると、長官の代る毎に其主義を少しく變化あるに由れる者なるべし、今日以後外國との交際益々密なるの時に及び、國民の道德堅固ならざる時は、皇室の尊嚴を保ち、國家の安全を護すること能はざるの恐あり。謹て本邦の歷史を按するに、國民道德の根元は、常に皇室にあり、故に今日に當りて國民の道德を維持せんとするには、皇室を措て他に之を求むべき所なきを信ずるなり、仰き願くば今日斷然と大詔を發せられ、國民の道德教育は、帝室に於て全く其基礎を定められ、其施行の方行は、他の智體二育と共に之を文部省に委任せらるゝときは、國民の道德に於て、今日より必ず大に觀るべき者あるべし、

右彌御治定に相成るときは、之を奉行するの官なかるべからず、依て左に一院を創置せられんことを望む、

一　明倫院　　宮內省中に之を置く

學　士　　五人以上十人以下

貴衆兩院の議員を兼ぬることを得ず

屬　　二人程

學士は學識德望ありて、年齡五十以上の者を以て之に任ず、身分は勅任にして終身官たるべし、俸給は、兼勤ならば年俸三百圓位、專勤ならば年俸八百圓位にて足るべし、

學士の職掌は、
第一　聖旨を奉じて本邦道德の基礎を論定し、又之を實際に施すの方法を考究す、
第二　全國大、中、小學校に用ゆる所の德育の教科書を檢定す、
第三　時々府下官公私の學校を巡視して、其德育の方法の可否を視察す、
第四　一年に二回程、府縣の學校を巡回して、其德育の法を視察す、
第五　此後四五年を期して、全國諸學校に用ふべき德育の教科書を撰著す、
又學士は一月に一回程、御前に召させられて、道德上の談話を聞召されんことを願ふ、
右其大略に御座候、委細は面陳可仕候、
現今の狀勢を考ふるに、文部省にて德育を奬勵するに拘はらず、人心の歸向、甚だ恐るべき者あり、何卒速に御詮議あらんことを希望す、此明倫院御設立の上は、文部省管轄の東京學士會院は殆んど無用に歸すへく候得は、其存廢の事は、當局大臣と御協議可然哉と奉存候、恐惶敬白
明治二十二年　月　日
官姓名
宮内大臣　子爵　土方久元　殿

一二　森文相教育上奏文案

臣有禮

伏シテ惟フニ國家富强ノ根本ヲ培養シ內ハ以テ上下ノ安寧昌榮ヲ致シ外ハ以テ萬國ノ敬信ヲ厚フスルハ專ラ教育學問ニ基スンハアラス
陛下聖謨神算夙ニ大小ノ學校ヲ建設シ黎民ヲシテ益ミ其智識ヲ開誘シ其氣力ヲ涵養セシメ賜フ寔ニ聖恩鴻大ナリトス臣誤テ聖鑒ヲ蒙リ責ヲ文部ニ荷フ是ヲ以テ夙夜教育ノ得喪ヲ按シ以テ聖慮ノ萬一ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス
陛下前ニ學令ヲ改正在セラレ今漸ク其緒ニ就ントスルノ日ニ當リ此ニ聖斷ヲ仰カントスルモノ二アリ夫レ教育ノ要タル智育德育體育ノ三者ヲシテ齊シク發達セシムルニ在リ而シテ今日其偏輕偏重ノ憂ヲ免ル能ハサルモノハ何ソヤ臣竊ニ以爲ラク維新以來日猶ホ淺ク百般ノ文物皆歐米ニ取リ智育ノ急ナル未タ今日ノ如キヲ見サルナリ是ニ於テカ德育體育ノ二者勢ヒ其歩ヲ讓ラサルヲ得サルニ至レリ故ニ智育益ミ進歩シテ將ニ歐米諸國ト比肩スルノ美ヲ觀ントスト雖モ體育ノ如キハ最モ遲々ヲ極メ才智益ミ開發スルニ隨テ體軀愈ミ懦弱ノ弊ニ流レントス是レ臣ノ日夜憂慮シテ措ク能ハサル所ナリ

抑國家富强ハ忠君愛國ノ精神旺實スルヨリ來ル故ニ文部ノ職ハ主トシテ此精神ヲ養成渙發スルノ責ニ當ラサルヘカラス是ヲ以テ體育ノ切要ヲ認メ既ニ學科ニ加ヘサルナシト雖モ其實効ノ見ルニ足ルヘキナキハ蓋シ身軍籍ニ在ル者ヲ聘シテ教師ニ充ツコト稀ニシテ其大數ニ至テハ一タヒ之ヲ軍人ニ習ヒ傳ヘテ其技ヲ演スル者ヲ以テ之ニ任ス故ニ其志氣ニ至テハ素ヨリ嚴肅ナル規律ヲ躬行シテ武毅順良ノ風教中ニ感化成長セル軍人ト日ヲ同フシテ語ルヘカラサルナリ宜ナル哉現時諸學校ニ體操ノ科目アルモ智育ト幷馳スルコト能ハス僅ニ其形ヲ存スルノミニシテ他ハ前進シテ止ル所ヲ知ラスト雖モ獨リ體育ニ至テハ幾ント大効ヲ實驗スルニ至ラス若シ斯ノ如クニシテ歲月ヲ經ハ庶民愈ミ尪弱ニ陷リ大ハ以テ一國ノ勇氣ヲ殺テ護國ノ任ニ當ラス小ハ以テ辛苦經營事ヲ成スノ力ヲ減シ遂ニ救拯スヘカラサルニ至ルヤ必セリ而シテ富强ノ實果シテ何クニ擧ランヤ臣叨リニ國家ノ重職ヲ辱フス徒ニ垂拱默止スル能ハサル所以ナリ臣潛ニ之ヲ考フルニ今其弊ヲ剔キ其利ヲ興シ以テ國家富强ノ長計ヲ固フセント欲セハ第一中學校以上諸學校ノ教科時間ヲ割キ乃チ體操ノ一科ハ文部ノ管理ヲ離レテ之ヲ陸軍省ノ施措ニ移シ武官ヲ簡撰シ純然タル兵式體操ノ練習ヲ以テ之ニ任スルニ在リ而シテ文部省ハ自ラ其事ニ染手スルコトナク單ニ陸軍ト妥議商籌スルニ止ムルトキハ嚴肅ナル規律ヲ勵行シテ體育

ノ發達ヲ致シ學生ヲシテ武毅順良ノ中ニ感化成長セシメ以テ忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ嘗艱忍難ノ氣力ヲ渙發セシメ他日人ト成リ徵サレテ兵トナルニ於テハ其效果ノ著シキモノアラン加之體軀健全ナルトキハ智育德育ノ二者隨テ擧リ誠ニ目下ノ急務永遠ノ長計此他ニ出ツヘカラサルナリ第二既ニ學校ニ在ル者ハ第一ノ方法ニ依テ體育ヲ施スコトヲ得ト雖モ其學齡ヲ超ユル者及就學ノ資ナクシテ家居スル者ノ類其數ノ多キ之ヲ學校ニ在ル者ニ比セハ實ニ幾倍ナルヲ知ラス今全國一般體格ノ强弱ヲ觀察スルニ體軀操練ノ須要ナル更ニ爭フヘカラサルモノアリ故ニ第一學校ニ在ル者ハ學校ニ於テ體育ヲ施シ第二學校ニ在ラサル者ハ別ニ壯者ノ隊團ヲ編テ之ヲ郡區ノ鄕勇ト爲シ亦陸軍ニ囑托シテ一週一二回ノ操練ヲ爲サシムヘシ沿海ノ地方ニ在テハ海軍ト商議シ特ニ方法ヲ妥定シ端舟ヲ用テ練習セシムルモ可ナリ此法タル徒タ鄕勇ヲ强カラシムルノ利アルノミナラス臣民ヲシテ實ニ護國ノ大任アルヲ知ラシメ漸ク尙武ノ志ヲ養フニ足ル國家萬一事アルノ日其精忠勇悍ナル敢テ疑ヲ容レサルモノアラン而シテ其ノ教師ノ如キハ各地陸軍駐在官ヲ增シ其所掌ヲ更ユルヲ以テ足ルヘシ又其費用ノ如キ甚タ小額ナルヘシト雖モ之ヲ郡區ノ負擔ニ歸セシムヘシ其方法ノ細微ニ至テハ別ニ陸海軍省ト籌議シテ上奏スル所アラン
以上臣ノ畫策スル所其大利有テ小害アルヲ見スト雖モ若シ

之ヲ實行スルノ後チ多少ノ弊害アルヲ認ムルトキハ則其弊ノ生スル ニ隨テ之ヲ矯正シ以テ當初ノ目途ニ負クコトナカルヘキハ敢テ之ヲ難トセス徒ニ過慮シテ躊躇スルハ國家ノ長計ニ非ルナリ願クハ
陛下幸ニ聖鑒ヲ賜ヘ誠恐誠惶之至ニ勝ヘス

一三　北垣氏學校視察につき元田永孚宛書簡

去月十一日芳翰拜讀益御清適奉大賀候然者先般當府各學校御巡視ノ爲メ御出張被下候處如來諭其節小官東行ニ際シ前後行違ヒ不得相晤遺憾此事ニ候此般御出張ハ御特命ニ由リ各學校現況逐一御熟覽ノ後流水工事等ヲモ御巡視被下候段教育上一般之感覺ハ勿論目今一府精神ヲ盡シ候工事上ニ於テモ深ク憤勵ヲ來シ候條不堪恭謝之至候抑モ教育ノ事ハ地方政務上最モ緊要之大事ニシテ日夜苦慮致シ居候得共未タ寸功ヲ見ル能ハス實ニ恐縮之至ニ候乍去明治十四年以來當府下ニ於テ其目的ヲ立順次教育事務ニ從事シタル所ノ概略左ニ申述候何卒御參考願上候

最初府下中學師範學校以下生徒之現況ヲ大觀スルニ柔弱ニシテ華美ニ流レ更ニ活潑ノ精神無ク又教員ニ於テモ信誠節義ノ風ニ乏シク惟外貌ヲ修飾スルヲ務ムルノミ市區ノ人民

ハ稍々子弟教育ハ其父兄ノ義務タルヲ了スレトモ郡村ニ至テハ之ヲ辨ル者甚寥々タリ右ノ景況ニ付所詮高尚ナル考案ヲ起スモ其適スル所ニ非スト思惟シ左ノ二案ヲ立テタリ

甲　教育法ヲ改正シテ教員ハ虛飾ヲ脫シテ信義ヲ主トセシメ生徒ハ其身體ヲ强壯ニシテ其氣象ヲ活潑ナラシムル事

乙　山村僻邑ト雖モ父兄タル者ヲシテ各子弟教育ノ義務タルコトヲ感得セシムル事

右甲案ニ於テハ十四年教育法ヲ改正シテ漸次教員ヲ沙汰シ十五年一月體育場ヲ開キ劒槍弓馬柔術等ヲ余科トシテ生徒教員ニ授ケ同年六月ヨリ體操術ヲ傳習シテ男女生徒ニ普及シ十六年一月ヨリ尙一歩ヲ進メテ師範學校中學校ニ步兵操練科ヲ置キ漸ク一般小學ニ普及ノ緒ヲ開ク乙案ニ於テハ郡吏ニ主任ヲ定メ學務委員ヲ精選シ管下ヲ四分ニ大別シテ學務課員ニ之レヲ分擔セシメ不斷各其持區ノ巡回ヲ命シ或ハ之レヲ監督シ或ハ之レヲ誘掖奬導深切丁寧村々ニ付テ教育ノ急要其父兄ノ義務タルノ理ヲ懇諭セシメタルニ其擔當課員ハ各其持區ノ他區ニ劣ランコトヲ恐レ學務委員郡村吏亦各相競爭憤勵三年間ニシテ管下小學其面目ヲ一變セリ

右ノ如ク甲乙二案ヲ立テ十四年ヨリ十七年迄殆ト四年ニシテ生徒ノ身體ハ强健トナリ其氣象ハ活潑トナリ教員ノ氣風モ稍〻變リ且山村僻地ト雖モ教育費ノ支出ハ當然トシテ不厭ノ習慣ヲ爲シ教員俸給ノ如キハ七八圓以下ナリシモ進テ十四五圓內外ニ昇ルニ至レリ

右ニ付山村ノ教育費モ一戶壹圓四五十錢ヲ負擔スルニ至リ大ニ民費ノ增額ヲ現出シタリ玆ニ至テ既往ヲ回顧スレハ最初ノ目的ハ稍〻達スレトモ一得一失ハ事物ノ常數カ當時ノ實況ニ由テ憂トスヘキ者二アリ、地方經濟ノ事德育ノ事是ナリ蓋シ教育ノ結果ハ其子弟ノ智德ヲ備ヱ其ノ力ハ己ノ家ヲ榮エシムル所以ニシテ其學費ハ卽チ一家隆盛ノ資本タルヘキ至當ノ道理ヲ以テ地方官之レヲ奬勵スル者故相競進シテ其費用ノ重キニ偏スルハ亦勢ノ然ラシムル所ナリ然レトモ其弊ヤ學費ノ支出他ノ費額ト權衡ヲ失ヒ終ニ民業ヲ損フノ傾キヲ爲セリ抑モ十五年以來民業不振不景氣ノ聲四方ニ喧シ而シテ京都府ノ如キハ道路橋梁ノ開修監獄警察署郡區役所學校ノ新築等土木事業ノミニ於ケルモ十四年來地方稅ノ支出七十萬圓餘ヲ費ス（流水工事ハ區費ニシテ此外ナリ）因テ熟考スルニ今ニシテ民費ノ節減ヲ圖ラサレハ恐クハ復タ收拾ス可ラサルノ困難ヲ見ン是ニ於テ教育ノ法一變シ漸ク貧富其教育ヲ受クルノ均一ヲ得ヘカラサル所以ヲ明ニシ以テ方針ヲ之レニ向ハシメ且學校費ノ省略ニ眼ヲ注カシム十八年ニ至テ其費用ノ減額十萬圓餘ニ至レリ恰好シ小學校令ノ發布アリ教育ノ法ヲ改正セラレ小學ノ教高等尋常簡易ノ三類ニ分ツ是レ貧富ノ差等ヲ爲ス所以ナリ當府之レニ由リ本年三月改正學規ヲ管下ニ布達ス其實施ノ結果ニ至テハ尙十萬圓內外ノ費額ヲ減スヘシ此ニ至テ學費省略ノ目途亦少シク達スルヲ得タリ凡教育ノ事外部ノ作用ハ行ヒ難キニ非ル事如此然リ而シテ其至難ノ極其方法如何ニ苦ム者ハ惟德育ノ一事ナリ方今小學教育ノ法タル六歲就學八年ニシテ尋常高等兩科ヲ卒フ其間修ムル者修身讀書作文習字算術地理歷史理科圖畫輕體操隊列運動唱歌裁縫英語農工商初科等日用ノ業務備ハラサル所無シ然レトモ其修身ノ科ニ於テハ其授業法尋常科十五分時間高等科三十分時間簡易ナル嘉言善行ヲ講話スルニ止ルノミ是レ畢竟外形ノ教ニ屬スルノミ而シテ其精神ノ根元ヲ成立スルノ教ハ措テ之レヲ問ハサル者ノ如シ夫レ人ノ世ニ立テ人タル所以ハ唯其精神ノ根元禽獸艸木ニ異ナル所アリ以テ其四支百骸ヲ指揮スルニ由ル者ナリ故ニ四支百骸ハ其精神ノ指揮ニ由テ其運動スル所仁トナリ義トナリ中トナリ和トナリ以テ人事至善ノ極トナル若シ之レヲ指揮スル主宰ニシテ其根元ヲ失フトキハ其運動スル所不仁不義人間ヲ害シ天地ヲ損フ卽チ人事至惡ノ極トナル善惡ノ分界此一點ニ在リ果シテ然ラハ其精神教養ノ道無クンハ假令學術今古ニ秀テ才藝一身ヲ修飾スルモ是レ器械的ト一般其作用運轉ハ他ノ爲スニ任スルノミ今ヤ小學ノ兒童六七歲ヨリ十四五歲ノ間精神涵養ノ時機ニ際シテ入テハ家庭ノ教育無ク出テハ道義ノ養成無シ學成リ年長シテ後其一身ハ空

中ノ樓閣無精ノ動物人ニシテ人ニ非ルナリ人或ハ言ハン小學ノ教嘉言善行ヲ話シテ兒童ヲ導ク是レ其精神ヲ養フ所以ナリト亦理ナキニ非スト雖モ是レ沙田ノ植物培養ト一般其肥料盡ル時其根本忽チ疲癈ス嘉言善行ハ精神ノ發動ナリ故ニ其形ヲ假テ己レノ物ト爲スコト甚難シ其嘉言ヲ發シ其善行ヲ表スヘキ精神ヲ養成セサレハ主宰ノ根元立タサルヘシ中庸ノ理天命ヲ性トシ率性ヲ道トス教テ道ヲ脩メシム中也者天下之大本也和也者天下之達道也致中和天地位焉萬物育焉是レ則チ天命ヲ本トシ中和ヲ道トス之レヲ言ヘハ嘉ナリ之レヲ行ヘハ善ナリ耶蘇ハ神ヲ以テ本トシ謙忍慈善ヲ以テ道トス佛ハ因緣ヲ以テ本トシ果報ヲ以テ道トス今支那ハ儒教ヲ以テ己レノ本ヲ立ツ歐米ハ基督教ヲ以テ一身ノ根ヲ定ム獨我國ニ於テハ其根本ヲ立ル所何レニ在ルヤ小學ノ教日ニ新ニ月ニ盛ナリ然レトモ成業ノ人各精神ノ定ムル所ヲ知ラス人トシテ精神ノ定所ナケレハ仁義ノ源無ク誠意ノ種無シ或ハ木偶ノ如ク或ハ瘋癲ノ如シ夫レ直情徑行ハ未開ノ風ナリ外貌虛僞ハ文明ノ弊ナリ今ヤ禮容ノ儀式外形ノ修飾漸ク備ハラントスルノ時人々其根元ヲ養ハサレハ擧テ虛僞ノ社會トナラン如此ニシテ國家ノ富强ヲ圖リ其獨立ヲ期セント欲スル亦難ヒ哉小學ノ教ハ卽チ國家ノ元機ナリ獨立富强ハ其基實ニ此ニ存ス是レ吃緊至要ノ事ナリ而シテ今其德育ノ備ハラサルコト如此亦一大缺典ナラスヤ思テ此ニ至リ日夜汲々其方案ヲ討究スルモ一地方官ノ得テ能ク其本ヲ立ル所ニ非ス況ヤ國道ノ微力豈之レヲ如何スルヲ得ヘケンヤ右之次第ニ付深ク杞憂致シ居候條　老臺幸ニ此實況御洞察ノ上前途ノ手段御高諭ヲ蒙リ候得者幸福之至ニ候右得貴意度草々敬具

明治二十年五月十八日　　北垣國道拜

元田老先生
函丈

逐テ小官義去月十八日以來臥辱今ニ全快不致彼是御挨拶モ延引缺敬之段萬々御海容被下度候再具頓首

一四　學校視察につき北垣宛元田永孚書簡稿

五月十八日之御細翰忝相見仕候時下愈御清寧奉抃賀候如貴教當春迂生上京之節は御行違ニ相成不得拜顏誠ニ遺憾之至ニ御座候處御留守ニ而尾越谷口兩君之御懇待を以萬事無滯御用も相濟候段於迂生も深ク感謝之至ニ御座候右ニ付一應之御禮を差向キ代筆を以得貴意申候處猶又御懇書ニ領り辱ク特ニ教育上近年御實施之件々御細示ヲ蒙リ一々明了仕且又御持論之旨も詳悉ニ仰被下深ク感銘仕候當春御管下諸學校巡視之景況は歸京之上直ニ復命了仕候處折節　久宮殿下御他界ニ際シ當分之間出御義不被爲在候故奏聞も迂延ニ相成其後時々拜謁具申叙聞ニ相達し申候處此度御書中之件をも右ニ併せ言上仕候德育之儀は年來厚キ思召も被爲在候儀ニ而此節御高論之次第は於迂生も一々御同感ニ被存候處今日其方法ニ至而誠ニ着手ニ難ク覺ヘ申候尤教員ニ人ヲ得其道德ニ信心篤ク精神有之候得は生徒之腦髓ニ注射スル必妙用可有之今日其人を得ルニ最難事ニ而困却仕候御熟知之如ク耶蘇も佛も其行はれしは皆教師ニ其人アル事ニ而方々道德を信し而生徒を導く之精神アル耶蘇之教師ニ及候者無之是德育之行ハれさる源因ニ而佛も二三百年來高僧少き故次第ニ衰癈ニ至リ候吾邦ニ生れ　天祖を尊奉し而忠孝仁義之精神を養成し智識才藝此中より發揮致し候は更に國民之固有ニ可有之筈ニ彼ニ迷ヒ此ニ暗ク成行其全ク信心之薄キ所より起り申候故其信心ノ篤ク精神有之人々を得而教育ニ盡候ハヽ德育も其方法を得左迄難事ニ有之間敷ト相考申候御管下訓盲啞院長之精神ニ依テ生徒も優等之令名相聞ヘ候得は近々ニ諸校共に教師を被得御持論之如ク一般之德育普及候ハヽ　聖意も御滿足可被遊と奉存候當府知事ニ於而も專ラ德育之誘導有之由ニ候得は何卒東西御一致都下より御着手ニ相成度此節之御示喩は別而感佩仕候右は早速拜答可仕候處老懶怠り勝ニ而時日を經過仕候段御仁恕可被成下候猶後音を期し早々如此ニ御座候頓首

七月九日　　元田永孚拜

北垣賢兄　坐下

尙々尾越谷口之兩君にも其後呈書之筈ニ候得共老懶ニ而未タ失禮仕候段御序ニ宜ク御鶴聲奉希候再拜

一五　德義論に關する意見

㊀　今ノ輕躁浮薄ノ風ヲ以テ一概ニ維新以來ノ教育法ニ原因スルモノト做スガ如キハ果シテ當ヲ得タルモノニヤ疑ヒナキニ非ス、何トナレバ今日輕躁浮薄ナルハ特ニ維新以後ノ教育ヲ受ケタル輩ニ非ラザル而已ナラズ輕躁浮薄ノ度ノ最モ高キ者ハ維新前ノ教育ヲ受ケタル族ナルガ如シ、今日ニ在テ最モ笑フベキノ一事ハ今ノ風ノ輕躁浮薄ナルヲ唱フル者其ノ人コソハ今日最モ輕躁浮薄ナルコト卽チ是レナリ、本年二月地方官ガ今ノ浮薄輕躁ノ風ヲ嘆ジテ一篇ノ建議ヲナシタルガ如キハ實ニ笑フベキノ甚ダシキモノトス、何トナレバ今日最モ輕躁浮薄ナルモノハ彼等輩ノ如キ者ノ中ニ最モ多ケレバナリ、本邦固有ノ習慣ニハ少シモ構ハズ一志ニ西洋ノ法律ヲ採用セントスルガ如キハ輕躁浮薄ノ最モ甚ダシキ者ト云フベシ、而テ斯ル企ヲナス者ハ維新後ノ教育ヲ受ケタル者ニハアラザルナリ、舊來西洋ノ事情ニハ少シモ通ゼザル者ニシテ一旦歐米ノ素通リヲナシテ歸朝ス

ルニ當テヤ、スペンセルヲ氣取リスタインヲ口眞似セントスル者ハ明治ノ教育ヲ受ケタル者ニハ非ズシテ白髮ノ老人ナルニ非ズヤ、空手百萬圓ノ富ヲナサント欲シテ山師ノ口ニ乘ル者ハ輕躁浮薄ノ名ヲ免ルヽ能ハザルナリ、彼ノピリユー銀山ニ依テ得能フベカラザルノ巨利ヲ得ントナシテ日本帝國ニ大恥辱ヲ與ヘタル族ハ概ネ皆ナ維新前ノ教育ヲ受ケタル人々ニシテ、常々口ニ今ノ世ノ輕躁浮薄ナルヲ唱ヘ所謂紳商ナル者ノ投機心ヲ殊ノ外嫌惡スル如クニ見セ掛ケシモノニ非ズヤ、然リ而テ今日家政ノ紊亂シタル家ハ如何ナルモノゾト云フニ其主人公タル純粹ナル明治前ノ教育ヲ受ケタル如キモノ枚擧ニ遑アラザルナリ、明治前ノ教育ヲ受ケタルモノヽ輕躁浮薄ナル實ニ驚クニ堪タリト云フベキナリ、

㈡ 明治今日迄デノ教育ヲ以テ只管ニ智育ニ而已偏シタル如ク思フハ皮相ノ考ヘト云ハザルベカラズ、明治ノ教育ニハ、維新後ノ教育ニハ冥々ノ中ニ無限ノ德育アリタルコトヲ認知セズンバアルベカラザルナリ、今ノ日本人ヲシテ維新前ニ弘ク我邦ニ行ハレタル彼ノ禽獸ニ均シキ惡習、否ナ禽獸モ尙ホ且ツナサヾルガ如キ陋習ヲ大イニ嫌惡セシムルニ至リタルハ卽チ明治教育ノ賜物ナリト云フベシ、今日吾人ノ間ニ多妻蓄妾ノ惡風ヲ厭フノ念漸ク增長セントスルノ萠アルハ卽チ明治教育ノ恩惠ト云フベキナリ、而シテ今日尙ホ斯ル陋習ニ恥リ恬トシテ辱ル色ナキ者ハ明治以前ノ教育ヲ受ケタル者ニハ非ズシテ白髮ノ老人ノ中ニ最モ多ク見ル所ナリ、親父ノ不品行ナル明治ノ教育ヲ受ケタル其ノ子ヲシテ慚死セントセシムル者ハ卽チ明治前ノ教育ヲ受ケタル老人ナリ、

㈢ 忠信孝悌禮義廉恥ノ道ヲ以テ日本ニハ固有ナルモ西洋ニハ無キモノトナシ、西洋ノ文物風習ヲ模倣スル時ハ是等ノ道ハ廢滅ニ歸スルガ如クニ說クハ如何ノモノニヤ、禮義廉恥ヲ重ンズル者ハ決テ泰西ニ少ナカラザルナリ、眞正ノ孝子順良ノ人物ハ決テ泰西ニ乏シカラザルナリ、泰西諸國ニ於ケル親子ノ情ノ如キハ東洋諸國ニ於ケル親子ノ情ニ比シテ一層趣味アルモノナルガ如シ、

㈣ 維新以來我邦ニ於テ孝道衰ヘタル如ク說ク者多クアレトモ是レ俄ニ信ジ難キノ說ナリ、明治今日ノ親子ノ情ハ封建時代親子ノ情ニ比シテ更ニ高尙ナル者ナルガ如シ、封建時代親子ノ關係ハ一意ニ威服ヲ旨トセル者ナレトモ、今日親子ノ關係ハ親愛ヲ旨トスル者ニ漸ク移ラントスルノ傾向アリ、昔日ノ兒童ハ母ハ之ヲ愛シ父ハ之ヲ恐レタルモノナリ、諺ニ地震雷火事親父ト云ヘル如ク維新前ノ親父ハ實ニ恐ルベキモノト成リ居リタリ、又眞ニ恐ルベキモノニテアリタルナリ、然ルニ近年ニ至リテハ兒童ノ父親ニ對スルノ情ハ昔日ニ在テハ特ニ母親ニ對シテ而已存セシ所ノ者ノ如クニナリテ、其ノ親父ヲ欽慕スルハ威嚴ノ然ラシムルニ非ズシテ親愛ノ然ラシムルニ由ルモノ往々コレアルニ至レリ、加之今日ノ兒童ニハ母親ヲ欽慕スルヨリハ却テ父親ヲ欽慕スルノ情多キモノサヘアルガ如シ、而テ斯ク父子ノ情ノ親密ナルニ至リタルハ全ク明治教育ノ賜物ナリト云ハザルベカラズ、何ントナレバ父子ノ情ノ斯ク親密ナル者ハ特ニ父子共ニ文明ノ教育ヲ受ケタル如キ家ニ而已見ル所ニシテ、父ニシテ純粹ナル封建時代ノ教育ヲ受ケタルモノノ家ニ在テハ決テ見ルコト能ハザル所ナレバナリ、實ニ今日ノ孝道ハ昔日ノ如ク專ラ義務ト云フ觀念ニ基ケル者ニ非ラズシテ親愛ノ情ニ基ケル者トナラントスルナリ、明治ノ教育ハ忠孝ノ道ヲ衰退セシムルノ傾向アリタリトハ誣言ノ甚ダシキモノト云ハザルベカラザルナリ、

㈤ 維新以來德義頹敗スト云フノ事實ハ何ヲ指スカ、

㈥ 若シ經學文章而已ヲ講ジ居ランニハ國民ノ道德ハ果シテ堅固ナルコトヲ得ベキカ甚ダ疑ハシ、蓋シ地球上特ニ經學文章而已ヲ講ジ居ルノ人民ハ支那人ノ右ニ出ヅル者ハ決テ有ラザルナラン、而テ支那人ノ道德ハ果テ欽慕スベキモノナルカ、甚ダ疑ヒナキニ非ラザルナリ、支那人果シテ信義ヲ重ンズルカ、支那人果シテ廉恥ヲ知ルカ、支那人ハ禮義廉恥モ顧ミズ一志ニ利ニ趨ル者ナルコトハ吾人ノ熟知スル所ニ非ラズヤ、經學文章ノ功德ニ關スル世人ノ謬見ハ又甚ダシト云ハザルベカラズ、

㈦ 前陳セル如ク今日道德ノ壞亂ハ維新後ノ教育ヲ受ケタルモノノ中ヨリハ却テ維新前ノ教育ヲ受ケタル族ノ中ニ多キガ如シ、サレバ今日我邦人民ノ道德ニ關シテ廣ク行ハルル二個ノ妄想アリ、一ツハ明治ノ教育ヲ受ケタル者ノ道德ハ概シテ明治前ノ教育ヲ受ケタル者ノ道德ニ比シテ惡キト云フコトニテ、一ツハ斯ク明治後ノ教育ヲ受ケタル者ノ道德ノ惡キハ其教育ノ智育ノ一方ニ偏セルガ故ナリト云フコトナリ、此ノ二命題ハ決テ俄ニ許容スベカラザルモノナリ、然レトモ本論ノ如キハ此ノ二命題ヲ最初ヨリ認許シテ立テラレタル者ナリ甚ダ惜ムベシ、

明治廿三年十二月四日　外山正一

一六　明治二十三年地方長官會議記事

地方長官會議に於ける榎本文部大臣回答要旨

各官が頻に憂慮せらるゝ所のことは、余も大に苦心する所にして、實に困難なる問題なり。而して從來政府は之が爲に未だ施設の方針を一定せず十分盡力を爲さずと云ふに至りては一言せざるを得ず。從來文部省は特に此點に注意

し或は訓令を以て或は省令を以て準據すべき方向を示し又其編輯發刊せる教科書等に於て極めて德性涵養に意を用ひたり。而して德育の方針に至りては未だ一定するの所なしと謂ふべからず。抑も學校に於ては宗教に依りて以て德育の方法となすべからざることは既に各官の熟知せらるゝ所なるべし。且つや宗教の自由は載せて我が憲法に在れば隨時に人の信教志想を束縛することを得ず。各官が目下社會の有様を嘆きて道德地に陷りたりと認むるは余も亦憂慮する所なりと雖も之を挽回するの手段は古今の共に難ずる所なるは亦各官の諒知せらるゝ所なるべし。余の思ふ所に據れば我が國建國以來頼り來りたる教は我が民の心裏に入り易きを以て所謂人倫五常の道卽ち孔孟の教は我が民の德育に適すべし。故に此基礎に依り以て一部の好書を編纂せんことを企望せり。何れの國の宗教にせよ是非善惡の意味に於ては異なることなしと雖も自國傳來の教を避けて更に他に求むべきの要なければなり。

修身教育に關する文部省の方針

同科の教育の不充分なりと云ふことは昨今の一問題にして現に此頃地方官會議の節も同件に關し各府縣知事より文部大臣に向ふて一篇の建議書を提出し又山縣總理大臣も德育は社會の經にして智育は緯なり此二者一も缺くる所あらば社會の平和は保ち難しとて現在社會の狀況より大に德育の急務なるを觀念し居るとのことなるが此一事に付ては當局の文部省は既に久しく其方途を得ざるを憂とし間接に直接に德育の普及を期したれど未た充分に其方途を得す今日此問題の勃起するには至れるなり要するに文部省が修身科の教育に苦心する所あるに拘はらず未た捗々敷其功を擧け得ざる所以のものは歐洲にては概ね宗教を以て修身學の基礎と爲し大に德育を普及して社會の秩序を保ち居ることなれど直ちに移して以て我國に行はゞ之が爲めに非常の混雜を招くべく其他實利を以て基礎と爲したる一派の修身學も或る一部には行はれ居ることなれど其意義高尚に過き之を採庸して普通修身の教科書と爲すが如きは頗る危險の恐れあり、又儒教主義は數千百年の間我國道德の基礎を爲したるものなれば之を採庸すること最も適實の様なれど論語などを其儘教科書に採庸し漢學者をして之を教授せしむる如きは實驗の成績上他の教科書と撞着して不都合少なからす左れば今日に當り我國の德育を全ふせんと欲せば儒教主義卽忠君愛國の主義を基礎とし一種の修身書を編纂するの外なしとて同省にては昨今其方針を取り居る由。

一七　山縣有朋教育勅語渙發に關する談話筆記

大正五年十一月二十六日江木千之氏渡部董之介氏中島力造氏森岡常藏氏ト共ニ山縣公ヲ目白ノ椿山莊ニ訪問シ教育勅語發布ノ顚末ニツキ大要左ノ物語ヲ拜聽セリ

明治二十三年ノコト、記憶ス地方官中ニ教育ノ目的ヲ一定スル必要アリトノ要求起レリ內閣ノ中ニモ同様ノ意見ヲ懷クモノモアリシガ如何ニスベキカノ案ナシ當時ハ頗ル多忙ノ時期ニテ勅令亂發ストモ云フベキ際ナリ是レ明治維新ノ大切ヲツケ、條約ヲ改正シ、憲法實施ノ準備ヲ整フル等ノ事處理スベキ事甚ダ多カリキ而シテ余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ時ノ法制局長官井上毅ナドモ同論ナリシガ此時ハ未ダ教育勅語マデニ熟セル考ハナク唯互ニ論議シテ十二時頃ニモ至ル有様ナリキ此頃　陛下ニハ閣議ノ際ニハ出御アラセラルルガ常ニテ後ノ御前會議トモ云フベキモノナリキ（初メ軍人勅諭ヲ請ヒシ時ニモ外國ニテハ宗教ヲ元トシテ軍隊教育ヲナシ幼年學校ナドニテハ祈禱ヲ唱ヒテ授業ヲナス有様ナルニ我國ニ於テハ神道、佛教、耶蘇教ノ一ニ偏スベカラズ而シテ宗教ハ末世ノコトニ亙ルガ現世ダケノコトナレバ忠孝仁義ニ止メテ可ナリトノ論ナリシガ教育ニ關シテモ同様ノ方針ヲ採ルベキモノト考ヘタリ、此ノ方針ヲ以テ骨組ヲ立テ上奏シテ叡慮ヲ願ヒ凡ソ半年餘モ此案ハ御手本ニ止マリタリト記憶ス）依テ先ツ學者ヲ集メテ意見ヲ聽キテハ如何トノ議起リ何人モ此ニ同意ナレバ　陛下ニ奏上シテ御裁可ヲ得タルガ誰々ニ依囑セシカ最早記憶ニナシ唯其ノ中ニ加藤弘之ナドヲ加フルガ可ナラントノコトガアリシコトダケヲ記憶ス但シ此事ハ著手セザリシト思フ榎本ハ理化學ニ興味ヲ有セシガ德教ノコトニハ熱心ナラズ其後約二月ニシテ五月（二十三年）ニ芳川、陸奥等歐洲ノコトニ通曉セルモノ內閣ニ入ル芳川ガ文部大臣ニ親任セラルルニ際シ例ノ如ク「文部大臣ニ任ス」トノ御詞アリシ後ニ德教ノコトニ十分力ヲ致セトノ御旨趣ノ御詞アリ此レ實ニ珍ラシキコトナリ榎本ノ時ニ如何ナル考アリシカハ能ク通ジ居ラザルガ芳川ニ至リテ案ガ出來タリ此ニハ芳川ト井上毅トガ內閣ヲ代表セル負ニテ立案ニ當レリ案成リテ內閣ヨリ　陛下ニ差出セリ當時元田永孚ハ侍講トシテ　陛下ノ御相談ヲ受クルコト常ナリシカバ井上毅ノ氣付ニテ元田ニモ示セリ大體元田ノ意見ニ依リテ修正シ　陛下モソレヲ嘉納アラセラレシモノノ如クナルガ國憲國法云々ノコトニツキテハ芳川ノ上奏ニテ原案ニ復活スルコトトナリ　陛下ヨリモソノ通リニセヨトノ御詞アリシトノコトナリ教育勅語ノ出來シニツキテハ元田ナドモ非常ニ喜ビシトノコトナリ　教育勅語ノ未ダ成ラザル前ニハ若シ此ルモノガ出デバ歐洲各國（卽チ耶蘇教）ト衝突セントテ其ノ發布ヲ喜バザルモノモアリキ歐風ノ政治家

ニハ此ル意見ノ人多數ニテ青木(周藏)ナドモ「何ウダラウ」ト考ヘタリ此事ハ余モ大ニ懸念セシガ愈勅語ノ發表アルヤ加藤弘之ヨリ誠ニ結構ナルモノ出デタリトノ書キ物(手紙ニアラズ)ノ來ルニ依リテ初メテ安堵シ人ニモ話セル程ナリキ又長崎邊ヨリモ同樣ノ旨趣ノモノ來レリ此等ノコトハ特ニ今ナホ深キ感ジトシテ殘レリ

十八　芳川顯正記「教育勅語御下賜事情」

余は去る明治二十三年五月から、翌二十四年の六月まで、一ヶ年間文部大臣を奉職したのであつたが、二十三年の五月、當時内務次官であつた余は新たに大臣の榮任を拜せんが爲に參内したれば、任文部大臣の大命が下ると、それに引續いて、教育上の基礎となるべき「箴言」を編めよといふ、極めて重要なる御沙汰が下つた、尙ほ此事に就いては、宜しく總理大臣と協議して、其宜を失ふ勿れと云ふ旨も諭させられたのである、此の時には教育勅語と云ふ稱謂は無く、教育上の箴言と仰せられたのであり、又當事の總理大臣は今の山縣公爵であつて、拜命の卽座に於て、斯樣な至重至大の御沙汰を承るに就きては　今上陛下が、平生如何ばかり教育上に御軫念あそばされしかを恐察し奉り恐懼

措く所を知らなかつたが、成敗は兎に角、心身の全力を竭して詔命に答奉するのは、臣民たるものゝ本分であるからして、謹んで御請し、列席せられた山縣總理大臣と共に、内閣へ下つたのであつた。

謹んで惟るに　今上陛下は御登極以來、深く教育の事に大御心を注がせ給ひ、明治五年には百事草創の際なるにも係らず、學制の如き大規模の教育制度を立てさせ給ひし事は、世人の洽ねく知る所であるが、教育に就ては特に德育に重きを置かせ給ひ、侍臣に命じて幼學綱要を編し、又皇后陛下には婦女鑑を編せしめ給ひて、これを全國に頒たせ給ふなど、深く是に御軫念あらせ給ふ樣に拜承してをるのである、而して我國道德の大本たる教育勅語の現はれたのは、誠に叡慮と民心との合體に依つたことと信ずるからして、少しく當時の模樣の概略を語らう。

抑〻維新の當初、開國進取の大方針を立てさせられてより、新文明の空氣は全國に普及して、偏に西洋の物質的文明を輸入する事にのみ熱衷し、仁義忠孝の道の如きは殆んど國民の念頭に上らず、又偶〻これを口にするものがあれば、迂遠にして時勢を知らぬものとして世人に嘲笑せられたのである、然れども明治維新の當初には、仁義忠孝の教を受けた者が多かつたから、其人々は縱令これを口にせずとも、兎も角これを實行してをつたから、左程の害も無かつたのであるが、さういふ人は段々と凋落して、明治時代に生れたものが、漸く世事に當る樣になれば、人の人たる所以の教育を受けない者が社會の表面に立つて國民を指導するといふ事になるのであつて遂に衆人稠坐の中に立つて、仁義忠孝など〻古めかしき事は、今日文明人の重んずる所ならずと、公言して憚らぬ者すらもあるに至つた。

明治聖代の率先者たるべき、明治の新教育を受けた者の精神が、右の如き有樣であるからして、國學者とか、漢學者とか、舊風の學問を修めた者は默つて居られない、起て囂囂と其非を咎めた、隨て又耶蘇教者とか哲學者なども、夫夫所見を述べたからして、海内國民の精神は四分五裂して麻の如くに亂れた、然るに明治二十三年の二三月頃、内務省は地方官會議を召集した、尤も此會議は以前から有つたもので、今日も尙ほ繼續してをるのであるから、云はゞ二十三年の例會と見るべきものであるが、民心の離乖を奈何とは、此の會議の重要問題であつた、當時内務大臣は山縣公爵で、余は次官であつたが、甲論乙駁、隨分八釜敷い議論があつて、遂に、一體民心を統一する方針は、文部省で立つべきものであるから、文部大臣に意見を問ふといふ事になつた、そこで地方長官が大擧して文部省に逼つたから、當時の文部大臣榎本氏も、隨分當惑せられたとの事であつたが、地方長官達は、方今の情況では、孝悌忠信の道は地を拂つて空しいと云ふべき實況であつて、國民は己を修め世に立つに於て、其準據とすべき所に迷つてをる、然れども文部大臣は國内の人心を統一するに就て、固より相當の意見を有せらるゝ筈と思ふから、それを承り度いといふのであつて、其席でも論語が善いとか、孟子がどう、耶蘇教はどう、神道はどう、西洋風の哲學はどうと、種々の八釜敷い議論があつたが、遂に何等定まつた決議も無かつた、けれ共唯一つ

何等か道德上の大本を立てゝ民心を統一せんことを急要とすといふ丈の事は、格別決議した譯ではなかつたが、各地方長官の一致して認むる所であつた。

そこで當時の閣議にも此の事が一問題となり、遂に畏多くも叡慮を煩はし奉るに至り、間もなく

教育上の箴言を編むべし

との大命が、余の前任者たる榎本子に下つたのである、然るに榎本子は不幸にも、斯かる榮譽至極の大命に奉答するの間合もなくして、遂に事故に由り辭職するの已む無きに至つたのである。

右の次第を以て、榎本子の後任者たる余は、拜命の卽座に彼の榮譽至極の大命をも拜受する事となつたのであるが、彼の如き重要なる任務を有する重要の職務を授け給はつた、皇恩の有り難きを感泣拜謝し奉るのである。

扨て余は斯の大命を拜して、夙夜に

我が國民道德の根原如何

我が國教育の由來如何

と云ふ二大問題に思考を凝らしたる末、遂に草案を起こして之を　陛下に奉り、又屢々參內天顏に咫尺して、御示指を仰ぎ奉つたのであつて、余は國務尙書として、聊か獻替するの光榮を有したのである、尤其起草に付いて主として相談相手としたのは、當時法制局長官たりし故井上毅子で、同子は從來此方面には、大に注意して居り隨つて餘程意見を有つてをつたのである、而して當時、斯の箴言を編むに就いては仁義忠孝を以て本とするといふに就き、隨分有力知名の士の反對もあつた、勿論余は余自身の一家言を立てるのではないからして、成るべく自己の偏見を去つて、汎く他人の意見を採用しようと決心して居つたが、唯だ確乎たる一の大信念があつた、それは

道の本體は唯一にして古今內外の差別無く、唯時代の趨勢に適應せんが爲に、其形式を殊にするのみ。

といふのであつて、何人の意見たりとも、此の反對思想には、斷乎として反抗したのである、故に余は此信念を以て、當時の反對論者に應戰したのであるが、今其一二を回顧せんに、忠信孝悌などは支那の道德であるといふ反對論もあつた、勿論忠信孝悌などといふ文字は、支那で出來た

文字である、けれ共忠信孝悌といふ思想は、我が國民自有の道德にして、開闢以來盛であつたことは、國史の明證する所である、君國に忠、親に孝、同胞に悌、朋友に信、夫婦相和なるの道に至つては、苟も人類あらん以上、內外古今の別なく、必ず行はるべき大道である、殊に忠君の至道に就ては我が帝國臣民たるものゝ、身命を賭して確守すべき所であつて、其方法こそ時所位に依て變更すべけれ、其本體に至つては、海は裂け山はあすとも、到底易ふべからざる所であると論じた、又或は、成程忠信孝悌の敎は善い然れどもこれを奬勵するに於ては、或は昔日の如く、仇討を復興するといふ弊に陷りはせぬかと、憂慮する者もあつたのであつたのであるが、余は、これは實に一の杞憂たるに過ぎぬと辯明した、熟々昔日の國情を察すれば、當時の臣子たるものは、是非共復讐を爲さねばならぬ事であつた、といふのは、例へば德川幕府時代の如き覇政の代に於ては、議論の上に於てこそ德川幕府に依て一統せられ、一法律に服從すとはいへ、事實上では、天下に三百の小天地に分劃せられてをつた、故に非理非道に人を殺して逃去する罪人があつたとする、若しそれが雄藩大封の主人に保護せられたならば、何人といへども一彈指をもこれに加ふることが出來ぬのであつて、縱令幕府の命があつても、弊藩には左樣の者は居りませぬと、一言斷じて言明せらるれば、これを如何とも仕難かつたのである、此の如く正義は公に暴威の爲に無視せられた、是を以て忠臣孝子節婦義僕たるものは、姿を變じ、身を窶し、千辛萬苦、巧に其暴力の裏を潛つて、以て復讐せねばならなかつたのである。然るに今日は　皇德天下に洽ねく、海內一法律を遵奉してをるからして、殺人犯の如き暴惡の徒があらんには、彼が如何に巧妙に遁慝しても、遂に捕縛を免かれる事が出來ない、而して國は相當の刑罰を彼に加ふるのである、然らば人の臣子たるもの、何を以てか復讐の愚擧を爲ん、況んや正當防衞の場合以外に、人を殺傷する事は國法の嚴禁する所であるからして、如何に臣子たるの至情に出でたりとも、人を殺傷すれば、必ず國法の問ふ所となるのである、然らば世の臣子兄弟たるもの、何を苦しんでか、今日また復讐などの愚擧を企てよう、といふ旨を說いた事もあつた、要するに當時の反對論といふものは古今內外に通じて變易せざる道の本體と、時代の宜しきに適して千變萬化すべき其形式とを混同して居つたからである、故に忠孝といへば、昔の樣な形の忠孝を奬勵することと誤解し、又昔の樣な形では不可ぬといふ時には、道の本體までも沒却する事と誤解したからである、例へば禮の本體と作法との如きもので、禮は敬なりで、禮の本體は敬意を表するにある、然れども其方法たる作法は、時代に應じて種々に變化するものであつて、昔は長袖寬袴であつたからして、所謂小笠原流の作法も出來たのである、然るに今日は身體にしつくり適合した洋服を著て靴を穿つて居る、さういふ人が昔風の禮儀を行はうとしても、敬意どころか、それは到底出來ぬことである、故に帽子を取るとか、握手するとか、椅子に腰を掛けるとか、椅子を離れて立つとか、といふ作法があるのであつて、なにも端坐すれば有禮、椅子に腰を掛くれば無禮といふ區別はあるまい、然るに若し作法が如何にあらうとも敬意を失つたならば、禮と稱することは出來まい、かく本體と形式とは違ふ、是を以て余は當時「道の本體は唯一にして古今內外の差なく、唯時代の趨勢に適應せんが爲に、其形式を殊にするのみ」と主張したのであつた、而して余の此の確信は、國家道德上の大皇謨を立て、又國內民心の歸向にも適して居つたかと思はれるのである、それは兎も角、斯の勅語は實に

天意民心の合體一致して出來たもの

であつて、然かも我が國に於ては、經國濟民の大規模は、古來天意民心の合體一致に由つて成ると思ふ、斯の勅語に於て

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

と仰せられ給うたのは、卽ち　天意民心の合體一致を庶幾

し給うた叡旨と恐察し奉るのである、されば教育の大體は、固より斯の點に存する事であると思ふ。

さて教育勅語御下賜以前に於ては、海内の民心は四分五裂して、亂麻の如くに紛亂して居つたからして、勅語煥發の後之に對し奉り、世論は如何なる狀況に至るべき乎と大に懸念したが、大詔一下するや、天下靡然として服從し奉り、民心のこれに向ふこと、恰も大旱の雲霓を求むるの概があつた、そこで余は其後參内して

陛下御登極以來、屢々重要の詔勅を發して、民心の宜しく歸向すべき所を示させ給ひしにより、國史未曾有なる維新の大業を完成し給ひ、國運益々隆昌に進み、臣民の慶福愈〻加はり、天下　聖德を仰ぎ奉らざるもの無し、然れども此大詔命の如く、道德の大本立ち、教育の標準定まり、民心を安からしめたるは稀なりといふ旨を伏奏したれば、龍顏いと麗はしく嘉納し給ひし、と記憶してをるのである。

一九　芳川顯正伯謹話「教育勅語　渙發由來」

明治二十五年之秋芳川從二位相州鎌倉ニ閑居セラル　四宮桂侍坐ス　桂拜首　教育勅語渙發之由來ヲ問フ　芳川從

二位曰　夫レハ人生至德要道之重大事也　吾レ汝チニ告ケン　汝チ輕々シク漫ニ露洩スル勿レ　事機密ニ關スルヲ以テナリ　桂拜手頓首拜聞スルノ光榮ニ浴セント對フ　芳川從二位曰　我國嘉永安政年來外交漸々ト開ケ明治維新ニ至テ大ニ變展セリ　天下皆富國强兵ヲ期ス　各國ト敵對角立ス而シテ從前ノ教育ハ專ラ道德ヲ主トシ往々固陋迂怪ニシテ時情ニ通セス　世人之レヲ厭フ　西學ヲ言フモノハ皆知育ヲ尙トビ哲學教法先ヲ爭ヒ競進シテ適從スル所ナシ　歲月ヲ歷ルコト久シ　老成學者モ前後ニ殁シテ殆ント道德ヲ談スルモノナシ　忠孝ハ人道ノ先ンスル所ニアラストシ詭辯縱橫甚シキモノハ父母ヲ孝養スルハ人ノ子タルノ義務ナルカ否ヤヲ疑フニ至ル　然モ稠人廣坐ニ於テ演說シテ憚ルナク靡恥蕩然トシテ地ヲ掃フ　人心壞亂シテ收拾スヘカラサル有樣ナリシ　識者先覺者ハ之ヲ憂ヒ以テ國ノ大患トナス　或ハ曰ク耶蘇ヲ拜スヘシ或曰ク佛陀ニ歸スヘシ或曰ク儒教ヲ傳フヘシト　其說紛々然トシテ一ナラス　而シテ文部省未タ曾テ示教スル所アラサル也　是ノ歲二月地方長官東京ニ會シ皆ナ言フ　今時學校教授ハ智育ニ偏シ其弊甚シ　吾等教育ノ責アリ　今日學校教師ハ徒ラニ各自カ私淑スル所ノ學說ヲ偏執シテ道德ノ本源忠孝ノ道ノ如何ナルカヲ知ラスヤ一定ノ方針ナシ　之レ一日モ忽緒ニ附スヘカラサルコトナリ　何等カノ指命アレト文部省ニ迫レリ　總理大臣大ニ之ヲ患ヒ乃チ諸ヲ　天皇陛下ニ奏ス　陛下諸大臣ヲ內閣ニ會シ其察ル所ヲ陳セシム　諸大臣議シテ曰人生ノ教育尤モ幼童ヲ急ニス　宜ク一部ノ箴言ヲ編シテ之レヲ幼童ニ授ケ夙夜誦讀シテ其心ニ記セシムヘシト議決ス　乃チ文部大臣ニ草案ヲ擬セシメ以テ獻セシム　時ニ榎本武揚子文部大臣タリ　命ヲ受ケテ數月未タ果サス　內閣更迭アリタリ　顯正乏ヲ文部大臣ニ承ク　總理大臣　勅ヲ奉シテ之ヲ申命ス　吾レ恐惶命ヲ拜シテ恐懼極ナシ　感激極リナシ　退テ竊カニ謂フニ　我國固ヨリ忠孝仁義之道アリテ人心ニ存ス他ニ求メヲ待タス　知リ易ク行ヒ易シ　至正至公之レヲ萬世ニ傳ヘテ弊ナシ　之レヲ萬國ニ施シテ通セサルナシ　安ソ彼ノ耶蘇ヲ待タンヤ　安ソ彼ノ佛陀ヲ待タンヤ　其道ハ夐カニ孔孟ニ過ク　孔子ノ道德ハ固ヨリ間然スル所ナシト雖モ其學ヲナスニ往々一偏ノ弊アリ　心セサルヘカラサルナリ　是レ知ラサルヘカラサルナリ　今我國ノタメニ教ヲ設ク宜ク我國固有ノ道ニ從フヘシ　遂ニ一書ヲ擬シテ上テマツル　至理ニ本トツキ人情ニ發シ一私ヲ容レサルナリ　陛下本ト此レカ爲ニ御深慮アラセラル　未タ御意ノ如クナルヲ得ス　顯正奉ル所ノ一書御覽遊ハサレテ親シク御批正アリ　侍講ニ下タシ交々之レヲ討論セシメラル　顯正屢參內シテ其議ヲ獻替ス　旣ニ決セラレ之レヲ內閣ニ附シテ更ニ妥議セシム　諸大臣之ヲ見テ間々異議ヲ唱フルモノアリ

曰ク政ト教トハ各別ナリ　此等教訓ノ如キハ君權ノ與ル所ニアラス　且ツ今日文明ノ運ニ棹セリ　而シテ忠孝仁義ノ說ハ東洋古人ノ唱フル所ニシテ恐ラクハ時勢ニ適セス果シテ此說ノ如クナレハ則チ昔日ニ於ケル攘夷鎖國論ノ再燃ヲ致サスヤ　外交ヲ損シ交誼ヲ害シ而シテ復讐之擧復タ起ルコトナキカト唱フル者アリ　顯正曰ク教法ハ政權ノ左右スル所ニアラサルハ固ヨリ然リ　教育ハ人心ノ信服ヲ致スニアリ　必スヤ道德ノ一世ヲ率ユルニ足ル者アツテ然ル後ニ爲ス可キノミ　强ユヘカラサルナリ　然リ而シテ今世復タ其人ナシ　他日ヲ待タント欲セハ則チ德義愈益〻壞亂シ恐ラクハ治ヲ爲シ難カラン　謹テ惟ミルニ　勅語ヲ天下ニ頒ツニ如クハナシ　我皇國今日教ヲ敷ク　勅語ヲ除キテ外復タ人心ヲ服スルモノナシ　況ンヤ忠孝仁義ハ皆太古ヨリ傳ヘテ我國自ラ有スルノ道ナルヲヤ　夫レ道ハ內外ナク古今ナシ　而テ人智ハ時ニ從テ長進ス　是レ古ヨリ誣ユヘカラサルナリ　古ハ博愛ト稱ス其區域極メテ狹隘タリ　而テ四海兄弟之說モ亦一國ヨリ言ヲ立ツルノミ　今ヤ人智大ニ進ミ復タ後日ノ比ニアラス　人皆九州以外更ニ多數ノ邦國アルヲ知ル　其人物啓明已ノ上ニ位スルモノ多キヲ知ル則博愛ノ區域自然展開而シテ兄弟ノ情誼モ亦擴充セサルヲ得ス　昔ハ封建國ヲナシ諸侯各其國郡ニ據リ法令ハ天下ニ行ハレス惡ヲナスモノ遁逃シ易シ　而シテ之レヲ能ク禁ス

ルナシ　故ニ復讐アリ亦人情ノ已ムヲ得サルニ出ツ　今ヤ四海一家王法ニ服セサルモノナシ　奸惡ノ徒跡ヲ容ル、所ナシ　安ソ復讐ノ復タ起ルヲ患ヘンヤ　是レ恐ラク時勢ニ通セサル者ナリ　顯正此篇ヲ草スルヤ要ハ道ノ上ヨリ見ヲ立テタリ　道ヲ行フ方法ハ時ト消長スルカ如キハ固ヨリ拘ル所ニアラサルナリ　顯正既ニ此ノ見ヲ執リ以テ　陛下ニ上テマツル　陛下一一御批正アソハサレ以テ此ニ至レリ言ノ行ルト否ヤハ自ラ天命アリ　決シテ此ノ議ヲ易ユルヲ得スト言フ　諸大臣復タ異議スルモノナシ　勅語既ニ成テ將ニ之ヲ天下ニ發布セラレントス　憲法ニ據レハ一切ノ詔勅悉ク主務大臣ノ副書ヲ要ス　議者交〻言フ　顯正曰ク凡ソ詔勅ハ多ク政事ニ屬シ時ト消長ス　憲法ト雖モ或ハ改正ヲ得ヘシ　而シテ此レハ則チ專ラ教育ニ屬ス　萬世ニ傳ヘテ易ユヘカラサルモノナリ　安ソ副書ヲ須ンヤ　若シ副書ヲ用イテ政事ト混セハ則チ後世或ハ喙ヲ容ルモノアランモ知ルヘカラサルナリ、是ハ非常ノ事ニ屬ス　安ソ常規ニ拘拘タルヘケムヤ　單純　勅語ノ孤行センニ如カサル也ト言フ　閣議之レヲ可トス　顯正入朝シテ之ヲ　陛下ニ奏ス　陛下深ク御嘉納アラセラル　終ニ明治二十三年十月三十日總理大臣山縣有朋伯文部大臣芳川顯正ヲ御前ニ召シ御親ラ　勅語ヲ下シ賜フ　顯正拜首稽首　聖旨ヲ奉戴シ趨リ退テ內閣ニ到ル　山縣總理大臣大ニ喜色アリ　顯正曰ク方今天下人心亂レテ麻ノ如シ　各見ル所ヲ執ル　怪說百端適從スル所ナシ　今此ノ勅語天下ニ頒布ス　天下ノ人心必スヤ此ニ一定セン　僅々數百字ト雖モ其影響ノ及フ所廣且大ナリ　是レ君總理事務中重要第一ナリ　顯正文部大臣ニ拜シ躬此事ニ與カル　何ノ榮カ之ニ如カン　翌日諸レヲ天下ニ頒ツ別ニ大臣ノ訓令アリ　其發スルヤ沛然トシテ水ノ下キニ就クカ如シ　上下男女恭敬靜肅歐米ノ學徒常ニ異端ヲ唱フル人ト雖モ曾テ一言ノ喙ヲ容ル者ナシ　遂ニ謄書三萬餘部ヲ製シテ各府縣大中小學校ニ頒ツ　天下靡然トシテ之レニ從フ時雨ノ化スルカ如シ　顯正入朝奏シテ曰ク　陛下登極以來屢　明勅ヲ發セラル　至美至善人民齊ク萬歲ヲ稱ス然レトモ未タ此ノ御勅語ノ如ク能ク人心ヲ感動スルモノアラサル也ト申上ケ奉ル　陛下大ニ御喜ハセラレ御喜　龍顏ニ溢レ給フ　上來述ル所　勅語渙發ノ次第概要斯ノ如シ　嗚呼　教育御勅語渙發由來ヲ顧ミレハ感激極リナシ　汝ハ當時文部省ニ秘書タリ感想如何ソヤ　桂頓首對曰ク桂幼時父ニ就キ聖學ノ教ヲ受ク　尋テ東京ニ來リ閣下ノ教ヲ受ケタリ　教育勅語御渙發ヲ拜シ始テ我皇國惟神ノ大道忠孝彝倫ノ明教ヲ知承スルヲ得タリ　何ノ幸カ之レニ如カン　當時學者學生各自ノ說紛々擾々何レカ是ナルヲ知ルニ迷フ　妖雲暗キ處幸ニ　天日ノ赫々タル如キ　勅語ヲ拜シ豁然トシテ學問ノ本源修身ノ要道ヲ知ルヲ得テ欣躍自ラ手ノ舞ヒ足ノ踏ムヲ知ラサルノ喜ニ浴セリ　今茲ニ　勅語渙發ノ由來ヲ拜聞シ誠欽誠喜感銘感謝ニ堪ヘス　修身服膺イタスヘシト答フ　明治二十四五年ノ頃芳公ハ勅語衍義トスヘキ草案勅語修身譚序文草案勅語拜讀心得草案アリ　桂謄寫ヲ命セラル　當時桂ニ諭シテ曰ク夫レ孝悌忠信ハ人人當サニ修スヘキ庸德ニシテ忠君愛國ハ臣民虧クヘカラサルノ公義ナリ　入テ孝悌忠信ノ德ヲ修メス出テ忠君愛國ノ義ニ服セスハ則チ禽畜ト何ソ別タン　是我　天皇陛下之天語丁寧祖宗之遺訓ヲ申明セラルル所以ナリ　教育勅語ハ修身處世ノ至德要道總テ此中ヨリ發ス　汝拳々服膺セヨト

大正七年之秋芳川伯鎌倉松莊ニ在リ　桂ヲ招キ告テ曰今日ハ十月三十日ナリ　謹テ　教育勅語ヲ捧讀ス　恭シク惟ミルニ　明治天皇陛下明德明明天日ノ如シ　恩雨仁風萬民ヲ化育セラレ下シ賜フニ教育勅語アリ　大哉天語丁寧　皇祖皇宗ノ御遺訓至德要道惟神ノ大道ヲ祖述セラル　顯正拜讀感激極リナシ　謹テ一詩ヲ賦スト左ノ詩ヲ示サル

惟祖惟宗垂統崇　千秋萬古仰仁風
欽吾忠孝彝倫美　全出神明遺訓中

捧讀教育勅語　顯正謹賦

上記芳川伯之謹話ハ教育勅語渙發之由來竝ニ勅語ノ衍義ナリ　桂拜聞セシモ淺學不文ニシテ具サニ盡シカタシ唯其梗概ヲ書スルノミ　四宮　桂圃

二〇　五月十二日附元田永孚宛山縣有朋書簡

貴翰拜讀彌御淸適欣快之至ニ奉存候扨而今朝御來訪被成下候由生憎外出中不得面晤缺敬仕候同時教育上之儀ニ付御談合被成度趣且某進止之一事ニ付而も御意見有之候由拜承就而ハ明後朝九字比官舍に御來訪被下候得ハ拜晤を得可申存候萬一御差支も有之候ハ、猶他日を期シ可申先ハ貴答耳草々如此

五月十二日　有朋頓首

元田老閣坐下

二一　六月二十日附山縣有朋宛井上毅書簡寫

被仰付候教育主義之件ニ付遲延之罪恐縮奉存候實ニ此事ニ付而者非常の困難を感し候て兩三日來苦心仕候其故ハ第一此勅語ハ他之普通之政事上の勅語と同樣一例なるべからず　天生聰明爲之君爲之師とは支那之舊說なれとも

今日之立憲政體之主義に從へハ君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉せず（英國露國ニてハ宗旨上國教主義を存し君主自ら教主を兼ぬるハ格別）今勅諭を發して教育之方嚮を示さるゝハ政事上之命令と區別して社會上之君主の著作公告として看ざるべからず

陸軍ニ於ける軍事教育の一種の軍令たると同しからず

第二此勅語ニハ敬〻天尊〻神等之語を避けざるべからず何となれハ此等の語ハ忽ち宗旨上之爭端を引起すの種子となるべし

第三此勅語ニハ幽遠深微なる哲學上の理論を避けざるべからず何となれハ哲學上の理論ハ必反對之思想を引起すべし道之本源論ハ唯〻專門の哲學者の穿鑿ニ任スべし決して君主の命令ニ依りて定まるべき者ニ非ズ

第四此勅語ニハ政事上之臭味を避ケざるべからず何トナレバ時の政事家之勸告ニ出て至尊之本意ニ出ズとの嫌疑を來すべし

第五漢學の口吻と洋風の氣習とを吐露すへからず

第六消極的の砭〻愚戒〻惡之語を用ウへからず君主の訓戒ハ汪々として大海の水の如くなるへく淺薄曲悉なるべからず

第七世ニあらゆる各派の宗旨の一を喜はしめて他を怒らしむるの語氣あるべからず

此の數多の困難を避けて眞成なる王言の體を全クスルハ實ニ十二樓臺を架スルより難事ニ可有之候歟

文部の立案ハ其の體を得ず如是勅語ハムシロ宗教又ハ哲學上の大知識の教義ニ類し君主の口ニ出つべきものニ非ス世人亦其の眞ニ

至尊の聖旨ニ出たる事を信して感激スル者少かるべし

生の考案ニてハ兩つの方法あり

甲ハ文部大臣まて下付セラレ世ニ公布せず

乙ハ演說の體裁とし文部省ニ下付サレズシテ學習院か又は教育會ヘ臨御之序ニ下付セラル（政事命令と區別す）

別紙ハ右乙の積ニて試草仕候餘り簡短ニ過き候歟なれとも王言如〻玉ハ只〻簡短に在りと奉存候

猶高教を奉仰候て更ニ再稿可仕候頓首

六月廿日　毅

山縣伯閣下

二二　六月二十五日附山縣有朋宛　井上毅書簡寫

奉謹啓候教育勅語之件ニ付猶再應熟考仕候處到底不可然事と確信奉存候其故ハ

一、政事上之勅令勅語ハ責任大臣之補弼ニ成ル事憲法上之公明正大なる主義なりと雖、若し社會上之勅語ならハ大臣の責任之件と同からず然るに若し眞誠之叡旨に出ずして他の學理的之議論を代表したる之意味ありて十目所視內閣大臣之意見又ハ何某之勸告ニ出たり卽ち入レ智惠なりとの感觸あらしめハ誰れか中心ニ悅服佩戴するものあらん哉

二、道之本原を論ずるハ二種ありて一ハ天神之宣命なりとし（邪蘇教）他の一ハ人之性情ハ天德と同體なりとす（佛說竝易理宋儒）而して此兩說共に近世哲學之多クハ擯斥スル所たり卽ちダルウイン派の運命說スペンサーの不可識說オーグスト、コント派の物證說は天神之存在を信セズ又ハ多ク之政事學者ハ性惡之說を唱フ「グナイスト」氏之如き亦是なり如此無形上の一戰場ともいふへき百家競馳之時ニ於て一ノ哲理の旗頭となりて世の異說雜流を驅除スルノ器械ノ爲ニ

至尊の勅語を利用するとハ餘り無遠慮なる爲方ニ而稍ヤ眼識あるものハ必當時教育主務大臣之輕率に出たりとして彈指スルものあらん

三、福善禍淫とハ古文尙書の僞作ニ出たる文字なる事ハ淸朝學者の證明ニ備ハル印度小亞細亞の教門家ハ此語ノ事實上ニ齟齬スル事多きに苦ミ未來裁判天堂地獄之說を構造スルニ至る如此陳腐之語、一タヒ勅語の中ニ顯レなハ世間ニ一場之宗門の爭端を啓クべし

四、今日風教之敗レハ世變之然らしむると上流社會之習弊ニ因由ス矯正之道ハ只〻政事家之率先ニ在る而已決して空言ニ在らさるへし空言の極

至尊之勅語を以て最終手段とするに至りてハ天下後世必多議を容るゝ者あらん

右ハ言激切ニ過といへとも一美事之中ニ一大失計を包含スル事或ハ睫眉之塵ニ類し候歟と懸念之餘忌諱を顧ミず奉錄呈候猶高明之再思を請ふ頓首再拜

六月廿五日夜　於逗子　毅

總理大臣殿

二三　八月二十六日附井上毅宛　元田永孚書簡

拜啓爾來御疎遠ニ經過愈御淸榮奉欣賀候然者先頃御內示之教育勅諭文近日上奏ニ相成候由ニ而老拙儀ヘ御下問被爲在段々思召被爲在候而熟考申上候樣御內命を蒙リ候故不得止御受申上候然處右者過日も御內話申候如ク實ニ重要之　勅諭ニ而誰か草案致し候而も批難無之樣ニ者至リ兼可申貴兄ニも御辭退之由　御沙汰ニ而拜承致し實ニ御尤ニ奉存候併もはや是迄ニ相成候上者出來候丈ケ精神を盡し申度既ニ老拙ヘ被仰付候上者愚昧なから考案を運らし則別紙原稿ニ意見を加ヘ修正致し候間一應御內見ヘ入申候貴兄御立案者御斷ニ候得共何卒老拙之爲メニ御助力被下別紙修正案御一見

言ニ在らさるへし空言の極

至尊之勅語を以て最終手段とするに至りてハ天下後世必多議を容るゝ者あらん

右ハ言激切ニ過といへとも一美事之中ニ一大失計を包含スル事或ハ睫眉之塵ニ類し候歟と懸念之餘忌諱を顧ミず奉錄呈候猶高明之再思を請ふ頓首再拜

六月廿五日夜　於逗子　毅

總理大臣殿

二三　八月二十六日附井上毅宛　元田永孚書簡

拜啓爾來御疎遠ニ經過愈御淸榮奉欣賀候然者先頃御內示之教育勅諭文近日上奏ニ相成候由ニ而老拙儀ヘ御下問被爲在段々思召被爲在候而熟考申上候樣御內命を蒙リ候故不得止御受申上候然處右者過日も御內話申候如ク實ニ重要之　勅諭ニ而誰か草案致し候而も批難無之樣ニ者至リ兼可申貴兄ニも御辭退之由　御沙汰ニ而拜承致し實ニ御尤ニ奉存候併もはや是迄ニ相成候上者出來候丈ケ精神を盡し申度既ニ老拙ヘ被仰付候上者愚昧なから考案を運らし則別紙原稿ニ意見を加ヘ修正致し候間一應御內見ヘ入申候貴兄御立案者御斷ニ候得共何卒老拙之爲メニ御助力被下別紙修正案御一見

無御遠慮御刪正被下度相願申候幸ニ首尾之文者貴兄之御初稿を存し有之候老拙も素より御同案ニ而間然無之候處中間修身之條目を揭ケ候最緊要之處　聖慮ニ叶ヒ不申則　旨ヲ奉シテ改正致し候へ共文意適當もいかゝと恐怖仕候申候迄も無之此度之　勅諭者則末文之通ニ萬古不易之道を　御親喩被遊候事故當世之風潮ニ者決し而御顧念無之被　仰出可然と相考へ候ニ付老拙ニも百世を待而不疑之存意ニ而立案致し置候其御含を以御覽被下御加筆相願申候右內密得貴意度草々不悉

八月二十六日　　東　野拜

井　上　盟　兄

尙々當時猶酒勾松濤園ニ滯在養老仕候先日安場より御內話之趣も傳承仕御厚意之段拜謝仕候世上之事謹愼可仕と存候本文之一條も辭遜可仕候得共親く　聖意を伺ひ奉リ特ニ斯道之爲メ何分難默止御受申上老拙を不顧次第何分御了察被下候而御加筆被下度候也　再拜

二四　八月三十一日附井上毅宛　元田永孚書簡

昨日は遠方御使をは立御懇書を以勅諭文草案に羅縷之御教示を蒙り御厚意忝く再三拜讀仕候處一々敬服之外無之感謝之至に候尤愚意猶足らさる所有之候故再考修正致し別紙ニ漢文ニ寫シ呈上更に御刪正を願上候御書中之如く萬世を待て愧ちさる樣にとの精神ニ者有之候得共何分にも其任ニ當りかたく責而考按を盡し御垂教を以　聖旨を愆らさる樣にと祈り申候御書中の典故ありて莊重溫雅ニ重復を避け且文人風ノ纖巧を不用とは素より御名言と奉存愚意更に望所は右莊重溫雅中ニ一二警發之語言ありて人を驚醒致し候樣ニ有之度然しとても及フ所ニ無之尊兄之御考案は無之哉と企望之至に候一兩日中に者一應參內之筈に候間其節御意見を拜聞可仕先は再修正案を拜呈仕候　頓首

八月三十一日　　東　野拜

井　上　盟　兄

二五　十月二十二日附井上毅宛　芳川顯正書簡

拜啓過日ハ推參御淸閑ヲ妨ケ奉謝候爾來貴恙如何刻下寒冷日加御溫保專一是祈候陳者其節御相談ヲ遂候勅語案山縣總理ト遂相談候末昨日兩人打揃　御前へ出該案奏上致置候定而不日何分ノ　御沙汰可有之ト頻待罷在候處想フニ又々元田翁へ　御相談可被爲在方ト奉恐察候依而元田氏へ面會之上能々相話置候而ハ如何ト山總理ヨリ氣附も有之候へ共此事ニ關シテハ小生最初ヨリ同翁へ相談致候事無之ニ突然談話ニ亙リ候ハ如何ト考へ又老臺より直チニ御書通可相成段過日御話有之候故小生之面會ハ不用ナラント話候處夫ニ而宜シカラントテ昨日相分レ申候老臺よりハ定而疾ニ御書通被成下候方トハ存候へ共若シ萬一ニも于今不相成候ハヽ速ニ御書通被成下候樣希望致候追々遷延之末且過日小學校令發布相成候旁勅語速ニ御下賜之都合ニ相運候へハ無限之好都合ト存候不取敢昨來之狀況通報且前顯御依賴迄得貴意度他ハ不日拜鳳ニ讓リ　匆々拜具

十月二十二日　　顯　正

井上老閣侍史

二六　十月二十二日夜附井上毅宛　芳川顯正書簡

拜誦早速御答被下奉鳴謝候元田翁へ之尊墨披讀候處御注意周到毫モ間然スル所ナシ直チニ送達可致候處今一應御相談ヲ不遂而ハ不叶事本日出來候該勅語發行之順序ハ過頃入貴覽置候請議中ニ認置候通リ小學校令之發布ト共ニ被發乎又ハ師範學校ヘ　御臨幸之節御下賜相成候乎之二方ニ候處於閣議ハ政治的之方法ヲ脫シ師範學校ヘ　御臨幸ヲ期トシ偶然御下賜相成候方可然ト評決候末昨日總理大臣ト共　御前ヘ出其旨詳細ニ奏上及置候處本日宮內大臣ヲ以右者文部大臣ヲ宮中ヘ被召御下賜可相成　御臨幸之儀ハ不被爲好ト之旨ニ接シ大ニ失望致候依而宮內大臣ヲ以是非共　御臨幸仰度段再度奏上及候へ共御嘉納不相成依而退而尙遂熟考候へ共單ニ於宮中之御下賜ハ都合宜シカラズ明後朝ハ總理大臣ト共ニ今一應咫尺シテ願上可申ト致相談候宮內大臣ノ內話ニ依レバ於宮中御下賜ノ事ハ元田モ同論ナリトテ御話有之候哉ニ承リ申候老兄ノ御書面中ニハ文部大臣ヘ御下賜トノミアリテ於何處如何ナル方法ヲ以テスルト之事ハ御明記無之依而其儘送達候へハ於元田翁老兄モ御同意ナリト相考へ不申哉果シテ然ルトキハ　御臨幸之事ハ愈〻六ケ布相成可申カ之掛念差起リ申候曾テ御談話致候通リ陸軍武官ヘ賜ハリ候訓諭トハ其實種類之異リタルモノ故發布之方法ヲ選擇スルコト極メテ肝要ニシテ其方法ハ師範學校ヘ　御臨幸之序偶然御下賜相成候より他ニハ良法ハ有之間布ト致確信候右御同意被下候ハヽ元田氏へ之尊書ハ右之趣意徹底候樣御認換被下間布哉事茲ニ至リ出來損候ハハ一簣之嘆ヲ不免如何ニも遺憾ニ存申候指掛右御依賴迄得貴意度　匆々敬具

十月二十二夜　　顯　正

井上老閣侍史

八月三十一日附井上毅宛元田永孚書簡　十月二十二日附井上毅宛芳川顯正書簡

二七　十月二十三日附井上毅宛
芳川顯正書簡

前書盡サヾル所アリ復一書ヲ修ス前書之通リ果然　勅語御下賜相成候節ハ直チニ本官より全國ニ向イ訓令ヲ發スベキ手筈ニ候處其訓令ナルモノハ如何ナル風ニ認メ候ハヽ可然哉平易ナルモノ乎又ハ込入リタルモノナラデハ不叶哉ト頃來折角考慮中ニ候へ共于今相定リ不申乍序老兄御一考被下度候若シ御起稿被成下候ハヽ無限ノ幸福ト存候右添而得貴意度　匆々又白

十月二十三日　　顯　正

井上老閣下侍史

二八　十月二十四日附井上毅宛
芳川顯正書簡

拜讀御再考之結果縷々被仰越致敬承候昨夕之尊書ニ依リ尙熟思之末總理ト遂相談本日共ニ　御前ニ出師範校ヘ云々及奏上候處他ニ少々御掛念之次第も有之押而願上不申而ハ不叶事ニも無之故　勅語ハ本大臣ヲ宮中へ被爲召候上ニ而御下賜可相成師範校ヘハ別ニ御臨幸可相成旨之事ニ御治定相成是ニ而一段落付キ申候多々之御盡力ニより今日至リ候段深ク奉鳴謝候依本大臣ノ添書ハ御送越之稿ニ基キ少々添刪致シ尙御相談可願タメ明日ハ秘書官ヲ派遣可致ト心算中へ恰モ御投書ニ預リ好都合ヲ得申候尙本日御申越之意味ヲも折中シ起草之上明日永井秘書官差出可申候間十分御加除被下度候詳細ハ同人より御聞取願上候不取敢拙答迄得貴意度匆々拜復

十月二十四日　　顯　正

井上老閣侍史

二九　十月二十五日附元田永孚宛
德大寺實則書簡

拜誦尊恙如何御座候哉御愛護可被成候然は昨朝御意見御申出有之候勅語文之事早速奏聞仕候處逐一被　聞召候直ニ總理大臣文部大臣等へ御沙汰被遊候御模樣ニ奉伺候不悖之一點は修正ノ通可致旨文部大臣へ　御沙汰被遊候將又　勅諭文御發布之儀ハ　宮中ニ於而文部大臣へ御渡ニ相成御模樣ニ候師範學校　臨幸之御日取ハ未定候從此方可申入と存なから彼是延引ニ相成御投章を煩失敬候仍拜復如之御坐候　敬具

十月廿五日　　實　則

元田永孚先生机下

三〇　十月一日附井上毅宛
芳川顯正書簡

御歸京之趣爾來貴恙如何定而逐日御快方と致恐察候過頃來多々煩御配意候事首尾能相纏リ終ニ一昨三十日を以於御前御下賜相成昨日之官報ヲ以令ヲ全國へ傳へ申候定而御覽相成候方ト存候今朝ノ新聞ハ大抵滿足之意ヲ表セラレ殊ニ一昨日ハ於本省高等官一同ヲ招集之上奉讀セシメ候處教育者トシテ從來深ク冀望之事俄然天上ヨリ降下シ滿足限リナクト相喜び且各學校長杯ハ初メテ安心立命之地ヲ得タリナドヽ欣抃致サレ生モ大滿足ヲ感シ申候是偏ニ老閣御配意之結果ト深ク奉鳴謝候不日拜音ノ上萬縷可致候へ共不取敢爾來之情況ヲ述へ又御配意之御禮迄得貴意度　匆々敬具

十一月一夕　　顯　正

井上老閣侍史

元田翁之書面閲了致返却候果然發布ニ付而ハ同翁亦欣喜被致候事ト被察候　再白

三一　十一月二日附元田永孚宛
井上毅書簡

十一月一日附井上毅宛芳川顯正書簡　十一月二日附元田永孚宛井上毅書簡
十一月三日附山縣有朋宛元田永孚書簡

三二　十一月三日附山縣有朋宛
元田永孚書簡

肅啓愈御清榮奉恭賀候陳者今般教育之　勅諭御發布時會ニ被爲投誠ニ千載難遇之大幸抃舞欣躍之至ニ不堪爲國家生民奉祝上候右ニ付而は初メより素定之御卓識を以御誠意御贊襄被成終ニ其結果を被奏候段愚老之喋々を雖不待回顧スレハ維新以來教育之主旨定まらす國民之方向殆ント支離滅裂ニ至らんとするも幸ニ　聖天子叡旨之在ル所と諸君子保護之力トを以扶植匡正今日ニ至リタル處未タ確定之明示あらさるより方針ニ迷ふ者不少然ルニ今般之　勅諭ニ而教育之大旨即チ國民之主眼を明示せられ之ヲ古今ニ通し而不謬之ヲ中外ニ施して不悖實ニ天下萬世無窮之皇極と云へし彼ノ不磨之憲法之如キモ時世ニ因而者修正を加へサルヲ不得も此ノ大旨ニ於テは亙於萬世而不可復易一字矣此ノ勅諭ニ奉拜誦候教育勅諭被發誠ニ感激慶頌無他事存候至竟積年御誠心御輔導之美果を結ヒし事存候今朝佐々へ面會してホト〳〵雀躍之至極有之候

神議院之事ニ付明日於宮中得拜晤度奉存候　草々拜答頓首

十一月二日　　毅

元田先生

して　閣下責任之日ニ於テ發せられたるは何等之慶幸なる哉愚老竊ニ謂閣下文武之勳功[illegible]ニ雖不尠此ノ　勅諭之贊成ヲ以テ山縣總理大臣一生之大功也と感佩欽仰之餘眞衷ヲ吐露スル事ノ如此　閣下幸ニ勿付一笑　頓首敬白

十一月三日　　元田永孚

天長嘉節ニ於テ　　七十三翁拜

山縣伯賢閣虎皮下

三三　十一月五日附元田永孚宛山縣有朋書簡

朶雲拜誦愈御榮健奉抃賀候陳ハ今般教育之　勅語御發布相成候儀實ニ國家ニ大幸御同慶之至ニ奉存候就而ハ小生御誠意を贊襄仕り候との御稱贊有之候へ共敢而當ル所ニ非す右ハ　聖天子叡旨之在ル所と平素貴臺之御啓沃其力を被爲盡候とニ由る儀と感歎仕候先ハ貴答旁微意を陳し候

恐々頓首

十一月五日　　山縣有朋

元田老臺坐下

三四　教育勅語渙發直後芳川文相教育意見書

我邦ノ學事ハ往古以來種々ノ變遷ヲ經其間一盛一衰アリト雖モ輓今王政ト共ニ全然新局面ヲ開發シタリ蓋シ明治ノ初メ兵馬倥偬ノ際ニ方リ政府ハ早已ニ學事ノ忽諸ニ付スヘカラサルヲ察シ人材養成ノ急要ヲ感シ屢〻令達ヲ下シテ國民ノ教育ヲ奬勵セリ當時教育ノ條規未タ遠ク備ハラスト雖モ重キヲ教育ニ置キシハ復タ疑フヘカラス四年政府文部省ヲ置キ教育ノ事務ヲ統轄セシムルニ至リテ學政ノ基礎始テ立チ五年學制ヲ定ムルニ及ヒテ教育ノ條規大ニ具ハル殊ニ學制ノ發布ニ際シテハ聖諭ヲ下タシタマヒ以テ學問ハ人々身ヲ立テ產ヲ治メ業ヲ昌ニシテ其生ヲ遂クル所由ノモノナルコトヲ明示シ邑ニ不學ノ戶ナク家ニ不學ノ人ナカラシメンコトヲ期セラレタリ爾來當局者ハ能ク聖意ノ在ル所ヲ奉戴シ鋭意學事ノ振張ヲ圖リタルニ十二年ニハ小學校二萬八千二十五個就學兒童二百二十一萬六百七人アリ之ヲ五年學制頒布ノ初メニ比スレハ學校ハ一萬五千四百六十七個ヲ增シ就學兒童ハ百二萬七千六百三十九人ヲ增セリ且此時ニ至リ師範學校中學校モ亦大ニ增加シ學校百九十六個生徒一萬四千五百十二人アリ而シテ學制ノ行ハルヽコト凡八箇年其間實行上ノ經驗ニヨリ十二年之ヲ改メテ教育令ヲ發布シタリ

然ルニ小學校ノ設備等地方ノ便宜ニ任スルモノ多キヲ以テ其成績佳良ナラス故ニ十三年之ヲ改正シ大ニ學事ヲ干涉督勵セリ十八年ニ至リ町村費輕減等ノ必要ニ依リ再ヒ教育令ヲ改正セリ當時小學校二萬八千二百八十三個生徒三百九萬七千二百三十五人アリ又師範學校中學校ハ百六十二個ニシテ其生徒二萬三千五百十一人アリ十九年益々町村費ノ輕減ヲ圖リ其他學事ノ施設上改正ノ必要アルヲ以テ教育令ヲ廢シテ學校令ヲ公布セリ而シテ本年十月地方學事通則教員退隱料及遺族扶助料法ヲ制定シ且ツ更ニ新小學校令ヲ公布セリ夫レ維新以來教育ノ法令ノ變更ヲ經タルコト如此頻繁シテ漸次學校數生徒數ヲ增加シ二十三年間著實ノ進步ヲナシタルハ大ニ見ルヘキモノアリ初等教育ノ普及ト共ニ高等專門ノ教育モ亦益々發達ノ徵ヲ現ハシ文學法律等ヨリ百般ノ技藝ニ至ルマテ欝然トシテ競ヒ起ル蓋シ我邦文字アリテヨリ以來未タ曾テアラサル所實ニ明治昭代ノ一大美事ト謂フヘキナリ

然リ而シテ一利ノアル所一害亦之ニ從フハ往々人事ノ免レサル所ナリ是ヲ以テ維新以來教育ノ普及ニ依リ社會人文ノ進步ヲ促シ利用厚生ノ方向ニ於テ舊來ノ面目ヲ改變スルコト甚大ナリト雖モ人心智識ノ一方ニ偏シテ道德ノ重ンスヘキヲ忘レタルカ如キノ現象ナキニアラス本年二月各地方長官ノ上京スルヤ遂ニ胥謀リ一篇ノ建議ヲナシ以テ浮薄輕躁ノ風天下ノ人心ヲ侵シ道義ノ壞頽復タ收拾スヘカラサルニ至ラントスルノ勢アレハ大ニ德育ヲ振起セザルベカラザル旨ヲ陳スルニ至レリ抑〻道德ノ衰頽ヲ憂ヘ世ノ澆季ヲ歎スルハ古來慨世志士ノ常套ニシテ獨リ今日ニ創ラスト雖モ、細々維新以來社會ノ情狀ヲ察スルニ人智ノ開發セルニ反シ道德ノ愈〻薄弱ヲ加ヘ之ヲ往時ニ比較スレハ幾分カ變態ヲ顯ハセルハ覆フヘカラサル事實タリ是レ抑〻何ニヨリテ然ルカ必スヤ由來スル所ナクンハアラス今其原由ノ著明ナル者ヲ左ニ列擧シ以テ之カ救濟ノ方法ニ論及セントス

抑〻封建ノ時代人各其職ヲ世々ニシ社會ノ階序儼然トシテ存シ智能アルモノモ其家ニアラサレハ以テ上位ニ立ツヘカラサルノ時ニ在テハ學問ノ要甚タ微キカ故ニ學問ハ士人以上ノ事トシ而シテ農工商ハ舊例故慣ニ依テ其職業ヲ營ムニ止リ廣ク利用厚生ノ方法ヲ講スルコトヲ務メサリシモ維新以來ハ外交大ニ開ケ諸外國ト共ニ富强ヲ競ハサルヲ得サルノ時ニ方リ教育法ヲ實施セントスルトキハ勢ヒ學問ヲ重シ智識ヲ進ムルヲ務メサルヲ得ス是レ當時ノ教育社會ノ趨勢ニ於テ修身國體ノ科目ヲ揭ケタルニモ拘ラス其實際ニ至テハ智育ノ一方ニ偏シ自ラ道德ノ教育或ハ弛慢ニ傾キシ所以ナルカ其後當局者モ自然德育ノ弛慢ニ流ンコトヲ憂ヒ十三年ノ改正教則ニ於テハ重キヲ德育ニ置キ生徒ノ德性ヲ涵

養シ尊王愛國ノ志氣ヲ感發シ實業ニ適切ナル智識ヲ與フルヲ以テ要旨トシ後又忠孝彝倫ノ道ヲ以テ教養ノ本トスル旨ヲ達シテ相當ノ注意ヲ喚起スルニ至レリ

然ラハ則チ道德界中今日ノ變狀ヲ來セル主因ハ從來教育ノ方法智育ニ偏シタルニ在ルカ曰ク猶ホ數多ノ原因ナクンハアラス抑〻國家革新ノ際ニ當リテハ往々社會萬般ノ事ヲ席卷シ其餘勢或ハ固有ノ美習良俗ヲモ幷テ破壞スルニ至ルハ之ヲ前史ニ徵シ歷々見ル所ナリ明治維新ハ實ニ我國未曾有ノ革新ナリ其勢ノ趨ク所亦舊物ヲ破壞スルニ至リタルハ勢ノ免レサル所ニシテ禮數秩序ノ嚴ナルハ新社會ノ風潮ニ協ハサルノ感アリ孝悌忠信ノ教ハ自主自由ノ義ニ合ハサルノ想アリ是ニ於テ禮義廉恥ヲ說クモノハ以テ頑陋トシ忠孝順良ノ人ハ以テ卑屈トスルニ至リ人皆競フテ泰西ノ文物風習ヲ模倣シ彼ノ日新ノ學問智識ヲ求ムルニ急ニシテ道德ノ貴ムヘク重ンスヘキヲ顧ミサルモノヽ如シ是レ亦今日ノ狀態ヲ致セル一因タラン

封建ノ時代ニアリテハ士人ノ間所謂武士道ナルモノアリテ以テ社會道德上充分ノ制裁タリ苟モ不忠不孝怯懦無恥ノ行爲アルモノハ啻ニ政法上ノ譴罰ヲ受クルノミナラス亦社會ノ齒セサル所トナリ自ラ身ヲ容ルヽノ天地ナキニ至ル是ヲ以テ此風自ラ延ヒテ他ノ三民ニ及ヒ終ニ全社會德義ノ重ナル制裁トハナレリ而シテ王政維新士ノ常職ヲ解クヤ其所

謂武士道ナルモノハ一朝ニシテ土崩瓦解シ復タ此ノ輩固ナル道德ノ制裁ヲ失フニ至ル是ニ於テ當年節義廉恥ノ風漸ク新社會ト共ニ一變セントスルノ傾向ヲ生セリ是レ亦今日ノ狀態ヲ致セル一因タラン

明治以前世ノ子弟タルモノハ設備完全ナル學校ノ教育ヲ受クルコトナカリシト雖モ家長ノ威權ハ能ク一家ヲ制御シ且ツ長者ノ智識ハ幼者ニ優ルヲ以テ子弟ノ家庭ニ在ルヤ常ニ父兄ノ提撕スル所トナリ其感化ヲ蒙ルコト大ナリトス蓋シ父兄タルモノハ實ニ又一家ノ師導者タリ是ニ於テ父兄子弟ノ間ニハ自ラ犯スヘカラサルノ威愛アリテ家庭教育ノ實効少カラサリシカ明治ノ革新世局ノ一變セショリ社會ノ事物皆新ヲ尊ヒ舊ヲ厭ヒ學校教師ノ說ク所教フル所或ハ父兄ノ識了スル所ニアラス是ニ於テ子弟ハ智識ヲ得テ傲慢ノ心ヲ生シ父兄ハ自ラ其固陋ヲ顧ミテ退縮ノ風アリ父兄子弟ノ間ニ存スルモノハ唯自然ノ恩愛ニ止マリ而シテ家庭ノ教訓感化ハ殆ト微弱トナルニ至レリ是レ亦道德今日ノ狀態ヲ致セルノ一因タラン

從來東洋倫理ノ道ニ於テ師ハ君父ト竝ヒ立チテ三生ノ一トシ師弟ノ情誼ハ今日ノ如ク冷淡ナラス且其師タルモノハ假令碩學耆德ナラサルモ其德望學識ハ皆子弟ノ師表タルニ足ルモノアリ父兄先ツ之ヲ尊重シ子弟ハ之ヲ以テ畢生ノ標準トシ其師タルモノモ啻ニ智識ヲ教授スルヲ以テ足レリトセス躬行實踐シテ子弟ニ之カ儀範ヲ示セリ故ヲ以テ其涵養スル所自ラ深ク後來身ヲ世ニ處スルニ至リ自ラ社會ノ風紀ヲ維持スルニ足ル當時教育ノ道甚タ開ケサリシト雖モ而モ能ク教育ノ正鵠ニ達スルヲ得タルモノト云フヘシ然ルニ維新以來學事ノ局面一變シ法ヲ歐米ニ採リテ教育ヲ施スニ當リ舊來ノ師匠復タ今日ノ教師トナルコト能ハス勢ヒ日新ノ學術ニ通スルモノヲ擧ケテ教師トナサヽルヲ得ス而シテ其日新ノ學術ニ通スルノ輩ハ率ネ其齡少ク德望ヲ得ルコト舊來ノ師匠ノ如ク未タ充分ナルニ至ラス生徒ハ唯其知ラサル所ヲ教師ニ學ヒ教師ハ單ニ其知ル所ヲ生徒ニ授クレハ卽チ足レリトナスカ如キ師弟ノ間ニ所謂賣物買物ノ關係ヲ生シ或ハ其父兄タル者ヲシテ常ニ子弟ヲ誡メ智識ヲ教師ニ授カルモ其行儀作法ヲ見習フヘカラスト言ハシムルニ至ル事情此ノ如シ何ンソ舊時ノ如キ深厚ナル情誼ヲ其間ニ望ムヘケンヤ是レ亦今日ノ狀態ヲ致セル一因タラン

維新以來彼ノ長ヲ採リ我短ヲ補フ爲メニ變革ヲ來シタルモノ一ニシテ足ラス而シテ就中法制ノ變革ノ如キ最モ著大ナルモノトス試ニ明治三年創定新律綱領ヲ案スルニ卑幼ノ尊長ニ於ル弟妹ノ兄姊ニ於ル妻妾ノ夫ニ於ル又雇人ノ家長ニ於ル弟子ノ授業師ニ於ル等皆特ニ重刑ヲ加ヘ兩々ノ間殆ント比較スヘカラサルノ區別ヲ設ケタリ六年改定律例ヲ發布シ概シテ右等ノ重刑ヲ輕減セリト雖モ其區別ニ至リテハ尙依然トシテ存セリ而ルニ十三年頒布ノ刑法ニ於テハ大ニ泰西ノ法ヲ參酌シ更ニ一般ノ刑罰ヲ寬ニシ又個人權利ノ貴重スヘキヲ明ニシ其標準ハ主トシテ國家ニ對スル加害ノ輕重ニ依リタルモノヽ如シ從來我國ノ制重キヲ一家ニ置キ輕キヲ個人ニ歸セシヲ以テ法制上個人ノ權ハ輕ク尊長家長ノ權頗ル重カリキ之ヲ以テ當時忠孝ノ道ハ唯々教育上涵養スルノミナラス實ニ當時ノ法制モ亦大ニ其維持ニ與リテ力アリタリト云ハサルヘカラス然ルニ維新ノ後ニ至リ法制上個人權利ノ大ニ擴張セルヲ見テ孝悌忠信ノ道ヲ誤解スルモノアリ蓋シ法律ハ素ト社會ノ安寧秩序ヲ維持保有スルヲ標準トシテ設ケラレタルモノナルヲ知ラス苟モ法律ノ範圍內ニ於テサヘ行動セハ道德上ニ於テハ毫モ顧ミル所ナシト思慮セルモノヽ如ク親子相訟ヘ親族互ニ爭ヒ得々然トシテ毫モ怪マサルモノアルニ至ル是レ亦今日ノ狀態ヲ致セル一因タラン

人文未開ノ世ニ在テハ風俗素朴ニシテ生計ヲ營ムコト甚タ易ク從テ詐僞變譎ノ風行ハルヽコト少ク萬般ノ世事多クハ社會ノ制裁ニ由リ自ラ調停スルコトヲ得タリ之ヲ聞ク昔時ニ在リテハ金錢貸借ニ抵當ヲ求メス證人ヲ要セス只一通ノ證書ニ若シ返還ヲ怠ルトキハ御笑可被下候ノ文字ヲ記入シ之ヲ交附スルニ過キスト是レ稠人公衆ノ中ニ於テ嘲笑セラルヽトキハ無上ノ恥辱トシテ社會ニ出ツルノ面目ヲ失ス

ルカ故ナリ人心ノ偏ニ德義ヲ尊重スル知ルヘキナリ維新以前社會ニ於テ昇平ノ久キ士人以上ハ世祿ヲ食ミ農工商亦多クハ世襲ノ職業財產アリテ各其分ニ安ンシ上ヲ敬シ下ヲ愛シ廉恥ヲ重ンシ信義ヲ貴フノ心甚タ深ク社會ノ制裁ハ大ニ風俗ノ淳良ヲ助成シタリ然ルニ維新以來世局一變シ一方ニ於テハ外國ノ交通益々開ケ百般ノ學藝愈〻興リ智識大ニ進ミ驕奢日ニ長シ人心ノ欲望ヲ增加スルモノ一ニシテ足ラス他ノ一方ニ於テハ士人ノ職祿ヲ失ヒシト同時ニ農工商モ亦世傳ノ職業ヲ變シ或ハ專賣ノ特許ヲ失ヒ其他稅法ノ改正商工業ノ激變等ニ由リ職業財產ニ影響ヲ及ホシタルコト少ナカラス富豪ノ舊家ニシテ忽焉破產ノ不幸ニ遇フ者アリ無賴ノ匹夫ニシテ一朝機ニ投シ巨萬ノ暴富ヲ致ス者アリ貧富常ナク名利只趁ヒ生計ノ困難ナル未タ曾テ今日ノ如キモノアラス故ニ人々自營ノ途ニ汲々トシテ他ヲ顧ミルニ遑アラス智力競爭ノ弊遂ニ詐計友ヲ欺キ變譎人ヲ陷レ隣保相爭フテ自ラ怪マサルモノアルニ至ル是レ亦今日ノ狀態ヲ致セル一因タラン

維新以來漸ク德義ノ變狀ヲ來セル所以ヲ探求スレハ職ト等ノ原因ハ皆文化ノ發達ト時勢ノ推移トニ隨伴スル流弊ニシテ方今ノ如キ經通的社會ニ於テ實ニ避クヘカラサル現象トス然リト雖モ德義ナルモノハ國民ノ生存競爭上ニ於テ須臾モ缺グベカラザル鹽タリ又結帶ニシテ邦家ノ隆替ニ關スルコト極メテ廣且大ナリ若シ國民ニシテ德義ノ鹽ナク結帶ナクンハ邦家ハ忽チ解體腐敗ニ歸センノミ特ニ我國ノ如キ特殊ノ國體ヲ有スル國ニ於テハ最モ國民ノ德性ヲ涵養シ忠君愛國ノ志氣ヲ感發セサルベカラス若シ夫レ德義ニシテ深ク涵養スルコトナク又忠愛ノ志氣ニシテ大ニ感發スルコトナカランニハ其レ何ヲ以テカ此萬國ニ超絕スル國體ヲ萬世無窮ニ維持スルコトヲ得ヘキヤ今ニシテ早ク之カ救濟ノ策ヲ講ゼスンハ滔々回ラス國家ヲ永ク不測ノ深淵ニ沈淪セシメ以テ百世ノ悔ヲ遺スアラントス

然リト雖モ今之カ救濟ノ策ヲ講スルニ志士ノ慨言スル所果シテ事實ノ眞相ヲ穿テルカ將タ幾分カ皮相ノ見ヲ免レサルカ能ク之ヲ事理ニ推シ之ヲ事實ニ徵シ以テ其眞相ヲ洞見セサルベカラス若シ事理ニ推シ事實ニ徵セス漫ニ世人ニ雷同シテ禮義地ヲ掃ヒ道德身ヲ離ルト言ハヽ大ニ其事實ヲ錯認スルモノアラン試ニ看ヨ維新以前ニ在テハ人ニ士農工商ノ別アリテ士人ハ世襲ノ治者ニシテ農工商ハ累代被治者タルノ位置ニ立チ士人獨リ權勢威力ヲ專ニセルハ自然ノ數ニシテ從テ學問智識ヲ備フル者亦士人ニ多カリキ故ニ士人ノ農工商ヲ蔑視スルコト恰モ臣從ノ如ク農工商ノ士人ヲ畏怖スルコト亦主君ノ如ク而シテ農工商ノ士人ニ對シ無禮ヲ行フトキハ士人ハ一刀ニ之ヲ切棄ツルヲ例トシ所謂切棄御免ハ

武士ノ特權ナリト公認セラレ世間復タ之ヲ怪ムモノナシ又四民ノ外ニ穢多非人ト云フ者アリ其住所ヲ劃シテ別々部落ヲナシ世々卑醜不潔ノ職業ニ從事シ因襲ノ久キ人ニシテ人ニ非サルカ如キ別樣ノ一種族トナリ世人ノ之ヲ見ルコト恰モ禽獸ノ如ク社會ノ交際ヲナスコトヲ得サルノミナラス他ノ四民ト席ヲ同クシテ談話スルコトモ得ザリシナリ然ルニ維新以來士人ハ世襲ノ職祿ヲ併セ失ヒ其境遇農工商ト異ナル所ナク四民同權ノ世トナレリ此ニ於テ數百年間持續セシ社會ノ形狀頓ニ一變シ從前卑屈ノ境ニ蟄伏シタル農工商ハ一躍シテ直ニ士人ト對等ノ位置ニ上リテ文武ノ顯職ニ就キ而シテ尊大ノ地ヲ占メタル士人ハ一轉シテ農工商ト伍ヲ同クセサルヲ得サルノミナラス曾テ禽獸視シタル穢多非人モ平民トナリ曾テ士人ト選ム所ナク優勝劣敗ノ勢智者ハ愚人ヲ壓シ富人ハ貧者ヲ制シ而シテ一時上下相浸シ尊卑長幼其秩序ヲ失シタルカ如キノ觀ヲ一時呈スルノミ細ニ之ヲ道理ト實際トニ徵スルトキハ之レ元ヨリ人世自然ノ變遷ニ伴フタル結果ニシテ更ニ怪ムニ足ルモノナシト雖モ故老ノ眼ヲ以テ見ルトキハ農工商ノ士人ニ接スル對等ノ禮ヲ以テスルモ猶ホ傲慢無禮ノ感ナキ能ハス而シテ士人ノ農工商ヲ待ツ對等ノ禮ヲ以テスル亦自ラ卑賤ニ陷リタルノ想ナキ能ハス之ニ由テ直ニ社會ノ秩序土崩シテ禮節跡ヲ絕チタリト疾呼スルハ其感情ニ於テ大ニ憐ム可キモノアルモ悉ク之レ正當ノ觀察ト認ムルコトヲ得ズ是レ察セスンハアルヘカラス

凡ソ時世ノ推移ニ伴ヒ社會ノ事物亦隨テ變遷スルハ免レサルノ情勢ニシテ或ハ其外形精神共ニ變スルモノアリ或ハ單ニ其變化ハ外形ノミニ止マリ精神ハ毫モ變化ヲ受ケサルモノアリ維新以來外交大ニ開ケ西洲ノ文明東漸シ社會ノ事物其影響ヲ蒙ムルモノ甚多ク文物制度ノ大ヨリ以テ家居衣食ノ微ニ至ルマテ大抵則ヲ彼ニ取ラザルナキヲ以テ其衣食住ニ伴フ所ノ習俗行儀亦隨テ變シタリ例ヘハ坐禮ノ立禮トナリタルカ如ク低頭ノ握手トナリタルガ如ク其類ヲ擧グレハ僕ヲ更フルモ盡クル事ナシ蓋シ坐禮ノ立禮トナリタルガ如キ低頭ノ握手トナリタルガ如キハ畢竟新舊家居ノ變化ニ伴フ所ノ自然ノ結果ニシテ其變化ヲ受ケタルハ唯外形ニ止マリ其精神ニ至リテハ毫モ變化シタル事ナシ何トナレバ人人互相間ノ禮意ヲ表スルニ就キテハ古今少シモ變化シタル事ナケレバナリ然ルニ世人往々時世ノ遷移ト衣住ノ變化ニ伴フノ止ムヲ得サルコトヲ審思セス其外形ノ昔時ニ異ナルヲ見テハ無禮トナシ秩序ヲ失フトナシ慨嘆スルモノナキニシモアラス是レ亦察セスンハアルベカラス

之ヲ要スルニ世人ノ慨言スル所甚タ酷ニ過キタルモノアリト雖モ維新以來政治風俗共ニ其舊觀ヲ改ムルニ隨ヒ道義界ニ於テ亦上下尊卑ノ秩序及人々互相ノ關係ヨリ延テ道義表式ニ至ルマテ變化ヲ受ケタルハ掩フベカラサル事實ナリ

故ニ今ヤ能ク之ヲ導キ之ヲ誘以テ時世ニ恰當シ道義ノ本領ヲ安著セシムルコトヲ務メザルベカラズ

夫レ弊害ヲ矯正スルハ其弊根ヲ除去スルヨリ良キハナシサレハ今道德ノ挽回ヲ謀ラントセバ其變態ヲ來セル原因ヲ除去スルニ如クハナシ而レトモ上ニ列擧スル所ノモノヲ見ルニ皆是レ世態ノ變遷時勢ノ推移ニヨリテ自ラ馴致シタルモノニシテ之ヲ除キ之ヲ去ルコト恰モ激流ニ遡ルカ如ク到底彼岸ニ達スルコト能ハサルヘシ例ヘハ教育法ニ就テ云ハンカ今日ノ社會ハ宇內諸國ト共ニ富强ヲ爭ハサルヲ得サルノ狀勢ナレハ昔時ノ社會ニ於ケルカ如ク單ニ經學文章ヲ講スルヲ以テ足レリトスヘカラス須ク廣ク學術ヲ修メ智識ヲ研キ以テ世務ヲ開カサルヘカラス然ルニ宇內ノ大勢ヲ察セス漫ニ舊時ノ教育法ヲ復興セントスルカ如キハ決シテ時情ノ許ルサヽル所ナリ又彼ノ武士道ノ如キハ今已ニ封建ノ殘夢ニ屬シ之ヲ今日ノ天地ニ恢復スヘカラサルハ更ニ喋々ヲ竢タスシテ明ナリ又今日親子師弟ノ關係ノ如キハ甚タ痛嘆ニ堪ヘズト雖モ之ヲ全ク往時ノ狀態ニ回復スルコトヲ得ヘキヤ蓋シ家庭教訓ノ實擧ラス師弟情義ノ淡泊ニ失スルカ如キハ現在社會ニ於テ最モ矯正スルヲ要スル所ナレトモ本是レ親子師弟智德ノ懸隔ヨリ起レルモノナルヲ以テ其回復ハ之ヲ將來ニ期スヘキモ決シテ之ヲ今日ニ望ムベカラス法律ニ於テモ亦然リ昔時簡朴ノ社會ニ適シタル法律ヲ以テ繁雜

綜錯ヲ極ムル現在ノ社會ヲ律セントスル換言スレハ人文未タ大ニ發達セザル當時ノ法律ヲ以テ文明天ニ中スルノ世界ニ復用セントスル如キハ決シテ能ハサル所ナリ然ラハ今日ノ法律制度之ヲ往日ノ例ニ據ラシムヘカラサルコト太タ分明ナリトス夫レ維新以來道德ノ變態ヲ誘致シタル諸種ノ原因ハ皆之ヲ除キ之ヲ去ル能ハサルヤ此クノ如シ然ラハ道德ハ遂ニ挽回スルヲ得サルカ之ヲ自然ノ成行ニ委センカ苟モ國家ノ安危意ニ介スルニ足ラストスレハ可ナリ若シ然ラスンハ道德挽回ノ法ハ百方之ヲ求メサルヘカラス

是ニ於テ深ク思フニ其挽回ノ法之ヲ教育ニ求ムルヨリ良キハナシ而シテ教育ノ衝ニ當リ能ク其實ヲ擧ケ其効ヲ奏スルハ寔ニ教員其人ニ在リ假令ヒ學校ノ設備如何ニ整頓スルモ學科ノ編成如何ニ完全ナルモ若シ教師ニシテ適良ナラサルトキハ遂ニ教育ノ目的ヲ達スルコト能ハス特ニ德育ニ於テハ其成果ノ如何全ク教員ノ良否ニ由リテ岐ルモノナリト云フモ蓋シ過言ニアラサルヘシ顧ミテ現時職ニ教員ニ在ルモノヲ觀レハ智識德望ヲ兼備スル者甚タ少ク從來德望アル者多クハ日新ノ智識ヲ缺キ今日ノ教員タルニ適セス日新ノ智識ヲ有スル者德望未タ必シモ全カラス加之概シテ其年齒少ク其俸給薄ク其位置亦安固ナラスト云フヘシサレハ此境遇ニ在ル教員ヲ率ヒテ教育ノ重任ニ當リ道德挽回ノ大業ヲ襄成センコト誠ニ容易ノ業ニアラス乃チ知ル教育ニヨリ以テ今日ノ急務ニ應セントスルハ先ツ現在ノ教員ヲシテ益々智德ヲ進メシメ其待遇ヲ厚クシ其位置ヲ高クシ更ニ將來教員タルヘキ者ヲ養成シ以テ善良ナル教員ヲ得ルニ在ルナリ而シテ文部省ハ從來茲ニ注意シ教員養成ノ法ヲ畫シ其待遇ヲ厚クシ其位置ヲ安固ナラシメンコトニ力ヲ致タセリト雖モ未タ充分ニ其目的ヲ達スルヲ得ス而シテ教員中學識アリ才氣アリ後來望ミヲ屬スヘキモノ往々去ツテ他ノ業務ニ轉スルアリ蓋シ今日ノ教員タルモノ殊ニ小學校教員ノ如キハ其俸給猶ホ極メテ薄ク一身ノ生計ヲ營ムニ足ラス又固ヨリ家族ノ計ヲ爲スヲ得ス輾轉他ノ業ニ移ルモ亦謂レナキニアラス加之革新ノ後未タ幾何ナラス人間風雲ノ情ヲ動スモノ決シテ尠ナカラス乘スヘキノ機會多ク博スヘキノ名利多シ事態此ノ如クナルヲ以テ去就常ナラス機ヲ見テ他ノ業務ニ轉スルコトアルハ實ニ自然ノ情ニシテ徒ニ之ヲ禁遏セントスルモ得ヘカラサルナリ教員ノ情況此ノ如シ何ソ良好ノ結果ヲ得ルヲ望ムヘケンヤ是レ實ニ自然ノ勢ニ出ツルモノナリト雖モ而モ國家前途ノ爲深ク痛歎セサルヲ得ス此ニ因テ之ヲ觀レハ教員ノ狀態ヲ改良シ教育ノ實効ヲ擧ケントセハ務メテ教員ノ待遇ヲ厚クシ其位置ヲ高メテ內顧ノ憂ナカラシメ以テ終身ノ地トナスヲ得シメ尙進ミテハ子孫ヲシテ其惠ニ依ルヲ得シムルノ外他ニ良法ナカルヘシ是レ曩キニ小學校令中教員ニ關スル規程ヲ確立シ且特ニ教員退隱料及遺族扶助料法ノ公布ヲ要セシ所以ナリ顧フニ今日ハ社會ノ秩序漸ク整ヒ又前日ノ比ニアラス從テ輾轉業務ヲ變スルコト將ニ難カラントス此時ニ際シ恰モ教員任免ノ規程及退隱扶助ノ法ヲ實施スルトキハ能ク教員ヲシテ其位置ニ安セシムルヲ得老練篤行ノ良教員ヲ得ルニ庶幾カランカ

夫レ此ノ如クニシテ誠心教育ニ從事セントスル適良ノ教員ヲ得ルトキハ其効果ハ實ニ大ナルモノアラントス遠クハ善良ノ父母善良ノ人物ヲ造出スル素地ヲ爲シ近クハ子女ニ强大ノ感化ヲ與ヘ淳美ナル德性ヲ涵養シ純潔ナル道義ノ果實ヲ結フヲ得ルニ至ラントス此ノ如クナルトキハ教員ハ子女ノ欽仰スル所トナリ父母ノ尊信スル所トナリ又以テ社會公衆ノ儀範タラントス然ルトキハ其報酬ハ僅少ニシテ質素ノ生ヲ營ミ纔ニ不時ニ備フルヲ得ルノミナルモ其德望ハ其地位ヲ高ムルニ足リ衆心ノ歸向スル所トナリ有爲ノ士振テ身ヲ教育界ニ投スルニ至ラン果シテ然ラハ教員愈〻善良ニシテ教育ノ目的益々能ク達スルコトヲ得家庭ノ訓誡ヲシテ効果アラシメ社會ノ制裁ヲシテ勢力アラシメ國家ノ隆盛臣民ノ慶福大ニ增益スルヲ得ヘキナリ

夫レ教育ノ實ヲ擧ケ近クハ善良ノ感化ヲ子女ニ與ヘ遠クハ善良ノ父母人物ヲ造出スルノ素ヲ成スハ主トシテ教員其人ヲ得ルニ由ルト雖モ亦教育ノ施設ノ方針ニ依ルモノ少シトセス既ニ上述スルカ如ク維新以來社會ノ需要スル所ハ智

識ノ一方ニ急ニシテ道德ハ措テ之ヲ顧ミルニ遑アラス之ヲ以テ教育モ亦專ラ智育ニ偏シタルノ觀アリキ爾後二十餘年間教育ハ社會ノ需要ニ應シテ之ヲ充タスヲ得且時勢將ニ一變シテ其需要モ亦新ナラントスルノ兆アルヲ以テ目下教育上主トシテ力ヲ用ユヘキハ德育ヲシテ智育ト併行セシムルニ在リ然リト雖モ德育施設ノコトハ之ヲ智育ニ比シ頗ル難キモノアリ深ク其方法ヲ調査研究スルヲ要ス例ヘハ教科書ノ編纂及其採擇ニ關スルコトノ如シ抑〻教科書ノ良否ハ教育ノ成果如何ニ關スルコト少シトセス而シテ從來其編纂及採擇共ニ德育上ノ注意未タ足ラサルモノアリ今後ハ更ニ深ク德育ニ資センコトヲ努メサルヘカラス然レトモ德育ノ事タル獨リ修身書倫理書ノミニ依リテ教訓スルヲ以テ足レリトスヘキニアラス他ノ教科ヲ授クル際ニモ常ニ德義ノ感化ヲ與フルヲ要トセサルヘカラス果シテ然ラハ教科書ノ編纂採擇等ニ注意シ歷史讀本等ニ於テモ尙ホ兒童ノ德性ヲ涵養スルニ足ルノ資料ヲ充分ニ排置點綴スルヲ努メサルヘカラス且我國民ノ特質ニ基キ忠孝彝倫ノ道ヲ講述セル書籍ヲ編纂シ以テ教員等ヲシテ據ル所ヲ知ラシムルカ如キハ頗ル困難ノ事業ナリト雖モ世ノ碩學耆德亦其任ニ當リ之ヲ大成スルニ至テハ德育ニ資スルコト實ニ大ナラントス曩キニ辱クモ我　天皇陛下ハ深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ本年十月三十日ヲ以テ勅語ヲ下シタマヒ我國ノ精華タル忠孝彝倫ノ道

ヲ修メ開物成務ノ要ヲ習ヒ以テ奉公護國ノ實ヲ擧ケサルヘカラサルコトヲ指示セラレタリ我　帝國臣民殊ニ吾等教育ノ職ニ任スル者ハ鞠躬盡瘁以テ勅語ノ旨趣ヲ貫徹スルコトヲ努メサルヘカラス

抑〻德性ノ涵養ハ口之ヲ說キ書之ヲ述フルモ以テ充分ノ効ヲ奏スヘキニアラス教員タルモノ須ク道義ノ本領ヲ保チ每事躬行實踐以テ行爲ノ儀範ヲ示サヽルヘカラス聞ク歐洲ノ或國ニ於テハ小學校ニハ必ス國君ノ眞影ヲ備ヘ每ニ欽仰崇敬セシメ以テ忠愛ノ志氣ヲ感發セシムルモノアリト我國ニ於テモ高等小學校ニハ特ニ　兩陛下ノ御影ヲ下賜セラレタレハ教員タルモノハ之ニ奉對シ每ニ率先シテ欽仰崇敬ノ禮義ヲ表シ子弟ヲシテ自然忠君愛國ノ志氣ヲ感發セシムルコトヲ要ス然リ而シテ一般ノ小學校ニ至リテハ未タ御影下賜ノ榮恩ヲ荷ハス異日僻陬僻鄉ノ小學ニ至ルモ同シク下賜ノ恩榮ヲ荷ヒ三大節等ニ於テ親シク欽仰崇敬スルコトヲ得ルノ場合ニ至ラハ德育上裨益ヲ得ルコト極メテ多キヤ必セリ

學校ノ規律管理法ノ教育ニ於ケル極メテ緊要ノ關係ヲ有スルコト決シテ教科書ニ讓ラサルモノトス若シ其規律善カラス管理ノ方法其宜キヲ得ザルトキハ善良ノ子弟ヲ造出スルコト望ミ難カルベシ從來此點ニツキ當局者大ニ意ヲ用フル所ナリト雖モ將來尙深ク德性涵養ニ資センコトニ注意シ之カ方法ヲ設クルコト極メテ肝要タリ若シ學校ハ單ニ智育ノミヲ以テ足レリトセバ其規律管理ハ唯ダ授業上ニ妨害ヲ生セサルヲ以テ目的トシテ足ル然リト雖モ苟モ教育ハ單ニ智育ニ偏スヘカラサルノミナラズ亦大ニ重キヲ德育ニ置カサルヘカラストセハ其規律管理從テ德性涵養ノ精神ニ協ハサルヘカラス左レハ大ニ此點ニ注意シ順良ノ習慣ヲ養成シ溫厚ノ氣質ヲ陶冶スルヲ務メザルベカラズ翻テ輓近社會ノ狀態ヲ觀察スレハ德育ノ論大ニ奮ヒ起リ一二年以來或ハ修身書倫理書ヲ編纂スルモノアリ或ハ修身科教授ノ法ヲ講究スルモノアリ要スルニ社會大ニ德義振張ノ必須ヲ覺ルノ運ニ向ヘリト云フヘシ此時ニ當リ學校ノ管理其宜ニ適シ教員其人ヲ得以テ監督ヲ怠ルコトナクンバ恰モ內外相應スルノ狀アリ効果ヲ奏スルコト幾分ノ速ナルヲ得ンコト疑フヘキモノナシ道德ノ將ニ奇矯ニ馳セントスルヲ挽回シ以テ今日ノ流弊ヲ救フノ法蓋シ多端ナルヘシト雖モ其主要ナルモノヲ擧クレハ大累上述スル所ノ如シ而シテ中ニ就テ教育ノ狀態ヲ改良シ善良ノ教員ヲ得ルヲ以テ最モ緊急ノコトヽス教員ハ實ニ國民ノ智德ニ最大ノ關係ヲ有スルモノナレハ之ヲ遇スルノ禮厚クセサルヘカラス之ヲ置クノ位地固クセサルヘカラス玆ニ德育ニ關シ余カ信スル所ヲ述ヘ以テ各位ノ參考ニ供ス

此稿ハ明治二十三年余奉職文部大臣之際ニ方リ教育勅語下賜ノ事アリ依テ之カ施行ノ方法ヲ考究シタルトキ僚屬ヲ鳩メテ口演シ書記官ヲシテ傍ヨリ筆記セシメタル稿本ナリ

顯正誌

三五　勅語奉體に關する府縣知事の解答

安場福岡縣知事ノ答

貴聞ノ如ク小官等內務省ニ會同シ教育ニ關スル勅語ヲ實際ニ貫徹セシムルニ付キ評議シタリ今其要ヲ擧テ閣下ノ貴問ニ應セン抑該勅語ノ恩惠ハ全國一般ニ浹洽スヘキハ勿論ナルカ特ニ九州地方ニ於テハ其感情ヲ深クセリ恐ナカラ該勅語ハ一言一句金科玉條一モ完全ナラサルナシト雖トモ之ヲ天下ノ學生生徒ノ腦裏ニ徹底セシムルハ實ニ教育ノ指南タル教員ノ責任ニ屬セサル可ラス地方教育ノ實際ヲ考フルニ尋常中學校又ハ高等小學校ヲ卒業シタル子弟ハ皆東京ニ到ラサレハ成學スルヲ得スト爲シ之カ父兄タルモノモ亦子弟ヲ東京ニ遊學セシムルカ爲メニ要スル費用ノ負擔ニ困難ナルヲ忍ヒ已レノ子弟ヲ國家ノ材器ニ充テントスルノ熱心遂ニ其子弟ヲシテ東京ニ遊學セシムルノ實況ナリ聞クカ如ク

ハ東京遊學者ノ數ハ殆ント七萬ニシテ其費用平均一人一月拾圓トセハ實ニ七拾萬ノ巨額ナリト顧ミテ地方經濟ノ情況ヲ見ルトキハ眞ニ愍レムヘキノ生活ニシテ此巨額ヲ負擔セシムルニ堪フルモノニ非サルナリ然トモ此滔々タル東京遊學者ハ果シテ如何ナル結果ヲ得ルヤヲ徵スルニ十中七八ハ浮華輕薄ノ風ニ染ミ遊惰放蕩ノ惡習ニ陷イルモノナリヨシ此惡習ニ陷イラスシテ藝能技術ノ長所ヲ學ヒタルモノト雖モ國家有用ノ精神アルモノニ至テハ殆ント稀ナリ東京遊學者ノ結果夫レ斯ノ如クナルニ拘ハラス父兄ハ子弟ノ思望ヲ充タシテ之ヲ遊學セシムルハ高等中學校ノ學科ハ全國各高等中學校同一程度ナルノ明文ナルモ實際大學ニ進入スルニ至テ東京ト地方トノ卒業生ノ學力ニ差等ヲ生シ偶〻高等中學校ヲ卒業スルモ直チニ分科大學ニ進入スル能ハサルノ情實アルカ如キ蓋シ其原因ナラサルヲ得ンヤ然レハ全國子弟ヲシテ其精神智德ヲ研磨シ都會ノ惡習ニ浸染セシメス能ク勅語ノ精神ヲ實際ニ貫徹セントセハ尋常中學校ト高等中學校ノ聯絡ヲ密接シ且高等中學校ノ教員選擇ニ注意シ東京ト地方トノ高等中學校ノ間ニ學力ノ差等ナカラシメ遂ニ子弟ノ腦髓定マルマテハ東京ニ遊學セシメサルノ仕組ニナランコトヲ欲ス而シテ其高等中學校教員選擇ニ注意スヘシト云フモノハ地方ト東京トノ高等中等校卒業生ノ學力ニ差等アルモノ畢竟教員ノ實力ニ差アルモノ亦大ナル原因ナルヲ信

スレハナリ而シテ子弟ヲシテ東京ニ遊學セシメサルヲ要スルヲ以テ該勅語ヲ貫徹スルニ必要ナリトスルハ固勅語ノ旨趣ヲ腦裏ニ銘記セシメントスルニハ樸實忠良ノ風アル土民ニ風化ヲ與ヘ文質彬々タラシムルコト最モ便ナリ樸實忠良ノ人民今何クニアル實ニ地方ニアリ東京ハ寧ロ此樸實忠良ノ風ヲ喪失セシムルノ地ナリ一旦此氣風ヲ喪失セシム之ヲ薫陶スル亦難キノミ故ニ此氣風ヲ脫セサルニ能ク勅語ノ精神ヲ銘記セシメハ遂ニ一人ヨリ一家ニ及ホシ一家ヨリ一國ニ及ホシ國家ノ美風ヲ顯ハスニ至ランカ而シテ如何ナル手段ニ由テ地方ニ良教員ヲ得ヘキヤ別ニ卑見ナキニ非スト雖トモ凡テ貴省ノ措畫スル所ニ由ルヘキノミ之ヲ措畫セラルヽニ於テ注意アルヘキハ東京ト地方ト同一給料ヲ與フルトキハ地方ニハ生活及ヒ益ヲ得ルノ師友ニ乏シキ不便アリ且地方ニ於テハ唯職務上ヨリ給料ヲ得ルノミニシテ他ノ所得ナキカ故ニ良教員ハ皆東京ニ集マルノ實アルコトヲ酌量シ希クハ良教員ノ地方ニ就職スルヲ以テ名譽トナシ長ク其職務ニ樂マシメンコトノ手段アランコトヲ企望ス高等中學校ニ良教員ヲ得高等中學校ト大學トノ聯絡宜シキヲ得ルニ至レハ勅語ノ旨趣ヲ貫徹スル一手段タルコトヲ信ス是レ頃日各同僚協議ノ要略ナリ

芳川文部大臣ヨリ安場縣知事ニ對スル談話

貴意御尤千萬ナリ教育上教員ヲ以テ最モ重シトスルハ勿論ナルニ其教員ノ地位鞏固ナラサルハ教育ノ大患ナリ往事ノ教育ハ所謂寺小屋流ニシテ當時學問發達セサリシコトナレハ其師匠ノ學問モ隨テ淺薄ナリシハ論ナシト雖トモ其師弟ノ關係ニ到テハ父子ト同シク弟子ノ師匠ヲ恭敬スルノ風欝勃タリシナリ現ニ本官ノ幼時學ヒタル寺小屋師匠ノ如キハ本官ノ父及ヒ兄モ學ヒタル師匠ナリシカ故ニ其行狀風采ニモ歸服シタルコトナリキ然ルニ今日ハ其風習地ヲ拂ヘルハ何ソ教員ノ地位鞏固ナラス教員ハ俸給ノ多少ニ由テ去就ヲ決スルノ勢ヨリ遂ニ感化力ノ乏シキヲ致セルナリ然ルニ過日發布セラレタル教員退隱料遺族扶助法ハ幾分カ此弊ヲ拂フノ助ケタルヲ信ス文部省カ該法ヲ創設セント苦心セシコト一日ノ故ニ非ス今幸機ヲ得テ內閣ノ同意ヲ求メ之ヲ發布シタル次第ナリ要スルニ貴官等協議ノ大要ハ本官ノ同意スル所ナリ

尙勅語ニ就キ一言セン諸君ハ勅語ノ精神ヲ玩味セラレ餘蘊ナク此言殆ント用ナキカ如キモ念ノ爲メ說述センニ該勅語ハ建國ノ大本ニ基ツキ發布セラレタルコトニシテ學派ノ如キニ區々タルモノニ非スト雖トモ之ヲ解スルモノ己ノ好ム所ニ僻スルノ害アリ乃チ勅語ノ精神ハ倫理ヲ正シ公德ヲ貴ヒ公義ヲ重ンスルノ意ヲ含ミ之ヲ研究シテ人間ノ世務一モ洩スナシ然ルニ僻スルモノハ唯其一部ヲ善トシ他ヲ重ンセサルモノアリ例ヘハ漢學者ハ倫理ノミヲ重シトシ皇學者ハ公義ノミヲ重シトシ洋學者ハ公德ノミヲ重シトスルカ如キノ類是ナリ此事ニ付或人ハ態々本官ニ書ヲ寄セテ僻スル所ヲ縷陳シ防クヘキノ注意ヲ求メラレタリ各地方亦是等ノ誤解ナシトセス諸君ノ注意ヲ乞ハントス

安場福岡縣知事曰ク

貴諭一ニ服膺スヘシ別ニ一言ヲ要スルモノアリ師範學校改良ノ事ハ故森文部大臣在職ノ日ヨリ著々從事セラレシモ未タ年淺クシテ充分効ヲ奏スルニ至ラス然レトモ已ニ校長教員ノ待遇ヲ重ンセラルヽコトナレハ必ラスヤ奏功ノ日アルヘシ師範學校奏功ノ日ハ乃チ教育地盤ノ重ナリタルモノナレハ隨テ一般教育進步スヘシ一般教育進步セハ高等中學校重キニ到ルヘシ小官第五高等中學校開校式ニ臨ミ該校ノ實況ヲ見又頃日該校生徒修學旅行トシテ福岡ニ來レル時該校長教員ニ聞クニ未タ一人ノ本科生ナシ該校創立ノ時ハ熊本縣ハ巨額ノ金ヲ出シテ建築セシモ生徒ノ學力ハ校舍ノ輪奐ニ似ス今ヤ一人ノ本科生ナク豫備科ノ下ニ補充科ヲ設ケサルヘカラサル如キノ實況ナリト實ニ遺憾ト云フヘシ可成善良ナル教員ヲ得テ本科生ヲモ教養スルニ至ランコトヲ欲ス

籠手田島根縣知事曰ク

勅語謄本ヲ交附セラレタル後ハ捧讀式ヲ各校ニ行ハシムル計畫ナルモ急ニ御下付ニ到ラサルヲ以テ未タ其場合ニ至

ラス然レトモ全縣中郡役所、町村長、父兄モ大ヒニ悅ンテ該謄本捧戴ノ方法ニ付キ殆ント狂奔ノ姿アリ勅語ノ旨趣ヲ貫徹セシムル方法ニ至リテ小官上京ノ際迄ハ定リ居ラサリシカ併シ都會ト村落トヲ問ハス兒童長幼ノ序ニ應シ能ク精神ヲ布衍シ腦裏ニ印記セシメンコトヲ要ス

丸岡沖繩縣知事曰ク

文部大臣閣下ニシテ該勅語ヲ奉戴シテ始メテ青天白日ノ思ヲナサレタリト云ハル、上ハ幾分カ雲霧ノ疑ヲ有タレシナラン大臣且然リ況ンヤ其他オヤ抑勅語ノ教育ノ主義ハ國家ノ大本ニ基ツカレタルコトナレト人却テ之ヲ知ラサリシモノ故アラン抑王朝ノ舊時佛學大ヒニ廣マリ次テ德川氏ノ治世漢學盛ンニナリタル時水戸ノ光圀大日本史ヲ撰シ青山平田本居等ノ志士皇朝ノ學ヲ起シ建國ノ大本君民ノ關係ヲ知ル手段アレトモ惜哉國學者ノ私有トナレリ又近來皇典講究所古典講習科等ノ設立アリシカ是亦高尙ナルモノニシテ國民一般ニ建國ノ大本君民ノ關係ヲ知ラシムルノ方法ニ非ス然ルニ今ヤ大詔一タヒ下ル人心ノ歸向始メテ定マルヘシ而シテ我沖繩縣等ノ情況ヨリ言ヘハ兒童カ糸、犬、錨ト單語圖ヲ誦讀スル頃ホヒヨリ勅語ノ御旨趣ヲ腦中ニ印セシムルヲ要ス依テ教科書中ニ簡易ナル文字ヲ以テ勅語ノ旨趣ヲ包含セシメンコトヲ祈望ス

松平宮城縣知事曰ク

教育ニ關スル勅語下リテ地方ノ感情如何トハ過日貴省主務局長ヨリ問越レタルコトナリシカ地方ハ皆上下感奮措カス且地方ノ學事ハ本官等ノ負擔スル所ナレハ之ヲ地方ニ貫徹セシメンニハ授業上ナリ教科書ナリ手段ヲ盡スヘシ希クハ全國教育ノ模範タル大學卽チ大學者、大博識者ノ淵叢ニ於テ此勅語ノ感化力ヲ充分ニ發起セハ更ニ効德ノ大ナルモノアラン

芳川文部大臣ヨリ松平宮城縣知事ニ對スル談話

直轄學校ニ關シテハ該勅語下賜ノ翌日大學總長以下ヲ招集シテ傳達シタリシニ或學校長ハ以テ安心立命ノ地ヲ得タリトマテニ悅ヒ次テ大學ニテハ天長節ヲ以テ官報ニ由リ勅語捧讀式ヲ行ヒタリシニ學生一同感佩シタリ其情況ハ內閣總理大臣ヲ經テ上奏シ官報ニモ揭載シタリ

安場福岡縣知事曰ク

府縣立師範學校長ノ俸給ハ國庫負擔ノ制トナレリ實ニ之ノミニテモ地方ノ學事ニ影響スルコト大ナリ然ルニ尋常中學校ハ高等中學校ト小學校トノ連鎖ニシテ其關係スル所大ナルノミナラス其校長ハ少ナクモ學士以上ノ學力ヲ要スルモノナレハ之ニ準シテ待遇ノ渥キヲ加ヘンコトヲ欲ス

三六　德教に關する勅諭の議

德教ニ關スル　勅諭ノ議

我カ叡聖文武ナル

皇上陛下ハ夙ニ德教ノ弛廢ニ赴ントスル傾向アルヲ軫念アラセラレ曩時辱クモ親ク前任文部大臣ニ　勅スルニ德教ノ基礎トナルヘキ要項ノ　勅諭ヲ草スルヲ以テス顯正叨リニ其後任ヲ襲フノ日ニ方リ內閣總理大臣ヲ經テ申テ　勅旨ヲ傳ヘシメラル顯正謹ンテ之ヲ拜シ恐懼措ク能ハス爾來焦心苦慮シテ以テ　勅旨ニ副ハンコトヲ冀フ惟フニ其事苟モ學說ニ關シ理想ニ涉ルトキハ　勅諭ニ對シ他ノ論難攻擊ヲ試ムヘキハ勢ノ免レサル所ナルヲ以テ遠ク既往ニ鑒ミ深ク將來ヲ考ヘ我カ建國ノ大本ニ基キ德教ノ主義ヲ定メ遂ニ勅諭案ヲ草スルニ至ル案成リ淨寫シテ恭ク之ヲ　陛下ニ捧ケ內旨ヲ伺ヒ奉リタルニ大要別紙ノ通ニテ然ルヘシトノ

御沙汰ヲ蒙レリ而シテ

勅諭ヲ發表スルノ方法二アリ既チ高等師範學校ニ　聖駕親臨ヲ仰キテ　勅諭ヲ賜ハランコトヲ願ヒ本大臣之ヲ受ケ以テ訓令ヲ全國ニ發シ普ク衆庶ニ示スカ或ハ不日小學校令發布ノ同時ニ於テ　勅諭ヲ公布セラルヘキカ

其二者ノ一ヲ選用シ　勅諭ヲ發表セラルヽニ於テハ本大臣

聖意ヲ奉體シ務メテ德教ヲ普及擴張セシムルノ方法ヲ設クルヲ任トス故ニ一方ニ於テハ教科書ノ卷首ニ辨スルニ勅諭ヲ以テシ臣民ノ子弟ヲシテ日課ヲ始ムルゴトニ之ヲ拜誦セシメ自然　聖意ノ在ル所ヲ腦裏ニ感銘シ以テ德教ニ風化セシメントス又他ノ一方ニ於テハ耆德碩學ノ士ヲ選ヒ勅諭衍義ヲ著述發行セシメ本大臣之ヲ檢定シテ教科書トナシ倫理修身ノ正課ニ充テントス

蓋シ道德ノ國民ニ缺クヘカラサル猶ホ鹽ノ肉ニ於ケルニ異ナラス鹽アレハ肉全ク道德ナカリセハ國民存セス則チ道德ハ國民ノ鹽ナリ

此レ我カ

皇上陛下ノ　聖念ヲ德教ニ軫セラルヽ所以ナリ茲ニ別紙勅諭草案及其發表ノ方案等ニ就キ謹テ閣議ヲ請フ

明治二十三年九月二十六日　　文部大臣　芳川顯正

內閣總理大臣伯爵　山縣有朋殿

解

說

解說

明治天皇は國民教育の大本に就いて常に大御心を注がせ給うたのであつて、或は重臣を召され或は文教當局者に對して、教育に就いての聖旨を垂れさせ給うたことが屢、であつた。明治時代に於ける國民教育の著しい發展が明治天皇の聖諭を大本としたものであることは、これを拜察し奉る毎に唯々感激を深くするのみである。明治二十三年十月三十日の教育に關する勅語が國民教育の大本に關する聖諭であつたことは申す迄もないことで、當時混亂してゐた德育問題に歸嚮すべきところを御指示遊ばされると共に、これを萬世に亙つて易らざる聖諭として國民に御示し遊ばされたのである。本年は教育に關する勅語が渙發せられて五十年を迎へたのであるが、今本書に掲げられた圖版及び資料を繙きつゝ、明治天皇が如何に國民教育の大本に就いて御軫念遊ばされたかを、明治十年代の聖旨より拜承し、特に教育に關する勅語渙發に就いて如何に深大な叡慮を垂れさせ給うたかを拜察し奉らうとするのである。

明治天皇は明治十一年秋東山北陸東海の諸地方を御巡幸遊ばされたのである。「**御巡行御行列竝御供官員附**」**圖版一**（坂井友五郎編輯、明治十一年八月二十日出版）に示されて居る如く、岩倉俱視、大隈重信その他多くの供奉員を從はせられ、各地に御駐輦あらせられては、親しく縣治民情を御叡覽遊ばされたのである。この御巡幸に際しては宮內省御用掛であつた文學の諸臣も供奉申し上げたのであつて、その中に加つた近藤芳樹、高崎正風等は記念の著作を宮內省より刊行してゐる。卽ち高崎正風は「**千草の花**」**圖版二**（高崎正風編、六冊、明治十三年六月宮內省藏版）を編したのであるが、これは各地の民草が奉つた詩歌奉祝辭等を選錄したものである。近藤芳樹は「**陸路迺記**」**圖版三**（近藤芳樹著、二冊、明治十三年六月宮內省藏版）を著したのであるが、これは日記體として供奉の記錄を殘したものである。この兩著書によつて窺ひ奉るに、明治天皇は各地に於いて學校に御臨幸遊ばされ、親しく教育の實際を御叡覽遊ばされ、又生徒や教職員の奉る詩歌や祝辭を御受け遊ばされたのであつた。然るにこの御巡幸より還御遊ばされて後、極めて重大な聖旨を垂れさせ給うたのである。その一つは勤儉の詔であつて、他の一つは國民教育の方針に關する思召であつた。勤儉の詔はこれを岩倉公に御下しになつて、國民にその旨を傳へしめられたのである。更に畏れ多くも天皇は御親ら勤儉の範を垂れさせ給ひ、又官吏をして先づ勤儉の風を人民に示す樣にと御求めになられたのである。他の一つである國民教育の根本方針に就いては、重臣を御召しになつて叡

旨を文書として整へしめられ、これを當局者に御示しになつて、國民教育の根本精神を覺醒遊ばされんとなし給うたのである。この聖旨は極めて重大な御諭であるので詳細に拜承せねばならない。

明治天皇は維新の頭初より國民教育の方針に就いて屢〻御指示を垂れさせ給うたのであるが、明治十一年秋の御巡幸の際に於ける叡旨を侍講元田永孚をして記さしめられたのである。これが「**教學大旨**」**圖版四**(明治十二年夏頃、元田永孚自筆文書)である。この教學大旨は聖旨として記されてあり、前後二つの部分より成つてゐる。前文は國民教育の根本方針に關するものであり、後文は小學條目二件として特に小學校教育に就いての思召を記されてある。この文書の前文は教育の大方針を御宣示遊ばされたのであつて、最初に我國に於ける教學の要を祖訓國典に基いて御示しになつてある。更に當時の學風が洋風是競ふと言ふ有樣であつたことを御指摘になり、これに警告を發せられてある。而して結びの御言葉に於いては、祖宗の訓典に基いて教學の根本が立てられ、この大中至正の教學を天下に布滿せしめたならば、宇内に坦ることなき教育の大方針となすに足ると宏遠博大なる日本教學精神を宣示遊ばされたのである。小學條目二件に於いては、初等教育改善の二つの點を御指示遊ばされたのであつて、その一つは道德教育の方法に關することであり、他の一つは教育の實際生活化に就いての方針である。道德教育の方法としては、忠孝仁義の心はこれを幼少の時にその腦裏に感覺せしむるを要するとなし、そのためには忠臣義士孝子節婦の畫像を掲げて、これにより其行事を說いて忠孝の大義を第一に感覺せしむることが肝要であると諭されてある。教育の實際化に就いては、去秋各學校を巡覽したが、その教育は農商の子弟に對して唯高尙なことのみを授けてゐる。これでは實地に卽することは出來得ないから、農商の子弟には農商の學科を設けて教育を施すべしとの御諭である。この二點を特に小學校教育に就いて御求め遊ばされたのであつて、當時の教育に對しては極めて適切な御指示であつた。侍講元田永孚はかくの如き重大なる教學の根本に就いての聖旨を奉體してこれを文書として整へるに非常な苦心を重ねたのであつて、元田侍講の詩文集である東皐集の中には三篇の教學大旨草稿があり、その他數篇の草稿が元田家に殘されてゐる。「**教學大旨草稿**」**圖版五**(明治十二年夏、元田永孚自筆文書)はその一つであつて、これは幾度か稿を重ねた後に淨書し、更に加筆した文書である。

明治天皇はこの教學大旨の文書によつて國民教育覺醒の叡旨を御示しになると共に、これを政府の要路に御下げ渡しになり、教育實際の上に速かに實現せられることを御

求め遊ばされたのである。先づこれを内務卿伊藤博文に御示し遊ばされて、國民教育の根本方針及び目今の諸教育方策に關する御下問を垂れさせ給うたのである。伊藤博文は「**教育議**」**圖版六**、**資料一**(明治十二年九月、元田永孚自筆文書)を草して上奏し、以つて奉答申上げたのである。伊藤内務卿の教育意見は、今日倫理が衰ゑたのは明治維新以來の教學方針が誤つてゐた爲ではなく、我國が未曾有の變革に遭遇して思想上生活上に混亂を來した爲であつて、これが覺醒に就いては自から樣々な方策がありとし、學科内容に改善を加へること、教官訓條を設けて教育者の精神を覺醒すること、大學の學生に對する教育の方針その他に就いて述べてゐる。唯この際國教を立てゝこれを行ふといふが如きことは賢哲其人あつて初めてなし得ることで、政府の管制すべきところではないと奉答してゐるが、この點は元田永孚等の思想と著しく異るところがあつた。併し伊藤内務卿のかゝる教育諸方策はこの後文教の方針として實現せられたものが少くないのであつて注目せらるべきである。然るに明治天皇は伊藤内務卿のこの上奏文を元田永孚に御示し遊ばされて、これに就いての意見を御求めになつて居られるのである。元田侍講はこの教育議を精細に檢討して、それに就いての意見を文書として整へ、「**教育議附議**」**圖版七**、**資料二**(明治十二年、元田永孚自筆文書)として上奏したのである。この文書は上奏文と教育議附議との二つの部分より成つてゐるのであつて、教育議の内容を一つ一つ擧げて自からの意見を詳述してある。その或るものには贊意を表し、他のものはこれを反駁したのであつて、その中で特に注目すべき點は、國教に關する意見を述べたところであらう。元田侍講は教育の大方針としての國教が立てられなければならないとする見解であつて、この點に於いて特に强く論述し、今日の如き聖天子を上に奉戴し下には有爲なる閣臣がある時に於いてこそ、この聖業があり得るとなした。今ここに國教と稱しても新たに作られるものではなく、祖訓を敬承してこれを闡明することに存するとして、その樹立の急務なることを述べてゐるのである。その他この教育議と附議とを對照せしめて見て、當時に於ける教學の精神に異つた思潮が存することを窺ひ得るのである。この頃元田永孚が學校に於ける諸學科に關して如何なる思想をもつてゐたかに就いては、「**方今學科につき意見**」**圖版八**(年月不詳、元田永孚自筆文書)に述べられた說によつて知ることが出來る。その意見は教育の根本には道德が存すべきであつて、知識才藝と道德教化との本末を轉倒するが如き教育意見を批判してゐるのである。これ等の文書によつて、明治十年代初頭に於ける教學の實情と、これに就いての聖旨を奉體して翼贊し奉つた重臣の態度を窺ふことが出來るのであ

る。

教學大旨はこれを文教の府である文部省へ御下しになつたことは言ふ迄もなく、當時文部卿であつた寺島宗則がこの聖旨を奉體したのである。これに就いては明治十五年二月に御下しになつた勅諭の中に「今回文部省學制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ初メ朕カ前任文部卿寺島宗則ニ諭シタル以來ノ趣意達セシ者ト看ル」と仰せられてゐることによつてもこれを明かに知ることが出來る。然らば明治十一二年頃の文部省に於ける文教方策は如何なる點に主力を注いでゐたであらうか。丁度この頃明治五年の學制を改革して教育令を公布するといふ時であつて、この教育令は自由教育令とも評されたもので、アメリカの教育行政制度を參照して樹てられたものであつた。この教育令は翌年改正されて再び公布せられるといふ有様で、當時は教育制度の改廢に腐心するといふ際であつた。かくの如き教育行政制度を改めんとした際に、教學大旨が下されたのであるから、聖旨を體しての教育改善は容易ならざることであつた。併し教學大旨の御叡慮による教育の改善は直ちに著手されたのであつて、様々な形をもつて聖旨を奉體するの途を求めてゐたことが窺はれる。その中最も大きな問題は道德教育の内容改善に就いてのことであつて、教學の要として御示しのあつた御精神をこゝに先づ實現せんとしたのである。即ち明治

十三年春に西村茂樹を編輯局長に任命したのであるが、西村茂樹は東洋道德の學者であると共に、既に修身學社を設けて國民倫理運動にも著手してゐたのであるから、最も適任者を得た譯である。西村茂樹は直ちに小學校修身教科書の編纂に著手したのであつた。當時の小學校修身教科書は、その大部分が所謂翻譯教科書であつて、歐米の修身教科書を翻譯したものを使用させてゐたのである。從つて忠孝仁義等の東洋道德に基く修身はかくの如き修身書によつてはこれを授け得なかつたことは言ふ迄もない。西村茂樹はかゝる修身書の内容を改むるために豫ねてより懷いてゐた道德教育に就いての思想に基いて、早速に新しい小學修身書を編輯出版することゝなつた。それが「**小學修身訓**」**圖版九**（西村茂樹選錄、二册、明治十三年四月文部省編輯局印行）である。その内容は和漢洋の道德上意義ある嘉言を集錄したものであつて、これを日夕兒童に誦讀せしめて、道德の根基を培んとしたのである。この書の編纂に就いてはその編纂主意を元田永孚が記してゐるのであつて、その要項は刊本の目次と全く同様であるから、これが恐らくは元田侍講から文部省へ傳へられたものと推測される。それが「**修身書編纂主意**」**圖版一〇**（年月不詳、元田永孚自筆文書）であつて、教學大旨の聖旨が文部省に下されてから、間もなくこれを奉體して修身書改善に著手する頃、記された文書と推定せられる。かくて西村茂樹の小學修身訓は元田侍講の編纂主意を通じて教學大旨の聖旨奉體と深い聯關のあつたものと推察される。

その後これに引き續いて文部省に於いては、小學校及び中學校の教科内容全般に就いての改善を進めたのであつて、明治十四年には小學校教則綱領及び中學校教則大綱が公布せられるに至つた。この教則の編成に就いては特に明治天皇の御内覽を乞ひ奉つた後に公布したのであつて、この間の事情は當時この事務に當つてゐた江木千之の經歷談に詳細に記されてゐる。「**小學校教則綱領起草記錄**」**資料三**（江木千之翁經歷談、上卷）に詳記されてゐる如く、特に小學校に於ける國史の内容が如何にあるべきかに就いての御指示に至つては、聖旨の程如何に廣大であつたかを拜承し得るのである。この教則に基いて教育の改善が進められたのであつて、各教科の内容が日本の文化や生活を考慮に入れたものとなり、その面目が一新された。修身書はこの教則が公布されてから更に改正されたのであつて、「**小學修身書**」**圖版一一**（明治十六年六月、明治十七年十一月文部省印行）及び「小學作法書」等がこれである。その内容は和漢の嘉言を集錄したものであつて、これにより東洋道德に基く德育の振興を計らんとしたのである。單に修身書のみではなく、日常生活の實踐を通じて德の基礎を培んとしたのであつて、作法書の出版はかくの如き意味をもつてゐる。この様な修身書の改善は單に文部省に於いて進められて居たのみではなく、民間に於いて出版せられてゐた多數の修身書もその内容を一新し、歐米道德書の翻譯は全くその姿をかくし、東洋道德を内容とするものが多く出版せられた。「**民間修身書數種**」**圖版一二**によつてその一班を窺ふことが出來るのであつて、修身書と共に作法書禮法書の出版も見られた。かくの如き教科書の改善がなされると共に、教育者の精神を覺醒する目的をもつて、小學校教員心得が公布せられたのであつて、これ等も教學大旨の聖旨を體して進められたことである。又教員の選任に就いて特に儒學を修めた人々を修身科の教師として任用することに就いての方針の如きも、この當時の教學刷新の方策と考へられる。かくの如くにして明治十三年から明治十五年にかけて文部省を中心として聖旨奉體による教育内容の改善が進められたのであつた。

明治天皇は文教の府に於いてかくの如き教學刷新のことが著々とその結果を示しつゝある有様を御叡聞あらせられ、これを御嘉納遊ばされたのである。こゝに於いて明治十五年二月二十二日元田永孚を通じて文部卿福岡孝弟に勅諭を御下し遊ばされたのである。この勅諭を御下し遊ばされるに就いては、元田永孚が聖慮を拜して文教當局との間

に度々往復があつたのであつて、これに關してはその頃の元田永孚日記の記述がよく示してゐる。元田永孚は文部省に於ける教學刷新御嘉納の聖旨を拜受してこれを覺書としたのであつて、それが「**勅諭大意**」**圖版一四**（明治十五年二月、元田永孚自筆文書）である。この覺書の聖旨が福岡文部卿に更に詳細に傳へられたことは元田永孚がこの中に記す如くであつて、福岡文部卿が拜承した勅諭はこれが三條實美自筆の文書「**學制に付き勅諭**」**圖版一三**（明治十五年二月二十二日福岡孝弟拜承、三條實美自筆文書）として今日に傳へられてゐる。この勅諭は三箇條より成り、初めに豫て寺島文部卿に御諭し遊ばされた聖旨卽ち教學大旨の御精神が達したものと見るとして御嘉納の御言葉があり、引き續いて、第一この學制規則を實際に施行すべきこと、第二文部卿が替つた際もこの方針は一貫さるべきこと、第三歐米に傾いた學風を洗除したのはよろしいが、今後風潮によつて他國の教育を參照する際にも他國に偏することがあつてはよろしくないと御諭し遊ばされた。この勅諭は、教學大旨を御示し遊ばされた聖旨を御實現遊ばされ、畏れ多くも小學校の各教科の內容迄も御指示になつた後に御下しになつたのであつて、聖旨による教學刷新が一段落を告げたことを御認め遊ばされた勅諭と拜承される。

明治天皇は聖旨を教學大旨として政府要路の重臣に御示し遊ばされると共に、宮內省に於いても一つの教化の事業を御進め遊ばされたのである。卽ち文學の臣に對して聖旨を奉體して幼學のための教訓書を編纂する樣にと御下命遊ばされてゐる。かくして文學諸臣の力によつて編せられたのが「**幼學綱要**」**圖版一五**（明治十五年、宮內省藏版、七冊）である。この書は國民全般に御下賜になる思召より、明治十五年十二月地方長官を通じて御頒賜になつたのであつて、その際には頒賜の勅諭を拜してゐる。この勅諭には編纂頒賜の思召が次の如く示されてある。「彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ專ラ崇尙スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖モ之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修德ノ要玆ニ在ル事ヲ知ラシム」とある。更にこの書の序文を見るに元田永孚は次の如くにその由來を記してゐる。「明治十二年夏秋之間、臣永孚侍經筵、皇上親諭曰、教學之要、在明本末、本末明則民志定、民志定而天下安、爲之莫先於幼學、汝與文學之臣、宜編一書以便幼學也」と記してある。卽ち明治十二年の夏秋の間、前述した教學大旨を御示し遊ばされた頃に於いて教訓書編纂の御下命があり、文部省に於ける修身書改善等と併行して幼童のための教訓書編纂が宮內省に於いて進められてゐたのである。この書

の編纂に於いては宮內省御用掛であつた高崎、池原、兒玉、仙石、西尾等の諸學者が奉仕したのであつて、元田永孚が主としてその編纂の責任をとつたと見られる。先づ元田永孚は編纂要項を整へて、この書の體裁、內容概略、德目等を定めこれによつて編纂が進められた如くである。「**幼學綱要編纂主意**」**圖版一七**（年月不詳、元田永孚自筆文書）がこれであつて、大旨、引證、事實等が各德目によつて擧げられることゝなつてゐるが、これを刊本と比較して大略はこれに據つて編纂が進められたものと見られる。かくして編纂が次第に進捗し、その內容が大略定まつた際に、目錄を定めてその內容を詳細に列記したのであつて、それを淨書したのが「**幼學綱要目錄**」**圖版十九**（年月不詳、元田家文書）である。この目錄は二十の德目によつて構成され、例言、經語例話、圖等が記されて居て、それは刊本と殆んど同一の順序となつて居るのであつて、唯西洋例話のみがこれから除かれてゐる。この目錄は編纂上主要な項目を擧げた文書としてこの書の編纂事情をよく示してゐる。本書の名稱は初めより幼學綱要と定められてゐたのではなく、新撰幼學書などとも稱してゐて名稱は一定してゐなかつたが、元田侍講はこれを「童蒙修身綱要」とも稱してゐたのであつて、それは「**幼學綱要序文草稿**」**圖版二一**（年月不詳、元田永孚自筆文書）によつて知られる。この書の編纂は各御用掛の下に於いてそれ〴〵分擔して進められたのであらうが、その稿本の一として仙石政固のものがある。これが「**幼學綱要編纂稿本**」**圖版一八**（明治十三年二月、一冊、仙石政固自筆稿本）であつて、その表紙には幼學綱要史料とあり、編纂稿本手澤、明治十三年二月九日卒業などと記されてある。その內容は刊本と同じ二十德目に從つて經語例話を集錄したのであつて、それを刊本の內容と比較するに、この稿本は幼學綱要の成立に極めて重要な參考となつたことが推知せられる。多くの編者の協力によつてその稿が略成つた際にこれを元田永孚が草稿本として淨書したのであつて、それが「**幼學綱要草稿本**」**圖版二〇**（年月不詳、元田永孚自筆文書）であつて、その第一孝行、第二忠節の二章が現に元田家文書として殘されてゐるのである。この書の校訂に就いては最初特に活字版本が作製されたのであつて、「**幼學綱要校訂用本**」**圖版一六**（年月不詳、合冊一部）がこれである。本書によつて見るにその表紙には、中村閲本、改竄本などと朱書されてゐるが、中村閲本は中村正直の校訂本であつて、多くの加筆がなされてゐる。この書によつて、綱要の編纂にあたつては編纂員の他に、學識あり文名の高かつた中村正直等の意見も求めてゐたことが知られるのであつて、この他にも校閲に當つた學者があつたことゝ推測せられる。かくして本書の編纂が進められ、木版本として刊行されることゝなり、これが

試刷されるところまで進捗した。木版となつてから後の著しい改訂は、西洋例話を全部削除したことであつて、これは今日元田家に殘されてゐる木版試刷の稿本によつて知られるのである。卽ち頒賜の勅諭にある如く、歐米にも修身の書はあるがこれを本朝に採用し得ないとの御趣意に叶ふものとなつたのである。この幼學綱要編纂に際して如何に屢〻、聖旨を拜承しては進められたかに就いて、「**元田永孚日記**」**圖版二二**（明治十三年一月十六日の條、明治十五年六月十五日の條、元田永孚自筆日記及日錄、二冊）によつて拜察し奉ることが出來る。卽ち本書の編纂に關して御內意を拜した記錄の中で最も早いものは、明治十三年一月十六日の條であつて、御前にあつて綱要に關し奏上申したと明記されてある。その前日に草稿の讀み合せがあつたのであつて、「午前參內高崎池原仙石兒玉と新撰幼學書ノ草稿讀會畢」とあり、次の日には御前にこれを奏上したのである。而して前述した仙石の稿本によると、仙石政固がその稿を終つたのは十三年二月九日と明記してあるから、起稿の途中に於いて既にそれに就いて奏上されたことゝなる。而して元田永孚日記によつて見るに、これより明治十五年に至る間に於いて度々綱要に就いての奏上があつて居るのであつて、明治十五年六月この書の訂正製本が成つた際に奏上して御內覽に供し奉つたことも日記に見えてゐる。誠に三箇年に亙つてこの書の編纂が進められたのであるが、その間草稿の成つた時より幾度か聖旨を奉體したことを知るにつけても、この書の編纂に如何に深く大御心を御注ぎ遊ばされたかを拜察し得る次第である。

かくの如くにしてこの幼學綱要の編纂が進められたのであるから、その頒賜に當つては前述した如く特に勅諭を賜つたのであり、地方官を通じて全國民に頒賜せられると共に、他方には各官廳官吏、學校等に廣くお頒ち遊ばされ、明倫修德の要こゝにありと御諭し遊ばされたのであつた。元田永孚は頒賜の御趣意を體して「**欽定本下賜規則**」**圖版二三**（年月不詳、元田家文書）を作つてこれが普及の方法を樹てたのである。これによると官立及び公立の諸學校へ廣く御下げ渡し遊ばされる大御心が拜察される、然るに私立學校に對しては願出のものに實費をもつて下賜せられるとこの規則に定めてある。元田永孚は自からの鄕里熊本の私立中學校であつた濟々黌には、特に願出でて一部を拜領し、これを同校へ下賜せられることに就いて宮內省へ願書を提出したことが「**幼學綱要濟々黌下賜願**」**圖版二四**（年月不詳、元田永孚自筆文書）によつて知られる。かくの如くにして私立學校にまでこの書が下賜せられ、聖旨を體して德育の基礎を確立することが進められたのである。當時各地に於いて幼學綱要奉體のことがあつたが、豫てより德教に就いて關心

の深かつた內藤耻叟は、「**幼學綱要につき內藤耻叟上奏文稿**」**資料四**（明治十五年十二月、元田家文書）にある如く、この德教の御趣旨徹底のために上奏文を奉つた。その趣意は、幼學綱要御頒賜を機として更に德育を振興する目的で、宮中に德育のための學校を設置し、皇道聖經によつて子弟を教育し、これを卒業した者は一つは顯官要職に任じ、一つは諸縣の學校教員たらしめ、明倫修德の實効をあげしむるといふことが記されてある。幼學綱要を機としてかくの如き德育のための方策も建言せられてゐたのである。

明治天皇は幼學綱要の頒賜によつて明倫修德の要を御示し遊ばされたのであるが、教訓書を宮內省より出版するの御事績は皇后宮の御內意によつても進められてゐたのである。我々はこれを明治孝節錄や婦女鑑の編纂によつて拜承するのである。「**明治孝節錄**」**圖版二五**（明治十年、宮內省藏版、四冊）は皇后宮の御內意を稟けて福羽美靜が編纂主任となり、御用掛であつた近藤芳樹等がその編纂に當つて成つた教訓書である。この書の成立に就いては序文に詳細記されてあるが、初め皇后宮は人民の孝義節操の行實を新聞紙より切り拔いて集錄せられてあつたが、宮城火災の際に失はれたので、福羽美靜に御下命あり、各府縣の賞典錄等より同樣な人民の優れた行實を集められて、編纂出版せられることゝなつた。この書によつて一般人民に對し德行の御奬勵を遊ばされる御內意であつた。かくしてその編纂が進められたのであつて、「**明治孝節錄草稿**」**圖版二六**（宮內省圖書寮藏本、三冊）はこの書の編輯に用ひられたもので、近藤芳樹の自筆序文稿も附せられ、刊行直前の稿本と見られる。この明治孝節錄は出版後廣く讀まれたのであつて、各學校の教科用書としても用ひられた。更に皇后宮は華族女學校に於ける倫理道德の教科用書を編纂せられる思召をもつて、「**婦女鑑**」**圖版二七**（明治二十年宮內省藏版、六冊）の出版を御下命遊ばされた。この御思召を拜承したのは西村茂樹であつて、仰せによつて編纂の係を定め、幼學綱要と竝んで婦女のための道德書として完成せられたのである。その御趣意に就いては、同書に揭げられた皇后宮大夫杉孫七郎の序文に詳細である。この書の編纂に用ひられた草稿本は幾種も宮內省圖書寮に保存せられてゐて、その成立を明かにしてゐるのであるが、「**婦女鑑原稿**」**圖版二八**（宮內省圖書寮藏本、六冊）はその早い頃の稿本である。この稿本と刊本との著しい差異は、十二の德目によつて編纂せられ、各德目の初めにその德目の大旨が記され、それに次いで和漢洋の例話が集錄せられてゐる。この稿本の構成は幼學綱要と極めてよく似てゐるのであつて、姉妹篇として編纂せられたことがよく窺へるのである。各德目の最初に加へられた大旨は西村茂樹の自筆のものであり、本文の例話には書

き込みや訂正があり、その一々に就いて出典が記されてゐる。この草稿本によつて本文を整へ淨書したのが「**婦女鑑草稿**」**圖版二九**（宮内省圖書寮藏本、六册）である。原稿本にあつた德目及びその大旨は除かれ、體裁が刊本と極めて接近して來てゐる。「婦女鑑西洋篇草稿」（宮内省圖書寮藏本、六册）は草稿本の一つで西洋の例話を擔當した編纂員の稿本である。尙ほこの書が編纂せられるに當つては多くの學者の協力に俟つたことは、幼學綱要と同樣であつて、「婦女鑑校正刷」（宮内省圖書寮藏本、六册）は木版となしてから後の訂正本であつて、本文及び挿繪に多くの訂正刷が貼付せられてゐる。尙ほ幼學綱要及び婦女鑑には多くの繪圖が掲げられてゐるが、この畫稿は松本楓湖、五姓田芳雄等が御下命によつて擔當したのであつて、その畫稿中三十四枚が「幼學綱要並婦女鑑畫稿」（宮内省圖書寮藏本、一册）として殘されてゐる。かくの如く多くの儒臣學者の力によつて、明治孝節錄、幼學綱要、婦女鑑の出版があつたのであつて、我々はこれによつて明治天皇、皇后宮が如何に國民の德育に就いて御軫念あらせられ、その大本を築かれんとして御叡慮を垂れ給うたかを拜承することが出來るのである。

明治天皇は國民教育に對して大御心を注がせられることが極めて深く、教學大旨の御下げ渡し、幼學綱要の御頒賜等に於いて教育に就いての思召の程を拜察したのであるが、

この他折に觸れ時に當つて教育に就いての御諭を垂れさせられること實に度々であつた。それ等のうち今日文書として傳へられて居るところによつて明治二十三年に至るまでの思召を次の如く拜承するのである。その一つとして「**士族授産竝教育につき勅旨**」**資料五**（年月不詳、元田永孚自筆文書）がある。これは明治維新以後士族は生活の基礎を失つて、家産は費消され志操を汚す者も現れて來た。これを救濟せられるための根本方針に就いて元田永孚を通じて勅旨を垂れさせられたのであつて、一つには授産をなし、他方には德化を基とする教育を施さねばならぬとの御叡旨である。こゝに掲げたのは元田侍講が思召を拜してこれを文書として整へた際の草稿の一つであつて、こゝに於いても德育を基本とする教育の振興が緊要であるとの聖慮を拜する次第である。「**華族女學校教育につき御親諭**」**圖版三〇 資料六**（年月不詳、元田永孚自筆文書）は華族女學校の規則書を御一覽遊ばされ、その教育方針に就いて御親諭を垂れさせ給うたのであつて、華族女學校の創立は明治十八年であるのでその頃の文書と推定される。その御親諭の中教育の基本方針として拜承されるのは次の諸點である。即ち華族女學校の規則は女子師範學校の規則と同一方針ではよろしくないこと、特に理化學の時間が多いのはこれを減少し、女子の教育は他日嫁して婦となるに必要な學科を加ふべきであ

る。院長は活潑の人よりも沈重の人が望ましく、尙ほ體育運動には洋式體操の他に華族の女子に叶ふが如きものを設くべしと御諭しを垂れさせられてゐる。かくの如き御親諭を元田侍講が拜受してこれを文書として整へたのであつて、こゝに女子教育の基本方針として極めて有難き思召を拜することが出來る。「**聖喩記**」**圖版三一**（明治十九年十一月五日、元田永孚自筆文書）は明治十九年帝國大學御臨幸の後、元田永孚に對して大學教育に就いての御下問があつた際に、元田侍講は御諭しを拜受して豫てより大學教育に就いて懷いてゐた自からの意見を奏上し奉つた際の記錄であつて、それを元田永孚が謹書した文書である。聖喩記の中に拜される御思召は、過日大學の教育を御叡覽の際理化學科、植物科、醫科、法科等に於いては益々進歩した有樣を見得たが、主本とする修身の學に於いては何も見る所がなかつた。大學は日本に於ける最高の教育機關で高等の人材を育成する所であるから、修身の科を擴張する必要ありとし、この點に就いて德大寺侍從長をして渡邊總長に問はしめんと御諭しがあり、元田永孚に對してこれに就いて御下問があつたと記されてゐる。こゝに於いて元田永孚は自からの大學に關する意見を縷々として述べたのであつて、この席にて言上し奉つた內容を文書として殘したものが聖喩記である。こゝに於いても教學の本末に關する教學大旨以來の

聖旨を拜承する次第である。明治天皇は教育奬勵の思召から各學校へ御臨幸遊ばされて親しく學校施設や學業を天覽あらせられたのであるが、明治二十年頃、各學校御臨幸のことに就き御內定あらせられた如くであつて、帝國大學より高等師範學校、中等學校に至るまで、御臨幸の回數その他次第の大略をお定め遊ばされたことが、「**各學校臨幸御內定覺書**」**圖版三二**（年月不詳、森有禮自筆文書）として當時文部大臣であつて森有禮の覺書きに殘されてある。かくの如く當時あらゆる機會に於いて國民教育の振作及びその大本樹立のために思召を垂れさせ給うたのであつて、明治二十三年に教育勅語を渙發せられる以前に於いて如何に深く德育に叡慮を注がせ給うたかを拜承するのである。

かゝる文書によつて教育に就いての聖旨を拜するにその何れであつても德教をもつて國民教育の基礎となすべしとの御諭であつて、これが奉體せられて文教の革新が進められてゐたのである。この聖旨を奉體して國民教育確立のために翼贊し奉つた重臣が少くなかつたのであるが、こゝには德教問題のために特に努めた人々の殘した文書によつて當時の教育事情を明かにして見たい。既に明治四年より儒者として側近に奉仕した元田永孚は常に國教を樹立すべしとの思想であつたことは、前に教育議附議に於いて見た如くであるが、折に觸れてこの思想を示してゐる。その一つ

として「**萬機御親裁の際勅諭につき**」**圖版三三**（年月不詳、元田永孚自筆文書）がある。これは明治十一年頃の文書と推定せられるものであつて、萬機御親裁遊ばされる際の勅語は極めて緊要であるに就いては、豫てより御沙汰あらせられた件々中より特に三箇條を選んで御沙汰あらせられたいと奏上申した際の覺書である。その三箇條とは知識事業を興す際にも國體を本とすること、忠孝禮儀廉恥を重んずること、大臣長官は四民の手本となるべきものである故特に清潔であるべきことが掲げられてある。以つて元田永孚の政教思想をこゝに窺ふことが出來るのであつて、これ又德をもつて政治の根基となすといふ聖旨を體しての上奏である。同様な政教思想によつて國教に就いての考へを示した元田永孚の文書として「**國憲大綱**」**圖版三四**（明治十三年九月元田永孚自筆文書）がある。これには元田家に數種の文稿が存してゐるがその一に明治十三年九月三十日と記されたものがあるので、こゝに掲げたもののもその頃の文書と推測される。當時は國憲起草のことが論議されたのであつて、その機會に元田永孚が國憲の基本となるもの七箇條を掲げて天覽に供したのである。その各條項共に極めて重大なるものであるが、國教に就いての元田永孚の思想を示すものとして、天皇は全國治教の權を統べられること、國教は仁義禮讓忠孝正直を以て主義とすることなどが掲げられ、政治の根本には教化が置かれねばならぬとする思想が示されてゐるのである。元田永孚の國教に就いての思想を更に明かに示してゐるのは明治十七年に宮内卿伊藤博文に呈した「**國教論**」**圖版三五、資料七**（明治十七年六月十四日、元田永孚自筆文書）である。これは宗教の自由に關して伊藤博文に意見を提出したものであつて、元田家にはこの文稿が三種あり、こゝに掲げたのはその一つである。この論の中に於いて元田永孚は豫てよりの思想を宗教と聯關させて更に明かにしてゐるのであつて、我國に於いては天祖の教を奉じて國の教育の基本となして來てゐるのである故、この根本を忘れての信教自由はあり得ないとなし、かゝる國教は幼童の際より充分確乎としてその腦裏に印すべきであるとして國教の闡明に就いて述べたものである。「**森文相に對する教育意見書**」**資料八**（年月不詳、元田永孚自筆文書）は明治二十年頃の文書と推定せられるが、これに於いては皇室が如何に國民教育のために力を御注ぎ遊ばされてゐるかを森文部大臣に書き送つたのである。その御軫念の程を明治十二年の教學大旨より最近のことに至るまで述べ、我々は今後日本の道を立て、日本の教育を行ふべしとして強硬な進言を呈したのである。同様な元田永孚の道德教育に就いての意見は「**倫理教科書につき意見書**」**資料九**（年月不詳、元田永孚自筆文書）に於いても見られるのであつて、これは倫理教科書に就いての批評を求められたに就いて、日本國の人物を養成すること、君臣の情義を明白に示すことをその主眼となすべしとして意見を陳述したのであつて、倫理教科書の書名は示されてゐないが、恐らくは明治二十一年に刊行された文部省出版の倫理書の批判と思はれる。

國民德育の基礎は常に皇室に置かれなければならないとの主張を樹てゝ來た一人として西村茂樹がある。西村茂樹は早くより德育問題に專念し、同志の人々を集めて修身學社を設け國民倫理運動に努めてゐたのであつて、先に教學大旨を奉じて文教の府に於ける修身書編纂に當り、又皇后宮の御内意を奉じて婦女鑑を編纂したことなど既に述べた如くであるが、明治二十年以後に於いて特に德育の基礎確立に努めたのであつた。その一つは「**修身書勅撰に關する記錄**」**圖版三六、資料一〇**（西村茂樹自筆往事錄稿本、卷四）である。西村茂樹は學校に於いて教科書として使用する修身書はこれを勅撰となして一律に施行すべく、これによつて德教の基礎が確立するとの意見を持つてゐた。これを三條内大臣に申出でてその贊同を得たので明治二十年に副島種臣、佐々木高行、佐野常民等と共にこれが編纂をなすこととなり、西村茂樹がその草稿の執筆に當ることゝなつたのである。併しこれは事情があつて中止となつたが、その間のことがこの記錄中に示されてゐる。その後この考へを更に廣くして獻策したのが「**明倫院に關する建議**」**圖版三七、資料一一**（明治二十二年、西村茂樹自筆稿本建言稿、卷三）である。この建議は土方宮内大臣へ呈されたのであつて、德育のことはこれを宮内省に於いて總括することゝし、このために明倫院を設くべしとの獻言である。この明倫院には德育を管掌すべき官吏が任命せられ、聖旨を奉體して德育の大本を樹て、これによつて教科書を編纂し以つて各學校に施行し、全國諸學校に於ける德育振興の方法を講ずべしとしたものである。この建言稿には西村茂樹自筆の簡單な覺書きも殘されてゐる。この明倫院は實現せられなかつたが、後述する如くこの頃は德育問題が混亂してゐたので、それに對して西村茂樹が、大本樹立のことを獻策した文書として注目せられねばならぬ。尚ほ同様な考へを述べたものとして「師範學校に關する意見」（西村茂樹自筆文書雜綴、卷四）がある。これは東京師範學校に德育教師養成の科を置き、年齡三十歳以上で品行に缺點ない教員を各府縣より一、二名選出せしめて、これに三箇年の教育を施して國民教育の指導者たらしむべしとする意見である。かくの如く德育振興に就いては種々畫策するところがあつた。

明治二十年代に於いては、國民德育の根本方針を確乎たる基礎によつて宣示せねばならぬとする思想が現れて居り、かゝる德育の大本を文書として書き示すことが見られ

て居る。文部大臣芳川顯正が中村正直に依囑して德育の根本を書き記さしめたのが、「**德育大意**」圖版三八（明治二十三年、芳川家文書）であつて、芳川家文書中にはこの系統のものが數種あり、こゝに掲げた一點は淨書した文書の一つである。これは忠孝が人倫の大本なることより說き起し、その基礎は人間の心に固有な敬天尊神に發するものであつて、我々は心を淸淨にして天意に叶ひ、皇國の善良なる臣民たるべきである。國の强弱は人民の品行に係るのであるから、これを人民のうちに樹立することこそこの國家をして萬國に對峙せしめる基本となると述べてある。又他方元田永孚は教育の根本方針を書き綴つてこれを「**教育大旨**」圖版三九（明治二十三年、元田永孚自筆文書）として殘してある。現に元田家にはこの文稿が數種保存せられてゐるのであつて、こゝに掲げたのは加筆文稿の一つである。我國の教は國體によつてありとし、それを五倫三德一誠として述べ、誠は祖宗惟神の道であるとし、我國人を教育するのは國體に基くべしとし、日本國の精神を養ふのが根本であると述べ、教育に本末あることを指摘し、小學、中學、大學に於ける教育の眼目を述べて結んである。この文書は明治二十三年六月頃に起草したものであつて、その草稿の一つを「**教育大旨草稿**」圖版四〇（明治二十三年六月十七日、元田永孚自筆文書）として掲げたが、その最後には六月十七日と日附もあり、東野起稿と記されてある。何れもこの當時に於いて教育の歸趨すべき大本に就いて述べた文書として注目せらるべきである。

明治二十三年秋の教育に關する勅語は、前述した如き德育に關する聖諭を幾度か拜承した後に引き續いて渙發せられたのであつて、その際に於ける大御心を拜するには先づ明治二十年代の文教全般の趨勢を考察せねばならない。明治二十年代の初頭は、國家主義教育の思想が著しく擡頭した時であつて、明治教育發展史上に一時期を劃してゐる。明治維新以後著手されてゐた近代學校制度がその基本となる組織を整へて內外共に勝れた形を示すに至つたのであつて、この教育制度をもつて民力を培ひもつて近代國家の建設に當らんとした。この時代の文教を擔當したのが初代の文部大臣森有禮であつた。森文部大臣は以前外交官として各國に駐在してゐたのであるが、その頃から教育問題に注目し、教育の根本が立つて初めて國家の隆昌ありとしてゐた。從つて文部大臣就任と共に教育制度全體の改善に努め、明治十九年各學校令を公布して、諸學校の基本規程を定め、これ等諸學校の內容充實に專心した。森文部大臣の懷抱する學政の基本方針は「**學政要項**」圖版四一（年月不詳、森有禮自筆文書）に記されてゐる。その第一項に方針として掲げられてゐる經濟主義の教育、國家のための教育、學生

の氣質鍛錬の如きはよく森文部大臣の教育方針を示してゐる。これを詳細に述べたものが「**森文相教育意見書**」圖版四二（年月不詳、森家文書）であつて、この文書には閣議案としてあり、閣議にその見解を示し基本方針の決定を求めたものであらう。その內容としては、我國を列國の間に互してその偉業をなさしめんとすれば、國民の志氣を培養することを以て根本となすべきである。而して我國人は護國の精神、忠武恭順の風を陶養して來てゐるのであるから、この精神を益々伸張せねばならぬ。この目的で男子十七歲より二十七歲迄の青年に對して、簡易なる教課書を作つて與へこれを誦習せしめ、陸軍は體操練兵の初步を教へてこれを精神教育の基礎となすべしとした。この方策は聖斷を仰いで實施されねばならぬとしてある。又「**森文相教育上奏文案**」圖版四三、資料一二（年月不詳、森家文書）によると國家富强の根本としての教育策を更に明確な形をもつて示してゐる。卽ち國家富强の根本を培養するものは教育學問以外には存しないのであつて、このためには智育德育體育を振興すべきである。その中に於いて特に體育の方策は重要であるとして、その方法に就いての詳細がこの上奏文中に示されてゐる。その方法は陸軍と協力して各學校に兵式體操を課するのであつて、體操を文部省より移して陸軍の所管となし、大いに國家精神の振起に資すべきであると述べてある。かくして護國の精神氣風の鍛錬といふことに教育の根本が置れてゐたのである。この兵式體操による精神教育は特に師範學校に於いて重視せられたのであつて、當時の文教方針としてはこゝに於いて普通教育の基礎を培んとしたのである。かくの如く重要な位置を占めた師範學校の教育のために師範學校令が定められたのであつたが、その際に順良信愛威重の三氣質を目的として掲げた。その際この三氣質に就いては明治天皇より元田永孚に御下問があつたのであつて、これに奉答申上げたのが、「**勅令師範學校條目中意見具狀案**」圖版四四（明治十九年四月、元田永孚自筆文書）であつて、この中に三氣質が定められた際の字句の成り立ちを窺ふことが出來る。これも當時の教育方策は先づ師範教育より著手して普通教育を確立し、以つて國家隆昌に應ぜしめんとしたものであることを示してゐる。

かくの如き明治二十年代初頭に於ける國民教育の振興に關しては、明治天皇が深く大御心を注がせ給うたのであつて、特に元田永孚に命じて京都に於ける諸學校施設の狀況を實地に視察せしめ、これが復命を聞召されてゐる。その事情は「**北垣氏學校視察につき元田永孚宛書簡**」資料一三（明治二十年五月十八日附、元田家文書）及びこれに對する返書としての「**學校視察につき北垣宛元田永孚書簡稿**」資料一四（明治二十年七月九日附、元田永孚自筆文書）等によつて拜承す

ることが出來る。北垣京都府知事の書簡は、京都府下に於ける明治十四年以後の教育狀況及び明治十九年學校令實施以後の狀況を縷說し、その結論として經濟及び德育に關して問題の存すること、その中にても德育問題は國民教育の根本として最も重大であることを指摘したのである。元田永孚は北垣氏書簡の主意に贊意を表し、德育に就いての意見その他を併せて復命申上げて叡聞に達したと記してある。元田永孚は今日德育の方法を如何になすべきかに就いて問題あり、教員にその人を得ることこそ緊要であるとし、東京府知事も此際德育振興に就いて著手して居ると報告してある。即ち明治二十年代に於いては、森文部大臣の國家主義教育方策に基いて國民教育の著しい振興が見られ、文部省は主として體育によつて精神氣質の鍛錬につとめたのであつた。併し德育問題はその反面に於いて大いに注目せられこれを國民教育振興の根基となさんとする思想も各方面に擡頭したのであつて、この問題に就いての意見が各學者教育家の間に提出せられたのである。されば明治二十年代は國家隆昌のための國民教育振興方策があらゆる形をもつて提出されてゐて、教育界は著しい緊張を見せて來たと考へられるのである。

かくの如き國家教育方策の中に於いて德育を問題としたものは著しく多く、又これが明治二十三年十月教育に關する勅語渙發の由來ともなつたのであるから、その所說を少し詳細に吟味せねばならない。然るに德育を基本とした論策には實に樣々なものがあり、果して何處に歸趨すべきか教育者は去就に迷つたのであつて、當時かくの如き有樣にあつたことから、其頃を德育混亂時代とも稱して居るのである。この頃出版せられた德育論書はその數も多く、雜誌に掲げられた論文で德育問題に觸れたものは更に多數であつて、こゝではそれ等のうち主要な數點をとつてこの時代の德育論議を概觀することゝしたい。當時注目されてゐた著作として西村茂樹の「**日本道德論**」**圖版四五**（西村茂樹著、明治二十年刊、一册）がある。これは西村茂樹が明治十九年大學講義室に於いて行つた講演を纒めて單行本として出版した著作である。その要旨は日本道德確立の急務なるを說き、我國の道德は儒教を根本となし、これに西洋の哲學說を參考とする世教を以つて國民道德の體系を樹て、これを施行するための道德會の組織をも說いたものである。この書は東洋道德に基く倫理書として廣く讀まれたものであつて、その道德教化團體の組織は後に弘道會となつて實施せられたのである。「**日本教育原論**」**圖版四六**（杉浦重剛著、明治二十年二月刊、一册）は杉浦重剛が、理學宗による德育論を發表した著作である。我國に於いては、宗教に基いて德育を行ふことが困難であるから、物理を推して人事に應用すること即ち理學に於ける諸原理を德育の基礎とし、これを以て人間界の諸事を律するの根據となさんとした。これは理學宗として當時注目せられてゐた。これと竝んで加藤弘之著「德育方法案」も評判となつてゐたが、これは宗教主義の德育方法を說いたものである。即ち我國に於いて今日は德育の方法が一定せずして困難してゐるが、これには諸外國の學校德育が宗教を基本としてゐることを參考すべきである。併し我國には歐米諸國の如き基督教によつて一律に行ふことは出來得ないから、神儒佛耶四宗教の修身科を學校に設け、教師には宗教家を入れ、生徒は希望によつてその何れかに入らしむるの方法を提案した。この加藤博士の宗教主義德育思想に對しては當時多くの教育論者が反對意見を述べたのであるが、「**教育適用日本道德方案**」**圖版四七**（山崎彥八著、明治二十二年刊、一册）はその一つで宗教主義を排除し、鍛錬主義の道德方案を主張し、これによつて今日緊急な道德上の習慣風俗を築き得るとした。「**德育新論**」**圖版四八**（西村正三郎著、明治二十一年一月刊、一册）は德育問題を實際教育家の立場より論じたのであつて、その方法としては宗教による說を排し、學校長をもつて德育の源泉とし、管理を以つてその要具となし、善良な學校教化の風を作り出し、生徒をその中に入れ、意識せしめずして次第に薰化に努むべきであるとした。「**國體發揮**」**圖版四九**（內藤耻叟著、明治二十二年十月刊、一册）は、國體思想を述べた小册子であるが、その中の第三には教化の根本が說かれてゐる。その所說は天祖寶訓を奉じて人倫を正すところに我國教化の根本が存するとしたのであつて、日本德育思想の一つである。「**德育鎭定論**」**圖版五〇**（能勢榮著、明治二十三年十月刊、一册）は當時の德育諸說の混亂してゐる有樣を文部省の立場より述べ、自からの德育意見としては國民の道德的常識としての普通心に基礎を置いてこれを行ふべしとしたのである。この德育論は明治二十年頃の文部省內に於ける德育思想を代表するものであつて、當時文部省にて倫理書の編纂が進められそれが刊行されるに至つた有樣もこの書に記されてゐる。この倫理書は森文部大臣の旨をうけて能勢榮が執筆したものであつて、倫理學說によつて德育の基本を樹立せんとする所は、この鎭定論と同一である。「**德義論に關する意見**」**圖版五一**、**資料一五**（明治二十三年十二月四日、外山正一記、芳川家文書）は明治二十三年の終に記されたもので、德義が衰へた原因を明治以後の教育に歸する意見を批判したものであつて、當時一般に現れてゐた東洋道德振興の思想に對して異つた方向より批判的意見を述べたもので、かゝる教育思想も存在してゐて互に論議を重ねてゐたことを知るのである。

以上は明治二十年頃に於ける所謂德育混亂時代に現れて

ゐた德育論の代表的な數種をとつてその見解を明かにしたのであるが、この他にも多くの德育論が提出せられてゐた。例へば早くより獨自の思想によつて德育問題を論じてゐた福澤諭吉は、既に明治十五年に「德育如何」なる著作を公にして、儒教主義を舊道德となし、新時代には新しい人間關係による道德が存すべきを說き、自主獨立の說をなした。卽ち明治の新時代は各個人が一人一人獨立してそのつとめを果すことによつて生活が存するのであつて、德川時代に於けるが如き人々互に相寄つて世の中を作る考へは改めらるべしとした。かくの如き新時代の德育論も當時は一つの思想となつてゐたのであるから、その文字の示す如く德育は全く混亂してゐたのであつた。又文部省の德育指導方針も一般の德育論の風潮に動かされて時には變化し、根本方針が何處に存するか迷はしむる有樣であつた。かくの如くにして實際教育家は何を基本として德育に當るべきか混亂するに至つたのは當然であつて、その歸一する所を求めつゝ明治二十三年を迎へてゐたのである。

明治二十三年十月三十日教育に關する勅語が渙發せられるに至つた發端は、同年二月末東京に於いて催された地方長官會議の際の德育論議に存すると言れる。この地方長官會議の有樣を明かにするために明治二十三年三月四日附東京日日新聞及び同年三月十一日附郵便報知新聞によつてその際の事情を見るに「**明治二十三年地方長官會議記事**」資料**一六**として次の如きことが記されてゐる。卽ち會議の席に於いて文教の府は速かに德育の根本方針を樹立して今日の德育混亂を是正せられたしとの意見が開陳せられた。これに對して榎本文部大臣は地方長官を修文館に集めて所管事項に關する回答をなした際に文部大臣としての德育意見を述べたのである。それによると今日德育方針定まらずと陳言せられて居るが、從來これに就いては度々その方針を示して來て居るので、一概に德育方針定まらずとは言はれない。併し德育が衰へたことに就いては自分も同意見で憂慮してゐる。自分は德育の根本としては、我國人が建國以來樹てゝ來た教が民心に入り易いのであるから、これを基本とすべきものと思ふ。卽ち人倫五常の道、孔子の教によるのが德育の基本として適切であると考へる。これを基礎として一部の好書を編纂しこれを學校に行んとする企畫であると述べたのである。今この頃の事情を當時總理大臣として一切のことを管掌してゐた山縣有朋の談「**山縣有朋教育勅語渙發に關する談話筆記**」資料**一七**（大正五年十一月山縣有朋回想談話、吉田熊次筆記）に據つて見るに、地方長官の意見に對しては內閣に於いても贊成する者が多く、如何にすべきかに就いて論議して夜半に達する有樣であつたと記してある。然るにこの頃は閣議に於いて極めて重要な議案が

次々にと提出せられてゐたので、その席には常に明治天皇が御親臨あらせられ、御前會議の形をとつてゐたのである。かくして德育問題は畏くも叡聞に達するといふ有樣であつた。同年五月內閣更迭があり、榎本文部大臣に代つて、內務次官であつた芳川顯正が文部大臣に就任した。芳川文部大臣就任後この德育問題に歸趣を示すことが急速に進められたのである。この頃の事情は山縣有朋談話筆記及び「**芳川顯正記教育勅語御下賜事情**」資料**一八**（明治四十五年七月二十五日刊教育時論所載）「**芳川顯正伯謹話教育勅語渙發由來**」資料**一九**（明治二十五年秋芳川顯正談話、四宮桂筆記）等によつて知ることが出來る。前資料は芳川顯正が學制發布四十年に際して當時の有樣を追想して述べたものであり、後資料は芳川文部大臣祕書であつた四宮桂が、明治二十五年秋鎌倉に於いて芳川顯正の當時を回想した談話を筆記したものである。これ等の資料によると芳川文部大臣親任の際直ちに德教のための箴言編纂に就いての御下命があり、これに關しては山縣總理大臣とよく議を重ねて進める樣にとの御諭しがあつてゐる。この樣な御諭が親任の際に下されたことに就いては山縣總理大臣も特に異例に屬することとして當時を追想してゐるのであつて、芳川文部大臣の責任は重大であつた。かくして芳川文部大臣就任後このことは急速に進められたのであつて、間もなくこの德教の基本たる文書を勅諭案として起草することゝなつた。このことは先づ內閣に於いて議せられ、山縣總理大臣と芳川文部大臣とが主としてこれに當り、法制局長官であつた井上毅がこれに關係を持ち、他方側近奉仕者として德教の問題に豫てより深い關心をもつてゐた元田永孚が樞密顧問官としてこれに加はることゝなつた。これ等の四重臣が主となり、それに多くの閣臣や學者が翼贊し奉つて、こゝに德教に關する勅諭案の奉答をなしたのである。これ等の重臣間に取り交はされた書簡によつて畏くも明治天皇がこの勅諭文案成立に如何に大御心を御注ぎ遊ばされたかを拜承することが出來るのである。又これ等の重臣が如何なる精神態度をもつてこの大業に專心しあらゆる力を傾注したかが窺はれるのである。

教育に關する勅語渙發のことは、明治二十三年二月の地方長官會議の際に於ける德育問題にその端を發することは既に述べた如くであるが、重臣間のこれに關する書簡は芳川文部大臣就任の頃よりのものであるので、こゝに於いては其頃よりの書簡によつて當時の事情を拜察することゝしたい。教育に關する勅語と關聯をもつた書簡としては、「**五月十二日附元田永孚宛山縣有朋書簡**」圖版五二、資料二〇（元田家文書）がある。この書簡は教育上の件に就いて談合のために元田永孚が山縣有朋を訪問した際に不在であつた

ので、面會の時日に就いて打合せをなした書簡である。この書簡にある教育上の件と稱するのは德教に關する勅諭のことであり、某進止の一事とは內閣改造に就いてのことゝ推測せられる。間もなく五月十七日內閣改造のことがあり、芳川顯正が文部大臣に就任し、直ちに箴言編纂の御下命を受けてゐる譯である。芳川文相は銳意このことに當つたのであつて、それに就いては芳川文相前揭談話その他に見られる如くである。如何にこのことが進められたかに就いて詳細に知ることは出來得ないが、芳川文相の下に於いて一つの勅諭案の起草が終り、これを恐らくは山縣總理大臣へ提出せられたのであらう。山縣總理大臣はこの案文を法制局長官井上毅に廻付してその意見を求められた。「**六月二十日附山縣有朋宛井上毅書簡寫**」**圖版五三**、**資料二一**（芳川家文書）はこれに關する所見を書き送つたのである。初めには七箇條を擧げてこの勅語の性質を究め、この勅語に存する多くの困難を避けて王言の體を全くするのは非常な難事である。文部省より提出の立案は適切でないとして自から一つの案文を試草してそれをこの書狀と共に山縣總理大臣へ呈し、更に高敎を仰いで再稿する旨が記されてゐる。この書簡によつても德敎に關するこの勅諭案が如何に重大であつたか、又これに翼贊し奉つた一人としての井上毅の愼重な態度を充分に窺ふことが出來る。井上法制局長官は更にこれに就いての考案をめぐらして「**六月二十五日附山縣有朋宛井上毅書簡寫**」**圖版五四**、**資料二二**（芳川家文書）に於いては重ねて四つの點から勅語の性質を究めたのであつて、前便に併せて山縣總理の再考を乞ふたものである。かくの如き書簡によつて明かなる如く六月より勅諭案文が整へられたのであつて、恐らくは閣議に於いてその議が進められると共に次第に諸重臣間に於いてこれに就いての議があつた如く、井上法制局長官は樞密顧問官元田永孚を訪ねてその意見を求めてゐることも知られてゐる。かくして整へられた案文は上奏せられたのであるが、明治天皇はこの勅諭案を叡覽あらせられ、元田永孚を御召しになつて字句修正に關して御下命があつたのである。これに就いては「**八月二十六日附井上毅宛元田永孚書簡**」**圖版五五**、**資料二三**（井上家文書）に詳細に示されてゐる。この書簡に就いては現に元田家にその草稿が二通も存してゐるのであつて、元田永孚はこれを精神込めて書き送つたものであり、この大業に翼贊するの態度と決心とがよく示されてゐる。この書簡によると先頃井上法制局長官が元田顧問官へ內示した勅諭文が近日上奏になり、これに就いての御下問があつた上種々と思召があり、それ等に就いて熟考する樣にとの御內命があつたので止むを得ずに御引き受けいたした。井上法制局長官はその立案に就いて御辭退申上げて居るのであるが、同鄕の老人のために協力して欲しいと述べてゐる。その案文に就いては首尾の文は井上法制局長官立案の如くで間然する所がないが、中間修身の條目を述べた最も緊要なるところが叡慮に叶ひ申さずこゝに聖旨を體して筆を加へたと述べてゐる。更にこの勅諭は萬古不易の道を御諭し遊ばされるのであるから、當世の風潮等には何等の御顧念なく仰出さるべきである。自分は百世を待つて疑はざるの存意にて立案したのであるといふ決心や態度が示されてゐる。この書簡より後九月にかけて數通の書簡が元田井上の間にとり交はされてゐるが、何れもこの勅諭文起草に就いてのものである。その間に於いて如何に愼重に考へをめぐらし、萬世に亙る勅諭文としての體を備へしむるに苦心したかは、「實に百世の世道人心に關係する重大の一事に候へば精又精を加へ金石鼎彝の文となさん」と述べ、「天下萬世に亙り國家の爲を考申度一字一言大切之事と奉存候」等とある如き書簡の一節によつても充分に窺ふことが出來るであらう。「**八月三十一日附井上毅宛元田永孚書簡**」**圖版五六**、**資料二四**（井上家文書）は勅諭文草案に關するもので、萬世に亙つて愧ぢざるの精神であるが、何分にも其任に當り難いと述べ、聖旨に副ひ奉るの道に苦心してゐる有樣がよく示されてゐる。勅語渙發直前に至つて案文を上奏して聖旨を拜承した事情に就いては、「**十月二十二日附井上毅宛芳川顯正書簡**」**圖版五七**、**資料二五**（井上家文書）に詳細である。勅諭案は山縣總理大臣と相談を遂げて昨二十一日兩人打揃つて御前へ出ててこの案を奏上申上げたのであつて、不日何分の御沙汰あらせられることであらうと書き送つてある。この上奏案文に就いては元田翁へ御下問あらせられることであらうと述べ、井上長官より同翁への書簡を求めてゐる。更に「**十月二十二日夜附井上毅宛芳川顯正書簡**」**資料二六**（井上家文書）に於いては勅語渙發の手續につき師範學校へは御臨幸あらせられず文部大臣を宮中へお召しの上御下し遊ばされると通じてある。更に「**十月二十三日附井上毅宛芳川顯正書簡**」**資料二七**（井上家文書）に於いては勅語渙發後直ちに全國に向つて訓令を發すべきにつきその案文に就いての起稿を依賴してある。又「**十月二十四日附井上毅宛芳川顯正書簡**」**資料二八**（井上家文書）に於いては、渙發の手續が愈、決定せられるに至つたことゝ渙發後の訓令に就いての打合せがあり、渙發直前の有樣をこれによつて窺ひ得る。尙ほこの頃の事情を示してゐる書簡は「**十月二十五日附元田永孚宛德大寺實則書簡**」**圖版五八**、**資料二九**（元田家文書）であつて、その中に元田永孚より勅語文の件につき願出のことを奏聞申上げたこと、案文中の字句修正に就いてのこと、發布の手續に就いてのことが報ぜられてゐる。

かくの如く教育に關する勅語は芳川文相に對する箴言編

纂の御下命にその端を發し、屢〻聖慮を拜し案文字句修正に就いても詳細に叡旨を垂れさせ給うたのである。又この聖旨を體した諸重臣が如何に專念して一意奉答に努めたかは以上の諸書簡によつて知ることが出來たのである。勅語渙發あらせられて後に國民等しく叡慮の程に感激して奉體のことがあつたのであるが、特に翼贊し奉つた四重臣卽ち山縣有朋、芳川顯正、元田永孚、井上毅の歡喜は一入であつた。これ等四重臣間に於いて互にその喜びを述べ、功績を讃へた書簡は、當時の有樣、感激をよく示してゐる。先づ芳川文相が渙發後直ちに井上法制局長官に與へた書簡**「十一月一日附井上毅宛 芳川顯正書簡」資料三〇**（井上家文書）によると、勅語を拜して翌日直ちに官報を以つて全國へ傳へたが、今朝の新聞紙は總べてこれに就いての奉體の誠意を示して居る。三十日には文部省に於いて高等官一同を招集して奉讀せしめたのであるが、非常な歡喜で、各學校長は初めて安心立命の地を得たと大滿足であると報告してゐる。これは全く貴下の御配意によるのであると感謝の心を書き送つてゐる。更に追申として元田翁の喜びも如何程であつたであらうと井上を通じて元田永孚の功にも觸れてゐる。**「十一月二日附元田永孚宛井上毅書簡」圖版五九、資料三一**（元田家文書）に於いては井上法制局長官が元田顧問官へ渙發の喜びを傳へ、その功を稱して積年御誠心御輔導の美果を結んだ事であると申し送つてゐる。又元田永孚は**「十一月三日附山縣有朋宛元田永孚書簡」圖版六〇、資料三二**（山縣家文書）に於いて、勅語渙發に就いて述べ、山縣の功績を讃へてゐる。卽ち維新以來教育の方針定まらず國民は全く迷つてゐたのであるが、この度の勅諭に於いて大方針が明示せられ、古今に通じて謬らず中外に施して悖らずこれこそ天下萬世無窮の皇極といふべく、今これを憲法と比較するに憲法は不磨の大典ではあるけれども時世によつては或は修正を加ふべきであるが、この教育に關する勅語は萬世に亙つて一字をも易ふべからざるものであるとなし、閣下文武の功績は尠くないが、この勅語が渙發せられた大業に翼贊し奉つたことをもつて一生の大功となすべきであると讃辭を呈してゐる。これに對して**「十一月五日附元田永孚宛山縣有朋書簡」圖版六一、資料三三**（元田家文書）に於いて、この度の勅語の渙發は國家の大慶であつて、御同慶の至りであると喜び、自分に送られた讃辭は當らないとなし、これは全く聖天子の上にあらせられることゝ、貴下平素の御啓沃にその力を盡された爲であると、元田顧問官の德を讃えてゐる。

教育勅語渙發後これを如何に奉體して、聖意を拜承すべきかに就いては、芳川文相に箴言編纂の御下命があつた直後より考へられてゐたことであつて、後述する如く九月末の閣議に於いてはこれに就いて詳細に審議せられてゐる。先づ文部大臣が直ちに訓令をもつて勅語を公布することは、前述した井上宛芳川書簡にも示されてゐる如くである。これが十月三十一日の官報によつて公布せられたが、その際の訓示文は**「教育に關する勅語渙發に際し文部大臣訓示」圖版六二、**の如き印刷に附して各學校に配布したのである。又直ちに勅語謄本を作製してこれを全國の各學校に下賜して日夕奉讀せしむることとなしたのである。謄本頒布に就いては元田永孚がその趣旨を覺書した文書が殘されて居り、**「教育勅語謄本頒布趣旨」圖版六三**（元田家文書）がこれである。芳川文相は勅語を奉體して後直ちに省內に於いて會議を催し、如何にすれば教育勅語の聖旨を文教方針の中に現し得るかに就いて議したのである。その際に芳川文相の述べた意見を筆記せしめた文書が**「勅語渙發直後芳川文相教育意見書」圖版六四、資料三四**（芳川家文書）である。この意見書に於いては明治初年以來の德育狀況を縷々と述べ、この度勅語渙發せられて德育の大本が明示せられた幸を敍し、この聖旨を徹底せしむる爲には各學校の教科書に聖諭を揭げて日常奉體せしむべきは勿論、特に教員の力に俟つことが大であるから、教員養成に主力を注ぐべしとなしてゐる。この意見書の終りには後年になつて芳川顯正の附した跋文がありその成立を示してゐる。かくの如くにして聖旨奉體の文部省に於ける方途が樹てられたが、更に勅語奉體の狀況に就いては各府縣の事情を明かになさんとして、文相は地方長官に對してこれに就いての下問を發してゐる。その際府縣知事が解答した筆記が**「勅語奉體に關する府縣知事の解答」圖版六五、資料三五**（芳川家文書）として殘されてゐる。これによつて各府縣に於ける奉體の狀況を知ることが出來る。

教育に關する勅語渙發後に於ける奉體に關しては既に九月二十六日附をもつて閣議に提出せられた文書に明記せられてゐる。**「德教に關する勅諭の議」圖版六六、資料三六、**（芳川家文書）がこれであつて、初めに勅諭成立の事情に就いて記し、次には發布の方法に就いて二案を揭げ第三には發布後に於ける文部省の奉體の方法に就いて審議を求めてゐる。その奉體の方法としては教科書の卷首に勅語を揭げ日課の初めに於いてこれを拜誦せしめ、自然に聖意のある所を感銘せしむる。他方には耆德碩學の士を選んで勅語衍義を著述發行せしめ、これを文部大臣が檢定して倫理修身の正課に充てる旨が記されてゐる。この二つの奉體の方法は直ちに著手されたのであつて、衍義書編纂に就いては井上哲次郎にその執筆を依囑した。井上哲次郎は早速に筆を執つたのであつて、間もなく草稿本を提出した。この草稿本に就いては井上哲次郎が後年次の如くに述べてゐる。